

支援措置番号	201001
担当省庁	警察庁
支援措置事項名	映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路交通法第77条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	映画ロケ、イベント等及びカーレースのため道路を使用しようとする者は、警察署長の許可を受ける必要があります。
支援措置を設ける趣旨	地域活性化等を目的とするイベント等の道路使用について、その社会的意義を踏まえ、道路使用許可手続の円滑化を図るものです。
支援措置の内容	<p>都道府県警察に対し、地域活性化等に資する映画ロケ、イベント(オープンカフェの設置を含む。)等及びカーレースに伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出了しました。地域活性化等に資する映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用については、この通達を踏まえ、警察署長が、地域住民や道路利用者等の意見を踏まえつつ、個別具体的な事情に照らして許可することとなりますので、具体的な内容について所轄警察署に相談して下さい。</p> <p>なお、通達の内容は警察庁のホームページ(http://www.npa.go.jp/)をご参照下さい。</p>
今後の検討スケジュール	平成16年3月、都道府県警察に対して通達を发出了しました。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	201002
担当省庁	警察庁
支援措置事項名	民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路交通法第77条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	道路を使用しようとする者は、警察署長の許可を受ける必要があります。
支援措置を設ける趣旨	民間事業者等が地域の合意に基づいて行う街の賑わいに資する道路使用について、その社会的意義を踏まえ、道路使用許可手続の円滑化を図るものです。
支援措置の内容	平成16年度中に、都道府県警察に対し、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、道路使用許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用を図るための通達を発出することとしています。
今後の検討スケジュール	平成16年度中に都道府県警察に対して通達を発出することとしています。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	230001
担当省庁	警察庁、国土交通省
支援措置事項名	道路使用許可・道路占用許可の手續改善
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路交通法第77条 道路法第32条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	道路を使用しようとする場合、警察署長による道路使用許可と道路管理者による道路占用許可の両方が必要であることがあります。
支援措置を設ける趣旨	申請者の負担軽減に資するため、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、手續の一層の簡素合理化を図るものです。
支援措置の内容	平成16年度中に、道路使用許可と道路占用許可の両方が必要である場合について、一方の窓口に一括して申請できる制度を申請者に広く周知しその活用を促進するなど、手續の一層の簡素合理化を図るための通達を発出することとしています。
今後の検討スケジュール	警察庁及び国土交通省が連携・調整の下、平成16年度中に都道府県警察及び道路管理者に対して通達を発出することとしています。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	203001
担当省庁	金融庁
支援措置事項名	地域資本市場利用の住民向け地方債発行に限る券面不発行への早期対応の要請
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	地方債を含む債券の振替システムの早期立ち上げを図ります。
支援措置の内容	公社債の券面不発行化については、15年1月に、「社債等の振替に関する法律」が施行されたことにより、法制面での措置は完了しており、現在、証券保管振替機構が、銀行や証券会社などの実務関係者を交え、地方債を含む債券の振替システムの構築に向け検討中です。金融庁としては、早期に振替システムの立ち上げが図られるよう、証券保管振替機構や実務関係者との連携を密にするなどの協力を行います。
今後の検討スケジュール	証券保管振替機構が、17年度中に振替システムの立ち上げを図ることができるよう引き続き金融庁としても協力を行います。
特記事項	なし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	203002
担当省庁	金融庁
支援措置事項名	中小企業再生支援協議会等による企業再生推進のための環境整備
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	平成16年2月26日に金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の改訂を行い、検証ポイント5.(2)ロにおいて「株式会社整理回収機構並びに中小企業再生支援協議会が策定支援した事業再生計画についても、株式会社産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と、原則として同様に扱う」旨を規定しました。
支援措置を設ける趣旨	株式会社整理回収機構や中小企業再生支援協議会による企業再生推進のための環境整備を図ります。
支援措置の内容	<p>株式会社整理回収機構や中小企業再生支援協議会が策定支援した「実現可能性が高く抜本的な経営再建計画」に従い、経営の再建が行われている場合には、当該計画に基づく金融機関の貸出金は貸出条件緩和債権に該当しない旨を明確化しました。</p> <p>「実現可能性が高く抜本的な経営再建計画」とは以下の要件を満たす計画をいいます。(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 - 2 - 9 - 3 (2) ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること ・計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと ・計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること ・概ね3年(債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となること ・各金融期間ごとに、計画における当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案すると、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と同様の利回りが確保されていると見込まれること
今後の検討スケジュール	平成15年度中に措置済み
特記事項	なし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	204001
担当省庁	総務省
支援措置事項名	国家公務員による大学教員との勤務時間内兼業に係る基準等の明確化
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「大学の教員との兼業の許可について(通知)」(平成16年3月8日総人恩総第163号)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要することとされています(国家公務員法第104条)。
支援措置を設ける趣旨	大学教育の高い公共性に鑑み、一般職の国家公務員が「産学公・地域連携」活動等のために大学の教員との勤務時間をさく兼業を行う場合の許可基準等を明確化する必要があるためです。
支援措置の内容	<p>一般職の国家公務員が大学の教員との勤務時間をさく兼業を行う場合の許可基準を定めた「大学の教員との兼業の許可について(通知)」を平成16年3月8日付で各府省に対して発出しました。通知において定められている許可基準に関する事項は、以下の通りです。</p> <p>1 大学の教員との勤務時間をさく兼業の許可を受けようとする場合において、当該許可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、許可することができること。</p> <p>(1) 兼業先の職務内容が職員の職務上得た専門的知識・経験等を社会に還元するものであるとともに、公務の活性化に資するものであるとき。</p> <p>(2) 兼業先の職務内容が公務に優先する政策的意義を有するものであるとき。</p> <p>(3) 職員の職務内容と密接に関連すると認められるとき等、兼業先の職務内容を他の者が行うことが困難であるとき。</p> <p>(4) 勤務時間をさく予定の日時における兼業先の職務を正規の勤務時間外に行うことが困難であるとともに、兼業のため勤務時間をさくことにより公務の運営に支障が生じないと認められるとき。</p> <p>2 大学の教員との勤務時間をさく兼業の許可は、原則として、1年を超えない期間について与える取扱いとされたいこと。なお、許可を得て兼業の期間を更新することは差し支えないこと。</p>
今後の検討スケジュール	「大学の教員との兼業の許可について(通知)」を平成16年3月8日に発出しています。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	<u>平成16年4月1日から活用可能。期限を設けない。</u>

支援措置番号	204002
担当省庁	総務省
支援措置事項名	合併後の住居表示に旧市町村名に「区」を付して表示することの容認
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	市町村の合併の特例に関する法律 第5条の7、第5条の37 市町村の合併の特例等に関する法律 第25条、第55条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	旧市町村名など、合併の際に設けられる地域自治区又は合併特例区の名称を住居表示などに用いることを可能とすることにより、自主的な市町村合併の推進に資することを目的とします。
支援措置の内容	<p>市町村の合併に際し、地域自治区()又は合併特例区()を設置した場合、住居表示に関する法律に規定する住居の表示等については、当該地域自治区又は合併特例区の名称を冠するものとします。</p> <p>地域自治区： 市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第1項、市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項に規定する地域自治区をいいます。 地域自治区の名称及び区域については、合併に係る地域自治区の設置にあたり合併関係市町村の協議により定めます。</p> <p>合併特例区： 市町村の合併の特例に関する法律第5条の8第1項、市町村の合併の特例等に関する法律第26条第1項に規定する合併特例区(特別地方公共団体)をいいます。 合併特例区の名称及び区域については、合併特例区の設置にあたり合併関係市町村の協議で定める規約において定め、都道府県知事(合併関係市町村が2以上の都道府県にわたる場合は総務大臣)の認可を受けることが必要となります。</p> <p>なお、本支援措置は制度の導入を行うものであり、地域再生計画への記載の有無を勘案し個別の配慮等を行うものではありません。</p>
今後の検討スケジュール	<p>平成16年通常国会において、<u>市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案を提出し、本年5月に成立・公布。</u></p> <p><u>については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定。</u> <u>については、平成17年4月1日施行予定。</u></p>
特記事項	<p>市町村の合併の特例に関する法律の施行日(公布の日(平成16年5月26日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日)以降、適用されるものです。</p>

支援措置番号	204003
担当省庁	総務省
支援措置事項名	コミュニティ・ファンドの形成支援
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	<p>少子・高齢化や核家族化の進行、環境意識の高まりなど、社会情勢が変化 する中で、介護・福祉、子育て支援、生活支援、環境保全・リサイクルなど 様々な分野において、住民ニーズの拡大が見られます。</p> <p>このため、これらの地域住民のニーズに対応したサービス等を廉価で継続 的に提供し、自らの利益の追求よりも地域課題の解決を目的とする事業等を 資金面から支援し、住民サービスの向上や地域経済の活性化等を促進する ため、地方公共団体によるコミュニティ・ファンド形成を支援します。</p>
支援措置の内容	<p>地方公共団体が、単独事業として、コミュニティ・サービス事業等を支援する ために、公益法人等がコミュニティ・サービス事業者等に融資、債務保証又は 投資等をするための資金として、出資又は貸付を行い、コミュニティ・ファンド を形成する事業のうち、総務大臣が認めるものを出資債の対象とします。</p> <p>また、その償還金利子については、後年度、所要の特別交付税措置を講じ るものとします。</p>
今後の検討スケジュール	
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用で きる時期について	特になし。

支援措置番号	204004
担当省庁	総務省
支援措置事項名	コミュニティ・サービス事業の活性化支援
措置区分	省令
支援措置に係る法令等の名称及び条項	地方交付税法(昭和25年法律第211号)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	コミュニティ・サービス事業を行うNPO活動等を活性化させるための経費を地方交付税に算入しています。
支援措置を設ける趣旨	地域住民のニーズにきめ細かく対応するコミュニティ・サービス事業の活性化により、コミュニティ活動や地域経済を活性化する効果が期待されることから、その活性化を支援します。
支援措置の内容	地方交付税に算入しているコミュニティ・サービス事業を行うNPO活動等を活性化させるための経費に加え、コミュニティ・サービス事業への制度融資、アドバイザー派遣や相談会の開催等に要する経費を地方交付税に算入します。
今後の検討スケジュール	平成15年度中に所要の省令改正を行います。
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	特になし。

支援措置番号	204005
担当省庁	総務省
支援措置事項名	地域再生マネージャー制度の導入等
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	平成16年度地域再生マネージャー事業実施要綱
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	市町村に対し地域再生マネージャーに係る情報提供及び財政支援を行うこととしています。
支援措置を設ける趣旨	産業振興・観光振興・商業振興等、市町村の地域再生に係る取組にあっては、具体的・実務的ノウハウ等を有する企業又は人材等の活用が重要であることから、当該企業等に係る情報を市町村に提供するとともに財政支援を行うこととし、市町村が当該企業等を「地域再生マネージャー」として選定、地域再生に係る業務を委託するシステムを構築することにより、地域再生に資するものとします。
支援措置の内容	個別企業の振興にとどまらず、広く地域全体の再生に資する実践的かつ具体的取組を進めるため、市町村に対し地域再生マネージャーに係る情報提供及び財政支援を行います。 平成16年度は11団体を対象団体として選定しました。平成17年度も10団体程度を新規に対象団体として選定する予定です。
今後の検討スケジュール	平成17年度も引き続き事業を行う予定です。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	平成16年度においては、第1回地域再生計画認定申請に際してのみ活用可能

支援措置番号	204006
担当省庁	総務省
支援措置事項名	土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地の地方公共団体による有効利用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地について、地方公共団体による有効利用を図ります。
支援措置の内容	<p>土地開発公社の経営健全化の観点から、土地開発公社の所有する公有地先行取得事業用地を土地開発公社が直接貸し付けるのではなく、当該土地を地方公共団体が取得してその有効利用を図るための地方債措置を講じます。</p> <p>(措置の方向性) 計画的な経営健全化を図る土地開発公社に係る土地の再取得について、次のような措置を講じます。 当該土地を地方公共団体が再取得し将来公共用地として活用する場合には、当該再取得費について一般単独事業債等による地方債措置を講じます。 当該土地を地方公共団体が再取得し民間企業に貸し付けて活用する場合には市場実勢等を勘案した適切な賃料設定の有無や当該企業の財務能力等を十分確認の上、一般単独事業債による地方債措置を講じます。</p> <p>なお、本支援措置は制度の導入を行うものであり、地域再生計画への記載の有無を勘案し個別の配慮等を行うものではありません。</p>
今後の検討スケジュール	具体的措置について検討中であり、平成16年度第3四半期に措置の導入を図ります。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	上記 の検討が終了し次第、各地方公共団体に通知予定。

支援措置番号	204007
担当省庁	総務省
支援措置事項名	任期付短時間職員制度の創設
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 第4条、第5条 地方公務員法 第26条の2、第26条の3
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本格的業務を行う短時間勤務職員は、地方公務員法第28条の5第1項の規定による再任用職員についてのみ可能とされています。 ・ 地方公務員の一般職の職員の任期を定めた採用については、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者についてのみ可能とされています(任期付職員法第3条)。 ・ 職員の部分休業は、育児のための部分休業(地方育休法第9条)のみ規定があります。
支援措置を設ける趣旨	構造改革特区、地域再生構想等における地方公共団体からの要望・提案も踏まえ、地方分権の進展に伴う行政の高度化・専門化や行政需要の増大に適切に対応するとともに公務の能率的な運営に資するため、柔軟で弾力的な多様な任用・勤務形態の導入を図るものです。
支援措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って従事させることが必要である場合 ・ 住民に対して直接提供するサービスについて、その提供時間の延長若しくは繁忙時の提供体制を充実させ、又はその体制等を維持する必要がある場合に、当該サービスに係る業務に従事させる必要がある場合 ・ 部分休業を取得した職員の業務を代替する必要がある場合 <p>には、条例で定めるところにより、任期付短時間勤務職員を採用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に期間を限って職員に従事させることが必要である場合には、条例で定めるところにより、職員(常勤)を任期を定めて採用することができます。 ・ 職員が申請した場合において、公務運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、修学のための部分休業を承認することができます。 また、職員が申請した場合において、公務運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、定年退職前の最長5年間について部分休業を承認することができます。 <p>なお、本支援措置は制度の導入を行うものであり、地域再生計画への記載の有無を勘案し個別の配慮等を行うものではありません。</p>
今後の検討スケジュール	<u>地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律を制定し、施行済み。</u>
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	204008
担当省庁	総務省
支援措置事項名	第三セクター設立のための出資金に対する地域再生事業債適用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「平成16年度における地域再生事業債等の取扱いについて」
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	地域再生事業債は、平成16年度の地方単独事業の予算計上額の状況に応じ一定の要件を満たす地方公共団体について、通常の地方債の充当に加えさらに100%までの範囲内で地域再生事業債を充当することができます。
支援措置を設ける趣旨	地域経済の活性化と地域雇用の創造を実現し地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が円滑に事業を実施できるよう、新たに地域再生事業債を創設。
支援措置の内容	公共施設の建設事業を行う第三セクターで地方公共団体が2分の1以上出資しているものの設立のための出資に要する経費について、地域再生事業債は、通常債の充当残部分にも充当できます。
今後の検討スケジュール	「平成16年度における地域再生事業債等の取扱いについて」を通知済み。
特記事項	
当該支援措置を活用できる時期について	<u>平成16年度については、本支援措置を活用することが可能です。</u> <u>平成17年度以降の本支援措置の活用については、地域再生事業債の存続が前提となります。</u>

支援措置番号	204009
担当省庁	総務省
支援措置事項名	<u>受託研究における機器の継続使用の容易化(独立行政法人情報通信研究機構(NICT):平成16年4月1日に通信・放送機構と独立行政法人通信総合研究所との統合により発足)</u>
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	<u>独立行政法人情報通信研究機構会計規程 第46条</u>
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<u>受託機関が、一定の条件のもと、NICTが行った研究開発又は調査に関連する研究開発又は調査を行うとき、随意契約による無償譲渡を受けることが可能です。</u>
支援措置を設ける趣旨	大学、研究機関等がNICTからの受託研究を実施する場合、受託期間終了後、 <u>一定の条件のもと、研究機器の無償譲渡の上、継続使用が可能となり、研究開発の一層の推進が期待できます。</u>
支援措置の内容	<u>受託期間終了後、NICTはNICTが行う他の業務での使用について検討し、検討の結果、NICTが行う他の業務において財産の使用ができない場合には、当該財産を一般競争入札により売却するものとします。ただし、国、地方公共団体、国公立大学、私立大学、高等専門学校、国公立の研究機関、独立行政法人又は公益法人が受託機関であってそれらの機関が、NICTが行った研究開発又は調査に関連する研究開発又は調査を行うときは随意契約による無償譲渡をすることができます。</u>
今後の検討スケジュール	平成16年4月1日から実施
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	<u>期限を設けない。</u>

支援措置番号	204010
担当省庁	総務省
支援措置事項名	地域イントラネット基盤施設整備事業等の拡充
措置区分	補助要綱
支援措置に係る法令等の名称及び条項	情報通信格差是正費補助金交付要綱補足事項1 地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱補足事項1
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	地域イントラネット基盤施設整備事業及び地域公共ネットワーク基盤整備事業において、あらかじめケーブルテレビへの開放を目的とする整備は認められていない。
支援措置を設ける趣旨	地域の公共施設間等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を促進するため、地域イントラネット基盤施設整備事業及び地域公共ネットワーク基盤整備事業について、あらかじめケーブルテレビ(地方公共団体又は第3セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能としました。
支援措置の内容	地域イントラネット基盤施設整備事業及び地域公共ネットワーク基盤整備事業においてケーブルテレビ(地方公共団体又は第3セクターが運営するものに限る。)への開放を目的とする整備を可能とします。 なお、この措置は情報通信格差是正費補助金交付要綱等に従い、所要の手続きをとっていただく必要があります。手続きの詳細については、総務省の各総合通信局まで御相談ください。
今後の検討スケジュール	
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	特に期限を設けない。

支援措置番号	204011
担当省庁	総務省
支援措置事項名	移動通信用鉄塔施設整備事業の補助対象拡充
措置区分	補助要綱
支援措置に係る法令等の名称及び条項	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱別表「1 移動通信用鉄塔施設整備事業」の項
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	移動通信用鉄塔施設整備事業の補助対象設備である伝送用専用線については、平成16年度から、有線のものについても補助対象とされています。
支援措置を設ける趣旨	有線の伝送用専用線については、従来、移動通信サービス提供事業者が独自に確保しなければならず、そのための費用負担が本事業に参画できない要因の一つとなっていました。このため、基地局から同一市町村内のアクセスポイントまでの有線設備(光ケーブル)を補助対象化することにより、本事業への事業者の一層の参画を図ることとしました。
支援措置の内容	平成16年度から、基地局から同一市町村内のアクセスポイントまでの有線設備(光ケーブル)を補助対象化しました。なお、この措置は、移動通信用鉄塔施設整備事業の補助対象の拡充を内容とするものであり、本事業の実施を要望される場合は、情報通信格差是正事業費補助金交付要綱等に従い、所要の手続きをとっていただく必要があります。手続きの詳細については、総務省の各総合通信局まで御相談ください。
今後の検討スケジュール	
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	<u>期限を設けない。</u>

支援措置番号	204012
担当省庁	総務省
支援措置事項名	加入者系光ファイバ網設備整備事業の対象地域の拡大
措置区分	補助要綱
支援措置に係る法令等の名称及び条項	地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱「第3条(2)」の項
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	加入者系光ファイバ網設備整備事業の事業対象地域については、過疎地域又は離島の属する町村全域としていましたが、平成16年度から辺地、半島、山村、特定農山村を含む町村全域に拡大するとともに、合併により市となった旧対象町村の区域を事業対象地域としました。
支援措置を設ける趣旨	本事業の対象地域は、過疎地域又は離島の属する町村全域に限られていましたが、地理的情報格差の是正の一層の推進や関係町村、団体等からの要望を踏まえ、辺地、半島、山村、特定農山村を含む町村全域へ拡大しました。また、市町村合併の推進状況を踏まえ、合併により市となった旧対象町村の区域を事業対象地域としました。
支援措置の内容	<p>本事業は、過疎地域等において、モデル事業として、地域公共ネットワークを活用しつつ加入者系光ファイバ網を整備する町村に対して、国が所用の経費の3分の1を補助するものです。また、町村の負担分については、過疎債、辺地債及び地域活性化事業債が措置されます。</p> <p>平成16年度より、事業対象地域を過疎地域又は離島の属する町村全域に加え、辺地、半島、山村、特定農山村を含む町村全域にも拡大しました。</p> <p>なお、平成15年度末日現在過疎地域、離島に係る町村又は平成16年度当初において、辺地、半島、山村、特定農山村に係る町村であって、合併により市となったものについて、旧対象町村の区域を事業対象地域としました。</p> <p>本事業の実施を要望される場合は、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱等に従い、所要の手続きをとっていただく必要があります。手続きの詳細については、総務省の各総合通信局までご相談ください。</p>
今後の検討スケジュール	
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	<u>期限を設けない。</u>

支援措置番号	2040013
担当省庁	総務省
支援措置事項名	ロボット実証実験における特定実験局開設
措置区分	省令
支援措置に係る法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法施行規則第7条 ・無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準第6条 ・無線局免許手続規則第15条の6及び第17条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	実験局に係る申請から免許までには、審査(混信検討を含む)、予備免許及び落成検査が必要となります。
支援措置を設ける趣旨	<p>技術革新のスピードの速い情報通信分野において、周波数有効利用技術や新たな無線システムの実証実験を早期に実施したいとの要望が大学やメーカーの研究所等から寄せられていることから、混信の回避等、一定の要件の下、早期に開設できる実験局(特定実験局)の制度を創設しました。これにより、大学やメーカー等での新たな技術開発が促進され、迅速な製品化等、産業の活性化に結びつくものと期待しています。</p>
支援措置の内容	<p>予め告示した周波数、空中線電力及び使用地域の範囲内であって、免許期間が1年から2年程度の短期間の実験局については、予備免許及び無線局検査の省略により、免許手続きを大幅に緩和し、申請から免許付与までを1～2週間程度で行えるようにするものです。</p>
今後の検討スケジュール	平成16年3月1日付官報により掲載日をもって施行済み。
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	<u>期限を設けない。</u>

支援措置番号	205001
担当省庁	法務省
支援措置事項名	学校の夏期休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与
措置区分	告示
支援措置に係る法令等の名称及び条項	未定
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	外国の大学生を外国語講師等として招聘することが可能となることから、小中学校の生徒が、夏休み期間中などに外国語や異文化を体験する機会が広がり、当該地域において国際化へ対応しうる人材育成が図られます。
支援措置の内容	<p>外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、以下の要件を満たす場合には、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動について、「特定活動」の在留資格を決定します。</p> <p>地方公共団体において、当該学生に対し、その滞在期間中の住居の提供その他必要な支援を行う体制が整っていること</p> <p>当該学生が講義を行う場所、期間及び報酬が地方公共団体が策定するプログラム等において明確にされていること</p> <p>地方公共団体において当該学生の入国から帰国までの管理が徹底されていること</p> <p>注) 具体的な要件については、今後変更することが有り得る。</p>
今後の検討スケジュール	平成16年度中に告示の改正を実施。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	<u>期限を設けない。</u>

支援措置番号	206001
担当省庁	外務省
支援措置事項名	香港SAR旅券、英国BNO旅券(香港居住権者)に対する査証免除
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	査証が必要
支援措置を設ける趣旨	日・香港間の人的交流の促進
支援措置の内容	香港特別行政区(SAR)旅券所持者及び英国海外市民(BNO)旅券所持者が我が国を90日以内(非就労)で訪問する場合に必要な短期滞在査証を免除します。
今後の検討スケジュール	本年4月1日より実施
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	230002
担当省庁	財務省、厚生労働省
支援措置事項名	国民生活金融公庫の企業再生に係る特別貸付制度の創設
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	国民生活金融公庫特別貸付制度要綱の制定
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	<p>現在、国民生活金融公庫では、セーフティネット機能を適切に果たすべく、中小企業の資金需要に積極的に対応しているところですが、中小企業再生支援協議会、株式会社産業再生機構、株式会社整理回収機構等を活用した企業再生に対する取組みを一層強化することにより、地域再生を支援する必要があります。こうした観点から、中小企業再生支援協議会、株式会社産業再生機構、株式会社整理回収機構等に係る企業再生に取組む中小企業を支援するための貸付制度について、平成16年度より創設しています。</p>
支援措置の内容	<p>国民生活金融公庫において、中小企業再生支援協議会、株式会社産業再生機構、株式会社整理回収機構等に係る企業再生に取組む中小企業を支援するための貸付制度を平成16年度より創設しています。当該措置が地域再生計画に盛り込まれた場合には、国民生活金融公庫の既存の貸付制度で対象となる事業者であるという要件に合致するか否かについて形式面での判断を行い、実際の融資について、具体的な融資に関する相談等に応じ、国民生活金融公庫による金融面での判断を経た上で融資を行います。</p>
今後の検討スケジュール	
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	208001
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「地域づくり支援室」設置要綱 (平成15年12月25日 生涯学習政策局長決定)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	教育、文化及びスポーツの分野の振興を通じた地域づくりを推進するため、文部科学省内に「地域づくり支援室」を設置し、地域づくりのための地方公共団体等からの相談への対応や要望等の把握、新たな支援策の企画・立案、専門家の派遣、関係機関との仲介支援、取組の全国への普及等、教育関連の総合的な支援体制の整備を図ります。
支援措置を設ける趣旨	教育、文化及びスポーツの振興を通じた地域づくりを推進する観点から、地域づくり支援室等のアドバイザー機能の充実を図ります。
支援措置の内容	<p>文部科学省では、教育、文化及びスポーツの振興による地域づくりを更に積極的・総合的に推進するため、平成16年1月19日に「地域づくり支援室」を設置し、文部科学省の地域づくりに関する施策の充実を図っています。また、地域づくりを支援する文部科学省のワンストップサービスセンターとして、市町村等からの相談に対応できる総合窓口としての機能を果たします。</p> <p>(室の構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習政策局、初等中等教育局、高等教育局、スポーツ・青少年局、文化庁の職員 ・大学教授、市町村長等、NPO等のまちづくり関係団体の代表者等の外部の地域づくりの専門家(「地域づくり支援アドバイザー」) <p>(具体的な支援)</p> <p>教育・文化・スポーツによる地域づくりを推進するため、新たな地域づくりのための施策の企画・立案、市町村等からの要望の把握、相談体制の整備や専門家の派遣、関係機関との仲介支援、地域づくりの取組の全国への普及等に係る支援を実施します。</p>
今後の検討スケジュール	<p>地域づくり支援室の各機能の充実を図ります。</p> <p>文部科学省内の地域づくり関連する情報を「地域づくり支援室HP」において随時発信します。</p> <p>地域づくりを積極的におこなっている市町村による「地域づくり支援研究協議会」を設置し、市町村主体の地域づくりに関する情報発信・交換の場として継続的に実施します。(平成16年3月16日第一回開催)</p> <p>地域づくり支援アドバイザー(外部の専門家)等の積極的な活用により、地方公共団体に対する相談体制を更に強化します。</p> <p>全国の国公私立大学等を対象に地域づくりの取組事例集を作成し、先進事例として市町村等へ情報提供いたします。</p> <p>全国の都道府県、市町村を対象とした地域づくりの取組事例集を作成し、先進事例として市町村等へ情報提供いたします。</p>
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	208002
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	幼稚園における木材の活用が可能であることの明確化
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	幼稚園設置基準第8条第1項
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	幼稚園の保育室、遊戯室及び便所の施設を2階に置く場合には、園舎を耐火建築物としなければならないこととなっています。
支援措置を設ける趣旨	現在でも、耐火建築物とする場合も含め、木材を活用した幼稚園園舎を設置することは可能であるが、今回、地域再生構想の提案の中で、幼稚園設置基準の規定が、木材利用の障害となるのではないかという趣旨の指摘があったため、幼稚園における木材の活用が可能であることを明確化するものです。
支援措置の内容	木材の活用を進めるために教育委員会の施設担当者や一般の方等を対象とした講習会の開催(平成16年9月以降順次実施予定)や、木材を活用した学校施設の事例集の作成を行い、その中で幼稚園を耐火建築物とする場合も含めて、木材を活用した施設の設置が可能であることについて明確化して <u>います。</u> しました。 (法令の特例等を設けるものではありません)
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	208003
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	補助金で取得した研究機器等の研究終了後の転用の弾力化
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第13条及び14条、ほか各補助金制度の交付要綱等
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	補助事業等により取得した研究開発機器等の財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、 ・補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合 ・文部科学大臣が定める期間を経過した場合 を除き、大臣承認を受けなければならない。
支援措置を設ける趣旨	本来は、補助金等の交付の目的内で使用等されることを原則としつつも、当該補助金の趣旨や目的にかんがみ、必要に応じて大臣承認の基準の明確化等を図ることにより、転用の弾力化を図る。
支援措置の内容	補助事業の終了後に、補助事業等により取得した研究開発機器等の財産を転用しようとする場合の大臣の承認基準を以下のとおり明確化する。 〔承認基準〕 当該機器等を維持する必要性の低下や、当該機器等の遊休化に伴い、その転用を図ることが経済活性化等の観点から効果的であると認められること 補助事業等の目的と密接に関連する用途又は公共性の高い用途に転用されること 以上の基準をいずれも満たす場合には、当該機器等の転用により補助事業者等が収益を受ける場合等を除き原則として国庫納付を求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めるものとする。
今後の検討スケジュール	平成16年度中に補助事業者への事務連絡等により周知する予定。 なお、本支援措置を地域再生計画に位置づけた申請があった場合は、文部科学大臣の同意を得た内閣総理大臣の認定をもって、文部科学大臣の承認があったものと見なすこととする。
特記事項	本支援措置を地域再生計画に位置づける場合の認定申請書には、 ・対象補助事業名 ・事業期間中の補助金交付金額 ・処分しようとする財産(仕様、数量、取得時の価格、取得年月日等)及びその内容 ・処分の理由及び処分予定年月日 ・処分の相手方(住所、氏名、使用場所及び目的) ・処分の条件 を記載すること。併せて、 ・当該機器等を維持する必要性の低下や、当該機器等の遊休化に伴い、その転用を図ることが経済活性化等の観点から効果的であると認められること ・補助事業等の目的と密接に関連する用途又は公共性の高い用途に転用されること がいずれも満たされることを証する書面を添付するものとする。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	208004
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	案内標識等サイン類の様式の統一
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	・歴史の道整備活用推進事業国庫補助要項
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	歴史の道整備活用推進事業国庫補助要項において、対象地域における標識、説明板、休憩施設等、活用管理施設の整備を補助対象としておりますが、標識等の様式について特段の定めは設けていません。
支援措置を設ける趣旨	歴史の道整備活用推進事業における案内標識等サイン類について、他事業において設置するものと様式を統一化することなど、地域が最適と判断した様式での設置が可能であることを確認し周知することにより、地域再生のために行う事業の円滑な実施を支援するものです。
支援措置の内容	歴史の道整備活用推進事業においては、各種案内標識について地域が景観等を考慮して最適と判断した形状、色等により設置することが可能であることを確認のため全国に通知します。
今後の検討スケジュール	平成16年3月29日付で全国の都道府県に通知済み。
特記事項	歴史の道整備活用推進事業においては、各種案内標識について地域が景観等を考慮して最適と判断した形状、色等により設置することが可能です。本件については、平成15年度中に全国に通知しており、新たに相談等をしていただく必要はありません。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	208005
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	カモシカの捕獲についての現状変更許可権限の都道府県への委譲
措置区分	告示
支援措置に係る法令等の名称及び条項	文化財保護法施行令第5条第4項第1号又
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	都道府県等の教育委員会が史跡名勝天然記念物の「管理のための計画」を定めている区域のうち、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域における現状変更の事務は、都道府県等の教育委員会へ権限委譲することができます。
支援措置を設ける趣旨	都道府県の教育委員会に現状変更の許可等の権限を移譲し、文化財保護法における手続きの簡素化、効率化を図ることにより、地域再生のために行う事業の円滑な実施を支援するものです。
支援措置の内容	<p>都道府県の教育委員会が、特別天然記念物カモシカの適切な保護管理を図るため、文化庁長官が次の要件に該当し適切と判断した場合には、文化財保護法におけるカモシカの捕獲の許可等の権限を都道府県に委譲することとします。</p> <p>(1) 農林業等被害防止に係る捕獲であること。 (2) カモシカ保護地域とそれ以外の地域について、生息状況・生息環境・農林業被害発生状況及び被害対策実施状況等のデータに基づいた、地域個体群を単位とする保護管理計画を策定すること。 (3) 保護管理計画の策定及び実施にあたっては、カモシカの地域個体群の生息状況について専門的な知見を有するメンバーからなる組織を有していること。 (4) 捕獲後の生息状況の変化について、モニタリング調査を実施すること。 (5) 安定的な生息状況が維持されていないと判断した場合は、直ちに捕獲を中止すること。 (6) 当該都府県内の関係部局との連絡体制がとられていること。 (7) カモシカ保護地域が複数の都府県にわたる場合において、保護管理計画の策定及び実施にあたっては、関係都府県と協議をすること。</p>
今後の検討スケジュール	本措置を地域再生計画に位置づける場合については、文部科学大臣が同意し、官報告示をもって権限の委譲を認めることとします。
特記事項	本措置を地域再生計画に位置づける場合については、（支援措置の内容）に掲げられている支援措置の適用要件に該当する旨が明らかになるよう必要な書類を添付してください。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	209001
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	緊急地域雇用創出特別基金事業の中小企業特別委託事業の委託対象者要件の見直し
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「平成13年度緊急地域雇用創出特別交付金の交付及び緊急地域雇用創出特別基金事業の実施について」(平成13年11月28日付け厚生労働省発職第252号)別紙2「緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領」第6
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	緊急地域雇用創出特別基金事業のうち中小企業特別委託事業については、雇用機会の創出に加えて、経営の悪化した中小企業における雇用の安定についても目的としていることから、本事業を受託できる中小企業については、従業員数が50人未満であること、最近の売上高が一定以上減少していることなどを要件としています。
支援措置を設ける趣旨	平成14年度補正予算において、緊急地域雇用創出特別交付金を拡充し、中小企業の雇用の安定や雇用機会の創出を目的とした「中小企業特別委託事業」を新設し、平成15年度から実施していますが、最近の景気が着実に回復している状況を踏まえ、景気の回復が雇用機会の創出・拡大に確実に結びつくようにするため、本事業の見直しを行います。
支援措置の内容	<p>本事業は、中小企業の雇用の安定や雇用機会の創出を目的とするものですが、最近の景気が着実に回復している状況を踏まえると、今後においては、景気の回復が雇用機会の創出・拡大に確実に結びつくようにしていくことが重要であることから、平成16年度に新たな事業類型を創設するなど、要件の見直しを行います。</p> <p>1. 現行の事業類型の見直し</p> <p>(1) 対象企業要件 常時雇用する労働者が50人未満 3年前から直近の事業年度まで2年連続売上高が減少し、かつ、直近の事業年度の生産量(額)、販売量(額)等事業活動を示す指標(生産指標)が平成12年度又は3年前に比べ1/3以上減少している企業</p> <p>(2) 実施要件 事業費に占める人件費割合が5割超 事業従事者に占める新規雇用失業者数の割合が1/10以上</p> <p>2. 新たな事業類型の創設</p> <p>(1) 対象企業要件 常時雇用する労働者が50人未満 3年前から直近の事業年度まで2年連続売上高が減少し、かつ、直近の事業年度の生産量(額)、販売量(額)等事業活動を示す指標(生産指標)が平成12年度又は3年前に比べ1/5以上減少している企業</p> <p>(2) 実施要件 事業費に占める人件費割合が5割超 事業従事者に占める新規雇用失業者数の割合が1/2以上</p>
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	平成16年度については、本支援措置を活用することが可能。

支援措置番号	209002
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	若年者向け就業支援センターへの支援と国の職業紹介事業との十分な連携の確保
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	特になし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特になし
支援措置を設ける趣旨	地域との連携及び協力による若年者に対する効果的な就職支援対策を推進するため、都道府県が地域における主体的な取組として若年者のためのワンストップサービスセンターを設置する場合には、国としても、必要な支援及び協力を行います。
支援措置の内容	<p>平成16年度より、都道府県が若年者のためのワンストップサービスセンターを設置する場合には、次に掲げる事業を内容とする「若年者地域連携事業」を委託するとともに、都道府県の要請に応じ、ハローワークの併設を行います。</p> <p>〔若年者地域連携事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中・高校生に対するジュニア・インターンシップ及び職場見学受入れ並びにキャリア探索プログラムに係る講師の派遣に関する広報及び啓発並びに協力企業の開拓及び協力企業に関する情報提供 ・ 高校生の保護者の就職に関する意識の啓発 ・ 高校の進路指導担当者の知識及び能力の向上のための支援 ・ 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等 ・ 若年者採用好事例の収集及び提供 ・ 若年者に対する企業説明会の実施 ・ 若年者に対する職場実習の機会の確保 ・ 内定者に対する講習会の実施 ・ その他若年者の就職を容易にするための事業
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	都道府県が設置する若年者のためのワンストップサービスセンターに、ハローワークの併設を希望される場合は、地域再生計画の作成・申請の前に、あらかじめ都道府県労働局にご相談ください。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	209003
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	地方公共団体の行う無料職業紹介事業の公共職業安定所との求人情報等の共有化
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	平成10年3月27日職発第171号「地方公共団体に対する雇用情報の提供等について」
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	公共職業安定所は、地方公共団体の求めに応じ、求人情報一覧表等を提供しています。
支援措置を設ける趣旨	地域再生に取り組む地方公共団体に対する支援及び協力の一環として、地域の労働力需給調整機能の向上に資するよう、公共職業安定所が保有する求人情報を電子媒体で提供します。
支援措置の内容	地方公共団体が地域の実情に応じて自ら無料職業紹介事業を行う場合には、当該地方公共団体の要請に応じ、公共職業安定所が保有する求人情報のうち、求人者の同意を得てハローワークインターネットサービスにおいて公共職業安定所の求職者以外にも公開されているものを電子媒体で提供します。なお、本支援措置は「地域再生雇用支援ネットワーク事業」の一部です。
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	<u>期限を設けない。</u>

支援措置番号	209004
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	仕事と家庭両立支援特別援助事業補助金によるファミリー・サポート・センターの支部の設置要件の緩和
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「仕事と家庭両立支援特別援助事業の実施について」(平成13年8月6日付け雇児発第510号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	育児に関する相互援助活動を行う市町村のうち、人口10万人を超える市町村については、一定規模以上の事業の実施(援助を行いたい者及び援助を受けたい者の合計数が原則として各支部150人以上であること。)が見込まれる場合、本部のほかに支部を設置することができます。
支援措置を設ける趣旨	支部の設置要件を緩和し、地域の実情に応じた支部の設置を可能とすることにより、仕事と子育てを両立できる環境の整備を行い、地域における子育て支援機能の強化を図ります。
支援措置の内容	現在の要件では、人口10万人を超える市町村でかつ一定規模以上の事業が見込まれる場合について、支部の設置を可能としています。これを市町村合併などの特別な事情がある場合について、特例措置を設けることとします。 具体的には、以下の場合において、10万人未満の市町村においても支部を設置できるようになります。 合併した市町村において、合併前の旧行政区単位での支部設置 隣接する複数の市町村が共同でファミリー・サポート・センターを設置した場合において、構成する市町村ごとの支部設置
今後の検討スケジュール	
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	209005
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	若年者職業能力開発支援事業の実施主体に都道府県を追加
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	若年者を取り巻く現下の雇用失業情勢は厳しく、無業者・フリーターの増加が我が国の経済基盤にも長期的に重大な影響を及ぼす懸念があることから、平成15年6月10日に関係4大臣による「若者自立・挑戦プラン」が取りまとめられ、これを踏まえ、平成16年度から日本版デュアルシステムを導入することとしています。
支援措置の内容	<p>日本版デュアルシステムについては、以下の内容で実施していく予定ですが、平成16年10月から実施する予定であるため、詳細については別途通知により明確にすることとします。</p> <p>1. 概要 この日本版デュアルシステムは、企業実習と座学を組み合わせた養成プログラムを通じて、若年者を一人前の職業人に育てる新たな人材育成システムであるが、その一環として、既存の公共職業能力開発施設において実施する普通課程(もしくは短期課程)の職業訓練のスキームも活用したデュアルシステムを構築、実施し、企業の求人内容の高度なニーズに対応するとともに、若年者のフリーター化・無業化の防止を図ることを目的とします。</p> <p>2. 訓練対象者 概ね35歳以下の求職者であって、その早期安定就労のために本事業の措置を講じることが適当である者</p> <p>3. 訓練期間 1年以上2年以下(短期課程は9カ月以上1年以下) 訓練期間は、1年につき概ね1400時間を目安に、訓練期間に応じて設定</p> <p>4. 訓練設定科目の対象となる職種 自動車整備、電気工事、介護等、知識の習得に加え、実務経験が当該分野への就労の重要な要件となっている分野を中心として、地域における若年未就職の動向、訓練ニーズ等を考慮した上で設定。</p> <p>5. 訓練定員 本訓練を行う一単位の訓練生数は20人を標準として、概ね10人から30人の範囲内。</p>
今後の検討スケジュール	別途「日本版デュアルシステム(普通課程活用・短期課程型)実施要領」を通知(平成16年4月26日)し、平成16年10月より実施予定。
特記事項	
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	209006
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	居宅介護従事者の養成研修を修了した者について、介護保険制度における訪問介護員として都道府県知事が個別に認めた場合の同様の活動の活性化
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「訪問介護員に関する省令について」(平成12年3月21日付け老企第46号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	居宅介護従事者の養成研修を修了した者について、介護保険制度における訪問介護員として都道府県知事が個別に認めた場合に同様の活動が可能であることは明記されていません。
支援措置を設ける趣旨	支援費制度におけるホームヘルパー(居宅介護従業者)が介護保険制度におけるホームヘルパー(訪問介護員)として活動しようとする場合、都道府県知事の判断によって、訪問介護員養成研修の課程のすべてを履修し直すのではなく、一部の履修を免除することができるようにします。
支援措置の内容	「訪問介護員に関する省令について」の一部改正について(平成16年3月26日老振発第0326001号厚生労働省老健局振興課長通知)を発出し、「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)第2号から第16号までに掲げる研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が訪問介護員養成研修課程において履修すべき科目と重複すると認められるものについては、各都道府県の判断により、訪問介護員養成研修課程のうち当該重複すると認められる科目を免除することができるものとなりました。
今後の検討スケジュール	
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	210001
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲の明確化
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特定農地貸付法は、地方公共団体及び農業協同組合が、農地の利用を希望する都市住民等に対し、非営利目的での農作物の栽培を行うため、小面積の農地を短期間貸付ける場合において、例外的に農地法(農地の権利移動の制限)の適用を除外するものです。
支援措置を設ける趣旨	レクリエーション等非営利目的での農作物の栽培のために農地を貸し付ける市民農園(特定農地貸付け)において、自家消費量を超える農作物の収穫が得られた場合の取扱いなど、農作物の販売が可能な範囲に関して通知します。
支援措置の内容	<p>特定農地貸付法上は、「営利を目的としない農産物の栽培」に限って都市住民等による農地の利用が認められているところですが、例えば、予期せず自家消費量を超える農作物の収穫が得られた際の扱いなどについて、様々なケースをもとに、的確な法の運用ができるよう、通知により解釈を明確化するものです。</p> <p>本措置については、「市民農園の整備の推進に関する留意事項について」(平成16年3月26日付け15農振第2643号農村振興局長通知)により通知しました。</p>
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

15農振第2643号
平成16年3月26日

各都道府県知事
全国農業協同組合中央会長
全国農業会議所会長

あて

農林水産省農村振興局長

市民農園の整備の推進に関する留意事項について

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。)及び市民農園整備促進法(平成2年法律第44号。以下「市民農園法」という。)に基づく市民農園(以下単に「市民農園」という。)で生産された農作物の販売が可能な範囲については、昨年7月4日に改定された「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)の別表2の事項番号1004において、通知により解釈を示すこととされたほか、本年2月には、「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)の別表2の事項番号210001により、市民農園で生産された農作物の販売が可能な範囲に関して通知するとされたところである。

また、農薬取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第141号)が平成15年3月10日から施行され、同法による改正後の農薬取締法(昭和23年法律第82号)第11条の規定等により、市民農園利用者が無登録農薬を農作物等の防除に用いることを法的に禁止する等の措置が講じられた。

このようなことから、市民農園制度の円滑かつ適切な運用を図るため、下記事項に留意の上、事務処理が円滑かつ適正に行われるよう、貴管下関係機関に周知徹底方よろしくお願いする。

記

第1 市民農園で栽培された農作物の販売が可能な範囲について

1 特定農地貸付けの基本的な性格

農地の権利移動については、農地の適切な利用の確保が極めて高い公益性を有することから、農地法第3条の許可にかからしめるのが原則である。

これに対し、特定農地貸付けは、レクリエーション目的にも農地を利用したいとの都市住民等の強いニーズに対応するため、本来の産業としての農地利用に悪影響を及ぼさないことが明らかである場合に限り、極めて例外的に農地法第3条の適用を除

外する制度であり、農地法本体の規制のあり方と表裏一体の関係にある。

このようなことから、市民農園における農地の利用については、一定面積未滿の小規模な農地で定型的な条件に基づき短期間に行われ、かつ、営利を目的としない農作物の栽培の用に供する場合に限定されているものである。

2 農作物の販売が可能な範囲についての考え方

市民農園における農地の利用については、上記1のとおりであることから、市民農園における農作物の栽培は、通常、自家消費の用に供するために行われる範囲のものであり、この範囲のものである限り、制度の趣旨に反するものではない。

また、特定農地貸付法第2条第2項第2号において特定農地貸付けを「営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付け」と規定しているように、市民農園における農地の利用に関しては、「農作物の栽培」を開始する段階で「営利を目的としない」ものであることが求められる。

このようなことから、市民農園利用者が、予期せず自家消費量を超える農作物を収穫した際等、その余剰農作物について、隣近所、知人等に配布した際にある程度の謝礼等を受け取ることはもとより、市民農園への来訪者等向けにテーブル等を置き、若干の対価で販売すること等についても、それが直ちに営利目的とはいえない。

3 その他

市民農園利用者等が販売を行おうとする際の考え方については上記のとおりとするが、どのような販売行為が営利目的に該当するかについては、栽培の目的や販売行為の外形等を総合的に判断する必要があるため、判断に疑義がある場合には、お近くの地方農政局農村振興課（北海道及び関係団体にあつては農林水産省農村振興局地域振興課、沖縄県にあつては沖縄総合事務局農政課）にご照会いただきたい。

第2 市民農園における農薬取締法等の取扱いについて

農薬取締法の一部を改正する法律が平成15年3月10日から施行され、無登録農薬を農作物等の防除に用いることを法的に禁止する等の措置が講じられた。

さらに、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）において、食用農作物等に対して農薬を使用する場合は農薬の容器包装に表示された使用方法を遵守しなければならないことや、住宅地等において農薬を使用するときは農薬の飛散防止措置を講じるよう努めなければならないこと等が規定された。また、これを受け、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15農安第1714号農林水産省消費・安全局長通知）において、農作物等の病虫害防除等に係る具体的な遵守努力事項が定められた。

これらは市民農園利用者を含むすべての農薬使用者に適用されるものであることから、農園利用者にその内容を十分周知することが望ましい。

支援措置番号	210002
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	農村地域工業等導入促進法の指定を受けて整備した工業用地の宅地への転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	農村地域工業等導入促進法第5条、「農村地域工業等導入促進法の運用について」第4
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	縮小に係る土地が実施計画策定時に農地の転用について所要の調整を行ったものである場合、実施計画の変更に先立って、農地転用部局と協議を行っています。
支援措置を設ける趣旨	今回の地域再生構想提案に基づき、地域再生が図れるよう、農村地域工業等導入実施計画の変更にあたって、協議に係る手続きを迅速化するための通知を発出することとします。
支援措置の内容	<p>農村地域工業等導入実施計画の変更にあたっては、農村地域工業等導入促進法第5条第8項に基づき都道府県知事との協議を行うことが必要とされていることから、運用上、計画変更にあらかじめ農地部局との協議を行っています。</p> <p>こうした中、協議に係る手続きを迅速化するため、全ての計画変更について農地部局との協議を要するものではなく、既に工業用地として造成済みの場合には、農地部局との協議を必要としないことを明確化するとともに、</p> <p>都道府県知事との協議については、一律に処理するのではなく、工業等導入地区を設定した時期、工業等の導入の現状及び今後の見通しといった地域の実情を十分勘案し、事務手続きの迅速化に努めるよう、<u>通知を発出するものです。</u></p> <p><u>本措置については、「農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区の縮小に係る農村地域工業等実施計画の変更手続きの迅速化について」(平成16年9月22日付け16農振第1145号農村振興局長通知)により通知しました。</u></p>
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

16農振第1145号
平成16年9月22日



地方農政局長 殿

農村振興局長

農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区の縮小に係る農村地域工業等実施計画の変更手続きの迅速化について

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「法」という。）第5条第1項又は第2項の規定に基づく農村地域工業等導入実施計画（以下「実施計画」という。）に係る工業等導入地区の縮小に当たっては、「農村地域工業等導入促進法の運用について」（昭和63年8月18日付け63構改B第855号、63立局第862号、職発第462号、貨経第38号 農林水産省構造改善局長、通商産業省立地公害局長、労働省職業安定局長、運輸省貨物流通局長通知。以下「運用通知」という。）第4の2の(2)のウの規定により、その縮小に係る土地が、実施計画策定時に農地の転用について所要の調整を了しているものについては、実施計画の変更手続きと農地転用許可後の転用事業計画変更手続きとの整合を図る観点から、実施計画の変更に先だって、都道府県及び地方農政局における農地部局と所要の調整を行うこととされている。

この工業等導入地区の縮小に係る実施計画の変更の際の農地部局との所要の調整については、「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）により、「工業等導入地区内用地の宅地等他用途への転用の際に行っている関係機関との協議を全て不要とすることは、農地法の適正な運用の確保の観点から困難であるが、団地の造成時期等地域の実情を十分勘案し、事務手続きの迅速化に努めるよう道府県に対して通知を発出する。」とされたところである。

この背景として、当該縮小に係る土地について既に農地転用が行われ、農地でないことから調整が必要でないにもかかわらず、調整に長期間を要している地区が一部に見られた。

上記運用通知第4の2の(2)のウについては、従来から下記のとおり対処しているところであり、関係者への周知及びその適正な運用について指導の徹底方よろしく願います。

また、法担当部局は、工業等導入地区を設定した時期や団地の造成時期、工業等の導入の現状等からみた今後の企業導入の見込み等地域の実情を十分勘案し、工業等導入地区の縮小等に係る実施計画変更の手続きの円滑化・迅速化が図られるよう、関係部局との協議に当たってその進行管理を的確に行われたい。

なお、貴局管内の都府県知事に対しては、貴職から通知をお願いする。

記

1 縮小に係る土地が、工業団地として造成済みであり、当該土地に農地が含まれない場合

運用通知第4の2の(2)のウに基づく都道府県の農地部局(実施計画策定時に地方農政局長と協議している場合は、地方農政局の農地部局を含む)との協議は必要としていない。

2 縮小に係る土地が、工業団地として造成が完了していない等当該土地に農地が含まれる場合

運用通知第4の2の(2)のウに基づく都道府県の農地部局(実施計画策定時に地方農政局長と協議している場合は、地方農政局の農地部局を含む)との協議を行い、所要の調整を行う。

なお、縮小に係る土地に含まれる農地等について農地法(昭和27年法律第229号)に基づく転用の許可を行っている場合には、その実施計画の変更につき「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」(昭和51年9月30日付け51構改B第1939号構造改善局長通知)に十分留意して調整を行う。

支援措置番号	210003
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	バイオマス利活用フロンティア整備事業補助対象実施主体の拡大
措置区分	補助要綱
支援措置に係る法令等の名称及び条項	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱第2の1及び別表
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	・バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱の別表において、バイオマス利活用フロンティア整備事業(地域バイオマス利活用施設整備事業)の事業実施主体としては、都道府県、市町村、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第2条第5項の選定事業者又は地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体若しくは民間事業者が参加する共同事業体が規定されています。
支援措置を設ける趣旨	・民間事業者や農業団体の資金、経営能力、技術的能力を活用し、バイオマスの利活用をより一層、効率的に推進していくため事業実施主体の拡大を行いました。
支援措置の内容	<p>・バイオマス利活用フロンティア整備事業(地域バイオマス利活用施設整備事業)は、新技術等を活用したバイオマス利活用施設をモデル的に整備することにより、地域におけるバイオマス利活用システムを構築し、環境と調和のとれた循環型社会の構築を図ることを目的とした事業です。</p> <p>・平成16年度からは新たに、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第2条第5項の選定事業者又は地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体若しくは民間事業者が参加する共同事業体を、事業実施主体として追加しました。</p> <p>・なお、本事業を実施するに当たっては、以下に挙げる要件を満たしている必要があります。 地域におけるバイオマスの利活用の推進により、循環型社会の構築及び農山漁村地域の活性化等の促進を図る地域であること。 事業で整備する施設の利用及び運営管理が事業計画に基づき適正に実施されることが見込まれる地域であること。 地域におけるバイオマス利活用のための総合的な計画の策定が確実と見込まれること。 あわせて、地域のバイオマスを円滑に利活用するために課題の把握・対応策の検討をするための推進体制の整備、調査・試験、普及・啓発等が確実に実施されること。 バイオマスの利活用を推進する新技術等を有する施設を整備すること。(なお、新技術とは乾式メタン発酵、炭化、食品廃棄物の飼料化、湿式メタン発酵とその消化液のたい肥化、その他の開発されているバイオマスの変換・製造技術であって、その技術を用いたバイオマスの利活用が普及段階にあるものや従来の技術を組合せた新たな変換・製造システムをいうものとする。) 事業実施主体は、当該施設等の整備及びその管理運営に必要な資金の調達能力を有すること。 当該施設等の円滑な管理運営に必要な組織体制が整備されていること。 当該施設等を効率的、かつ、継続的に運営するために必要な原材料を安定的に確保できることが見込まれること。 当該施設等により処理・加工された製品の安定的な需要が見込まれること。</p>
今後の検討スケジュール	・平成16年3月30日より、事業実施主体の拡大が施行されました。

<p>特記事項</p>	<p>・補助申請に当っては、以下について定めた事業計画を作成し、該当する都道府県知事の承認を得る必要があります。地域の現状並びにバイオマスの利活用の現状。事業主体及び施設の予定運営管理者。循環型社会構築に向けた地域の基本構想。事業計画区域の範囲。費用の総額及びその内容。費用負担の方法及び資金計画。施設の工事計画。施設の運営管理計画。バイオマス利活用計画。バイオマスの利活用体制。関連事業。事業の着手及び事業期間。その他必要な事項。 ・また、補助申請の受付時期は4月としています。</p>
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>・期限を設けない</p>

バイオマス利活用フロンティア整備事業 (地域バイオマス利活用施設整備事業)実施要領

バイオマス利活用フロンティア整備事業(地域バイオマス利活用施設整備事業)(以下「事業」という。)の実施に関しては、バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15環第211号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)によるほか、この実施要領によるものとする。

第1 事業の内容について

- 1 要綱別表の対象事業の欄の5地域バイオマス利活用施設整備事業の事業内容については、事業計画に定める事業計画区域のバイオマスの利活用による農業の振興、地域の循環型社会構築のために必要なバイオマス利活用施設(これらの附属施設を含む)の整備を行うものとする。
- 2 要綱別表の対象事業の欄の5地域バイオマス利活用施設整備事業の事業内容の「新技術」とは、乾式メタン発酵、炭化、食品廃棄物の飼料化、湿式メタン発酵とその消化液のたい肥化、その他の開発されているバイオマスの変換・製造技術であって、その技術を用いたバイオマスの利活用が普及段階にあるものや従来の技術を組合せた新たな変換・製造システムをいうものとする。

第2 事業実施主体等について

- 1 要綱別表の対象事業の欄の5地域バイオマス利活用施設整備事業の事業実施主体について、事業により整備する施設等の運営管理は、事業実施主体が自ら行うほか、地方自治体もしくは目的、運営方針及び運営資金の調達方法から管理主体として適当と認める団体が行うことができるものとする。なお、その団体の規約には次の事項が明記されているものとする。
 - (1) 団体の代表者及び代表権の範囲
 - (2) 団体の意思決定機関及びその決定方法
 - (3) 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項
- 2 要綱第2の2の事業実施期間について、「実施期間を複数年度とすることが適当な場合」であっても事業実施期間は、3年を限度とする。事業実施期間が2年以上になる事業にあっては、事業実施計画と合わせ全体計画を作成の上、提出するものとする。

第3 事業計画

- 1 事業計画に定める「循環型社会構築に向けた地域の基本構想」は、事業計画区域を含む地域の循環型社会構築に関する基本的な構想であり、「バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要領」(平成15年4月1日付け14農振第2434号農村振興局長依命通知)第2の3の(1)のアに基づく地区計画の策定等によって地域の循環型社会構築を目的とした基本構想が策定されている地域にあっては、この計画をもって当該

基本構想に代えることができるものとする。

- 2 事業計画に定める「事業計画区域の範囲」は、地域のバイオマスの発生区域の範囲、及び変換後のエネルギーや製品を利活用する地域で特定が可能な範囲とする。
- 3 事業計画に定める「施設の運営管理計画」においては、施設の具体的な内容、利用対象先等を明確にするものとする。
- 4 事業計画に定める「バイオマス利活用計画」においては、バイオマスの発生量とその発生源、発生源から利活用施設までの収集・運搬方法、変換方式、変換されたバイオマスエネルギー・製品名とその発生量、利活用施設から利活用先までの流通手法とその利活用方法を明確にするものとする。

第4 事業の実施

- 1 要綱第5の1に定める「事業計画の概要表」は、別記様式第1号によるものとする。
なお、都道府県以外の者が事業を実施しようとするときについても、事業実施採択申請書に事業計画の概要表を添付して、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 要綱第4に定める「事業計画書」は、別記様式第2号によるものとする。
- 3 要綱第5の3及び5に定める都道府県以外の者からの、事業を実施しようとする旨の申請は、別記様式第3号によるものとする。
- 4 要綱第5の1、3及び5に定める「事業実施採択申請書」及び要綱第5の8に定める「事業実施採択の承認申請書」は、別記様式第4号によるものとする。
- 5 要綱第5の9に定める地方農政局長から都道府県知事に対する採択の決定の通知又は採択の承認及び都道府県知事から事業を実施しようとする旨の申請をした者に対する採択の決定の通知は、別記様式第5号によるものとする。
- 6 事業計画の変更に伴う申請書、通知及び報告の様式は、別記様式第6号、第7号及び第8号によるものとする。
- 7 要綱第5の11及び13の事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。
 - 事業の中止又は廃止
 - 事業主体の変更
 - 総事業費の30パーセント以上の増減（労賃又は物価変動によるものを除く。）
 - その他主な工事計画の著しい変更

第5 指導推進

- 1 要綱第9の1に定める「事業の実施状況」の内容は、事業計画に定める「費用の総額及びその内容」、「施設の工事計画」の事項の実施状況とする。
- 2 要綱第9の2に定める「運営管理状況」の内容は、事業計画に定める「施設の運営管理計画」、「バイオマス利活用計画」の事項の実施状況及び施設の収支状況とする。

第6 助成

要綱第7の国の補助の対象となる経費は次のとおりとする。

(1) 工事費

純工事費

測量及び試験費

船舶機械器具費

営繕費

用地費及び補償費

工事雑費

(2)事務費

別表

対象事業名	事業内容	事業実施主体	採択基準（第3の1～3を除く。）	補助率
1 バイオマス生活創造構想事業	技術・研究開発, 需要喚起の進捗状況を踏まえたバイオマスプラスチックの技術実証施設整備	都道府県、市町村、民間企業、第3セクター	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 バイオマスからプラスチックを製造する工程の一部又は全部を行う施設であること。 2 バイオマスプラスチックの製造工程の合理化を図るための新技術又は実用性の高い先端技術等を取り入れた施設であって、バイオマスプラスチックの製造コストの低減を図る上で実証性の高いものであること。 3 バイオマスプラスチックの製造に関する課題の把握・対応策の検討をするため、関係機関、団体等との連携が図られることが確実であること。 4 設置される施設が事業目的に照らして適切な規模・機能を有するものであること。 5 施設の利用及び運営管理が事業目的に即して、施設の設置後、別に定める期間適切に実施されることが見込まれること。 6 当該施設の設置に係る資金の調達が確実と見込まれること。 7 当該施設において産出されるバイオマスプラスチック又はその中間生成物の利用が確実と見込まれること。 8 事業実施によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。	1 / 2 以内
2 食品リサイクル施設整備事業	多様なニーズに対応した先進的・モデル的な食品リサイクル施設の整備を行う。	第3セクター（地方公共団体が一部を出資している民法第34条の規定に基づき設立された法人をいう。） 事業協同組合 農業協同組合 水産業協同組合 森林組合 消費者生活協同組合 食品事業者 食品廃棄物のリサイ	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 主として食品事業者等から排出される食品循環資源を対象とするものであること。 2 設置される施設が利用者の数、処理に係る食品循環資源の組成等からみて適切に設置され、適切な規模・機能を有するものであること。 3 当該施設の設置後の維持管理が事業目的に即して長期間適切に行われる見込みがあること。 4 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と見込まれること。 5 排出される排水等が環境法令等の基準に適合するものであること。 6 当該施設に係るリサイクル製品の販路又は利用が確	1 / 3 以内 ただし、技術、システム等の面で先導性が特に高いものにあつては、1 / 2 以内

		<p>クルを実施する事業者 営農集団</p>	<p>実と見込まれること。 7 総事業費が5千万円以上であり、かつ、事業実施によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 8 モデル性が高く、展示効果、普及効果が見込まれるものであること。</p>	
<p>3 家畜排せつ物利活用施設整備事業</p>	<p>家畜排せつ物等有機性資源の再生資源としての有効利用及び畜産環境問題の改善を促進することにより、環境と調和のとれた資源循環型農業を推進するため、地域毎の条件に対応して、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な施設・機械の整備を行う。</p>	<p>都道府県、市町村、公社、農業協同組合連合会、農業協同組合、営農集団、特認団体</p>	<p>次に掲げるすべての要件を満たす地区であること。 1 効率的な事業推進の観点から、原則として、バイオマス利活用フロンティア推進事業を1年間以上実施し、施設等の整備により適正な家畜排せつ物等の処理、利用が行われることが見込まれる地域において実施するものとする。 ただし、事業実施主体がバイオマス利活用フロンティア推進事業と同趣旨の取組を既に実施しているなど当該事業の実施体制とほぼ同水準の体制が整備されていると地方農政局長が認める場合は、この限りでない。 2 整備される施設は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第8条に基づき、都道府県が定める家畜排せつ物処理利用施設に係る整備計画に即したものであること。 3 総事業費5千万円以上の事業を実施する場合にあっては、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>4 有機性資源飼料化施設整備事業</p>	<p>畜産物生産コストの低減及び地域の環境保全の観点から、給食・外食産業等の食品残さ、でんぷん粕等の農場食品産業の製造過程で発生する食品加工残さ等地域で発生する各種有機性資源を飼料化し畜産農家へ供給するため、飼料化施設、加熱殺菌施設等の整備又はこれらの施設のうちPFI事業として整備された施設の取得を行</p>	<p>都道府県、市町村、公社、農業協同組合連合会、農業協同組合、協同組合連合会、事業協同組合、営農集団、特認団体</p>	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。 1 事業実施主体は、当該施設等の整備及びその管理運営に必要な資金の調達能力を有すること。 2 当該施設等の円滑な管理運営に必要な組織体制が整備されていること。 3 当該施設等を効率的、かつ、継続的に運営するために必要な原材料を安定的に確保できることが見込まれること。 4 当該施設等により処理・加工された製品の安定的な需要が見込まれること。 5 効率的な事業推進の観点から、原則として、バイオマス利活用フロンティア推進事業を1年間以上実施し、施設等の整備により適正な食品残さ等の処理及び生産物の確実な利用が見込まれる地域において実施するものとする。</p>	<p>1/3以内 ただし、学校給食、食品関連産業等から発生する食品残さ及び事業実施地域で発生する飼料化率の低い資源の飼料化施設にあっては、1/2以内</p>

	うものとする。		<p>ただし、事業実施主体がバイオマス利活用フロントティア推進事業と同趣旨の取組を既に実施しているなど当該事業の実施体制とほぼ同水準の体制が整備されていると地方農政局長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>6 事業実施によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。</p> <p>7 当該施設等により再製品化された飼料原料が生産現場等へ広域流通され、又は処理・加工された飼料で生産された畜産物が学校給食等の食材として利用される等、資源の循環が図られること。</p>	
5 地域バイオマス利活用施設整備事業	地域から発生するバイオマスの効率的な利活用を図るため、新技術等を活用したバイオマス利活用施設（附帯設備を含む。）の整備を行う。	都道府県、市町村、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第2条第5項の選定事業者又は地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体若しくは民間事業者が参加する共同事業体	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>1 バイオマスの利活用を推進する新技術等を有する施設を整備すること。</p> <p>2 事業実施主体は、当該施設等の整備及びその管理運営に必要な資金の調達能力を有すること。</p> <p>3 当該施設等の円滑な管理運営に必要な組織体制が整備されていること。</p> <p>4 当該施設等を効率的、かつ、継続的に運営するために必要な原材料を安定的に確保できることが見込まれること。</p> <p>5 当該施設等により処理・加工された製品の安定的な需要が見込まれること。</p>	1 / 2 以内

様式第 2 号

バイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）計画書

- 第 1 章 市町村、地域の現状並びにバイオマスの現状
事業計画区域を含む地域のバイオマスの利活用状況を記載する。
- 第 2 章 事業主体及び施設の予定運営管理者
事業実施主体及び事業で整備する施設等の予定運営管理者を記載する。
- 第 3 章 循環型社会構築に向けた地域の基本構想
事業計画区域を含む地域のバイオマス利活用に関する基本的な構想について記載する。
- 第 4 章 事業計画区域の範囲
事業計画区域の範囲及びその設定の考え方等を記載する。
- 第 5 章 費用の総額及びその内容
事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載する。
- 第 6 章 費用負担の方法及び資金計画
事業に要する費用を負担する者及びその負担割合等について記載する。
- 第 7 章 施設の工事計画
事業で実施する工事内容等について記載する。
- 第 8 章 施設の運営管理計画
事業で整備する施設の具体的な技術の内容、事業運営管理に係る収支計画、想定される効果等について記載する。
- 第 9 章 バイオマス利活用計画
事業で対象となるバイオマスの発生量とその発生源、発生源から利活用施設までの収集・運搬方法、変換方式、変換されたバイオマスエネルギー・製品名とその発生量、利活用施設から利活用先までの流通手法とその利活用方法
- 第 10 章 バイオマスの利活用体制
地域におけるバイオマスの利活用のための推進体制について記載する。
- 第 11 章 関連事業
事業計画区域を含む地域における関連事業を記載する。
- 第 12 章 事業の着工年度及び事業期間
事業の着工年度及び事業の実施期間を記載する。
- 第 13 章 計画図面
 - 1 位置図
 - 2 計画平面図

様式第3号

事業実施採択申請書

都道府県知事 殿

印

地区において、バイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）を実施したいので、バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱第5の3〔5〕及びバイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）実施要領第4の1に基づき、事業計画の概要表を添付して申請します。

（注）〔 〕内は市町村長以外の者の場合とする。

様式第4号

事業実施採択〔の承認〕申請書

農村振興局長
地方農政局長 殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事 印

地区において、バイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）の採択〔の承認〕をされたく、バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱第5の1〔8〕に基づき、事業計画の概要表を添付して申請します。

（注）〔 〕内は採択の承認申請の場合とする。

様式第5号

事業実施採択（承認）通知書

都道府県知事
〔 〕 殿

農村振興局長
地方農政局長
沖縄総合事務局長
〔都道府県知事〕

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記地区について、バイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）実施地区として採択した（を承認した）〔された〕ので通知する。

記

地区 総事業費 千円

（注）（ ）内は、採択の承認の場合とする。

〔 〕内は、都道府県知事から申請者への採択の決定の通知の場合とする。

様式第6号

事業計画変更申請書

都道府県知事 殿

印

地区に係るバイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）の事業計画を変更したいので、バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱第5の11に基づき、下記調書を添えて申請します。

記

1 事業計画の概要表（変更）

様式第7号

事業計画変更承認通知書

殿

都道府県知事 印

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった 地区に係るバイオマス利
活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）の事業計画の変更につ
いては、これを承認したので通知する。

様式第 8 号

事業計画変更手続報告書

農 村 振 興 局 長
地 方 農 政 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長

都道府県知事 印

地区に係るバイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）の事業計画の変更については、今般別紙のとおり手続きが完了したので報告する。

様式第 8 号の別紙

地区名	局 名		所在地		
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画 確定年月日	年までの進捗率 (変更事業費ベース)	
項 目	現計画		変更計画	増 減	備 考
事業費					
工 期					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項 目	現計画	変更計画	増 減	増 減の内訳又は理由

事業計画概要表（変更）を添付する。

事業計画概要表（変更）は、事業計画概要表の様式により、変更に係る項目については、上段（ ）書きで変更前を記載する。

支援措置番号	210004
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	林業・水産業等の連携
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「豊かな海と森林を育む総合対策について」(平成16年3月30日付け15林整計第339号林野庁長官、水産庁長官通知)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整計第882号農林水産事務次官依命通知)、民有林補助治山事業実施要領(昭和48年11月27日付け48林野治第2235号)、林業生産流通総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10林野政第241号農林水産事務次官依命通知)において水資源のかん養、水質の保全等を通じて、豊かな海づくりにも資する森林整備等の事業を規定しています。また、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)、水産物供給基盤整備事業等実施要領(平成13年3月30日付け12水港第4457号農林水産事務次官依命通知)、水産基盤整備調査事業実施要領(平成13年3月30日付け12水港第4639号)、漁港漁村総合整備事業実施要領(平成6年6月23日付け6水港第1759号)において、漁港漁場漁村の整備を規定しています。
支援措置を設ける趣旨	<p>近年、林業採算性の悪化等から森林所有者による管理が不十分な森林がみられる中で、森林の果たしている水資源のかん養、水質の保全、国土保全、生活環境の保全等の多面的機能の低下が懸念される状況となっています。</p> <p>一方、沿岸部においては、埋立や環境の変化による藻場・干潟の減少、生活排水の流入、河川環境の変化等による土砂の流入等の要因から沿岸域の水域の悪化が著しく、水産資源の生息環境となる漁場環境の保全・創造を図ることが緊急の課題となっています。</p> <p>このため、森林・林業関係者と漁業関係者等の参画の下、豊かな海を育む森林の整備・保全と漁場環境の改善に係る施策を一体的かつ総合的に実施するとともに、地域で生産される間伐材等の木材資源を魚礁や漁港整備等へ積極的に活用すること等「公共事業のグリーン化」を図ることにより、上流水源地域から下流沿岸域に至る自然・生態系等の保全に資するものです。</p>
支援措置の内容	<p>平成16年度から、森林・林業関係者と漁業関係者の参画の下、豊かな海を育む森林の整備・保全(水土保持林整備事業等)と漁場環境の改善に係る施策(水産物供給基盤整備事業等)を一体的かつ総合的に実施するとともに、地域で生産される間伐材等の木材資源について魚礁や漁港環境施設に係る整備等水産関係施設への活用を推進します。</p> <p>なお、間伐材等の木材を活用した魚礁の整備に当たっては、技術の集積や普及を図る上で有効である事業をモデル的に実施します。また、事業の実施を要望される場合には、原則、事業実施の前年に都道府県から水産庁に対し補助事業の要望を行う必要があります。</p>
今後の検討スケジュール	「豊かな海と森林を育む総合対策について」(平成16年3月30日付け15林整計第339号林野庁長官、水産庁長官通知)に基づき支援。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	・期限を設けない

支援措置番号	210005
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	新山村振興等農林漁業特別対策事業の事業主体の拡充
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領 別記 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施基準
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	本事業の事業主体は、市町村、都道府県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体、第3セクター等となっています。
支援措置を設ける趣旨	山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした農林漁業を始めとする多様な産業の振興を図るうえで必要な諸施設の整備に当たって、その建設・管理を効率的かつ効果的に行うためには民間活力の導入が有効であるという観点から、本事業の事業主体に、PFI法の手続きを経た民間事業者を追加します。
支援措置の内容	「新山村振興等農林漁業特別対策事業」においては、施設の建設・管理の効率的かつ効果的な実施のため民間活力の導入が有効であるという観点から、これまで第3セクター方式で対応してきたところですが、更にこれを推進することとし、施設等の事業主体に、PFI法の手続きを経た民間事業者を追加することとします。 PFI事業者が事業主体となる場合の事業内容は、農林水産物直売・食材供給施設、地域資源循環活用施設、地域資源活用総合交流促進施設及び体験農園施設です。 本措置については、平成16年3月30日付けで新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領を一部改正し、対応済みです。
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領

〔 制定 平成11年3月19日 11構改B第322号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 平成16年3月30日 15農振第2424号 〕

第1 趣 旨

山村等の中山間地域は、食料供給機能はもとより、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を有しており、この機能の発揮を通じて、安全で美しい国土の形成等に寄与するとともに、伝統文化等の我が国にとってかけがえない資産を守り育ててきた。

一方、都市化の進展や経済社会の成熟等による人々の価値観の変化は、山村等中山間地域に対する国民の要請を一層多様化・高度化させており、我が国が安全で、安心でき、また、豊かでうるおいある社会を構築していく上で、山村等中山間地域が果たす役割はこれまでも増して重要となってきた。

しかしながら、これらの地域は、急傾斜地が多く、農地も狭小かつ分散していること、基礎的な生活環境施設の整備等が著しく遅れていること、人口の流出と高齢化が進行していること、森林・農地等の管理水準が低下していること等の問題点があり、これらを解決するためには、当該地域の基幹産業である農林漁業の振興を始め、地域住民の生産・生活の場としての活性化を図ることはもとより、地域が有する特性を踏まえた対策を講ずる必要がある。

このためには、格差是正という観点に加えて、豊かな自然環境や生活空間、伝統文化等山村等中山間地域の有している良さを見直し、これを伸ばしていくという視点が重要であり、高付加価値・高収益型農業等の確立、新しい地域産業の振興、山村と都市との間の交流及び文化教育の増進、農林地利用・保全管理の促進、生活環境の向上、高齢者や女性が能力を発揮する場の提供等の各種対策を総合的に展開することが必要である。

本事業は、このような認識に立って、山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした農林漁業を始めとする多様な産業の振興、山村地域と都市との間の交流の促進とこれを支援する豊かな自然環境の保全及び地域の担い手の確保に必要な事業を総合的に実施するものである。

第2 実施地域

本事業の対象となる地域は、今後とも農林漁業が地域の主要な産業であることが見込まれる地域であって、自然的、社会的、経済的諸条件に恵まれない次の要件のいずれかに該当する地域とする。なお、全部又は一部の地域の取扱いについては、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるものとする。

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域（以下、「山村振興地域」という。）の全部又は一部の地域
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域
- (4) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域
- (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域（以下、「特定農山村地域」という。）の全部又は一部の地域

第3 各種施策との連携

本事業の推進に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年6月29日法律第46号）等による関連諸制度との調和を図るとともに、特定農山村総合支援事業（特定農山村総合支援事業実施要領（平成11年4月1日付け11構改B第366号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）との連携及び農山村漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図る観点から、「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号各局長連名通知）に基づく女性対策の着実な推進に特に配慮し、また次に掲げる施策との連携とその活用に配慮するものとする。

- (1) 農業、林業及び沿岸漁業の構造改善に関する施策
- (2) 農林水産業の基盤の整備に関する施策
- (3) 農林水産業の経営の近代化に関する施策
- (4) 農産物の生産体質強化、水田農業の構造改革等農林水産物の需要の動向に即した生産の誘導のための施策
- (5) 農林水産物の加工利用に関する施策
- (6) 農山漁村における就業機会の確保に関する施策
- (7) 農山漁村と都市との交流に関する施策
- (8) 農山漁村における環境整備及び農山漁家の生活の改善に関する施策
- (9) 農村漁村における高齢者に関する施策
- (10) 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は転換に関する施策

第4 事業の種類

本事業は、個々の地域が置かれている自然的、経済的、社会的な条件を踏まえ、地域の個性が十分発揮できるような支援を行うことが重要であることから、次の3類型により構成されるものとする。

- (1) 一般型
市町村の全部又は一部の地域を受益対象とした事業類型
- (2) 全部山村・特定農山村型
市町村の全部の地域が振興山村地域であり、かつ特定農山村地域である市町村の全部の地域を受益対象とした事業類型
- (3) 広域型
複数の市町村の区域を受益対象とした事業類型

第5 事業の種類、事業内容等

本事業の種類は、農林漁業振興事業、就業所得機会創出事業、山村・都市交流促進事業、自然景観保全推進事業、定住促進生活環境整備事業、高齢者・女性等生きがい発揮促進事業、山村振興等地域連携推進事業、及び特認事業とし、これらの事業の内容及び助成の対象とする事業種目、事業主体等は、別記の新山村振興等農林漁業特別対策事業実施基準（以下「補助事業実施基準」という。）のとおりとする。

第6 事業計画

1 事業計画の樹立及び認定

- (1) 市町村長等が本事業を実施しようとするときは、新山村振興等農林漁業特別対策事業計画（以下「事業計画」という。）を樹立し、都道府県知事に提出して、その認定を受けるものとする。

事業計画の樹立に当たっては、その内容に農村振興局長が別に定める施設に係る費用対効果分析を行うものとする。

なお、振興山村において本事業を実施する場合にあっては、第五期山村振

興計画（第五期山村振興対策運営要綱（平成12年4月1日付け12国地山第21号国土庁地方振興局長通知）第2の1に規定する第五期山村振興計画をいう。）と調整を図りつつ、事業計画を樹立するものとする。

おって、都道府県知事が事業計画を樹立する場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議するものとする。

(2) 事業計画を樹立する者（以下「計画主体」という。）は、次のとおりとする。

ア 一般型及び全部山村・特定農山村型にあつては、市町村長とする。

イ 広域型にあつては、市町村長、都道府県知事及び農村振興局長が別に定めるものとする。

(3) 都道府県知事は、(1)の提出に係る事業計画が適当と認められるときは、あらかじめ、地方農政局長と協議して、当該事業計画の認定を行うものとする。

事業計画の認定においては、農村振興局長が別に定めるところにより算定した費用対効果分析の結果を考慮して行うものとする。

2 事業計画の変更

(1) 計画主体は、事業計画を変更する場合には、事業内容等について十分検討するとともに、変更に係る施設について1に準じて費用対効果分析を行うものとする。

また、事業計画の重要な変更は、1に準じて行うものとする。

(2) 都道府県知事は、事業で整備した施設の利用実績が利用計画を相当に下回る等の地域にあつては、当該地域の事業計画のうち未整備の施設について、計画主体に事業計画を変更させる又は事業を一時停止若しくは中止させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

第7 事業の実施

1 本事業は、第6の事業計画に基づき統合補助事業として実施するものとし、毎年度の実施手続きは、次により行うものとする。

(1) 市町村長等は、毎年度、年度別事業実施計画を作成し、これを都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された年度別事業実施計画を調整の上、当該年度の事業の実施に必要な経費を記載した書面を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

(3) 年度別事業実施計画に基づく事業は、それぞれの事業主体が所要の手続きを経て実施するものとする。

2 事業の実施期間

事業計画に基づく事業の実施期間は、原則として4年間とする。

第8 事業の推進体制

1 市町村長は、事業の実施についての総括的な指導監督に当たるとともに、地域の实情に応じて、学識経験者、関係機関及び団体の役職員等から意見を聴取するなどして、事業の推進体制を確立し、事業執行の適正を期するものとする。

なお、生産の効率化と付加価値の向上等に資する共同利用施設の整備に当たっては、生産の効率化、作業の省力化等を志向する生産組織等の育成のための営農指導に係る推進体制を整えるものとする。

2 都道府県知事は、都道府県経営・生産対策推進会議（経営対策体制整備推進事業実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第167号経済局長、構造改善局長、農産園芸局長及び畜産局長通知）第1の1に規定する会議をいう。）等を活用して、

総合的指導体制を整備し、事業計画の樹立及び本事業の指導援助並びに本事業と関連する他事業との調整に当たるものとする。

なお、受益範囲が広範にわたる生産の効率化と付加価値の向上等に資する共同利用施設及び交流を目的とする施設等の整備に当たっては、都道府県内及び近隣市町村内の類似施設の賦存状況、利用状況等を参酌の上当該施設に係る需給動向を的確に把握し、適切な利用見込みを設定するとともに、地域間調整を図るなど、当該施設の機能、受益範囲等を十分考慮に入れた適正な配置に努めるものとする。

- 3 国は、本事業の総合的指導体制を整備し、事業計画の樹立及び本事業の実施の指導援助に当たるものとする。

第9 助成等

- 1 国は、毎年度予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その2分の1以内を補助するものとする。

- (1) 事業計画の樹立及び事業の推進等に要する都道府県の経費
- (2) 事業計画の樹立及び事業実施の推進等に要する市町村の経費

- 2 国は、毎年度予算の範囲内において、事業計画に基づく事業の実施に要する経費について、次により総合助成を行うものとする。

- (1) 本事業の類型ごとの平均事業費は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------|
| ア 一般型 | 2.2億円 |
| イ 全部山村・特定農山村型 | 3.3億円 |
| ウ 広域型 | 4.4億円 |

- (2) 本事業の類型ごとの事業費の下限は、事業実施地区ごとに、概ね次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------|
| ア 一般型 | 1億円 |
| イ 全部山村・特定農山村型 | 1.5億円 |
| ウ 広域型 | 2億円 |

- (3) 事業種目ごとの補助率は、補助事業実施基準第2の事業種目別基準に定める補助率とする。

- 3 都道府県知事は、1の(2)の経費の範囲内及び2の経費の範囲内において、それぞれ、自らの裁量により経費の地区別配分及び地区間流用ができるものとする。

- 4 事業計画に基づく事業を実施するのに必要な資金については、農林漁業金融公庫資金にあっては、農林漁業金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）の業務方法書、農業近代化資金にあっては、農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）、漁業近代化資金にあっては、漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号）に定めるところにより融通を受けることができるものとする。

第10 事業の実施後の措置

- 1 事業主体は、事業計画に基づいて整備した施設等の管理が当該事業の趣旨に即して適正に行われるよう努めるものとする。

また、計画主体は、事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、的確に把握するとともに、施設の利用実績が利用計画を相当に下回る等の場合には、その要因を分析して、必要がある場合には施設の運営方法の見直しや利用計画の変更等所要の手続きを行うものとする。

- 2 都道府県知事以外の者が計画主体である場合の事業完了報告、計画達成状況報告及び諸施設の実績報告

- (1) 計画主体は、事業計画に基づくすべての事業が完了したときは、その旨を都道府県知事に報告するものとする。

- (2) 計画主体は、事業計画に基づくすべての事業が完了した年度の翌年度から

一定の期間ごとに、当該事業計画に記載された目標の達成状況を調査し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

- (3) 農村振興局長が別に定める地域の農業生産の高度化等のための諸施設については、市町村長等は、毎年度、その整備状況等について都道府県知事に報告するものとする。
- (4) (1)、(2)又は(3)により報告を受けた都道府県知事は、これを地方農政局長に報告するものとする。

3 都道府県知事が計画主体である場合の事業完了報告、計画達成状況報告及び諸施設の実績報告

- (1) 都道府県知事は、事業計画に基づくすべての事業が完了したときは、その旨を地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、事業計画に基づくすべての事業が完了した翌年度から一定の期間ごとに、当該事業計画に記載された目標の達成状況を調査し、その結果を地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 農村振興局長が別に定める地域の農業生産の高度化等のための諸施設については、都道府県知事は、毎年度、その整備状況等について地方農政局長に報告するものとする。

4 計画主体は、第6の2の事業計画の変更を行ったときは、2又は3の事業完了報告に最終の変更に係る事業計画（施設の利用計画を含む。）を添付して報告するものとする。

第11 委任

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

第1 一般基準

- 1 補助事業は、事業計画に基づき、地域の特性に即した総合的視点に立った地域振興のために必要な事業を総合的かつ効果的に実施するものとする。
なお、その際、農林漁業者等地域住民の創意と工夫及び地域の特性を十分に反映させ、画一的な運用にならないよう配慮すべきものとする。
- 2 補助事業は、一箇所又は一施設の個々の事業について単年度に完了することを原則とする。ただし、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認める場合は、この限りではない。
- 3 補助事業の受益戸数は、一箇所又は一施設の個々の事業について、3戸以上とする。
- 4 補助事業費は、当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はそのうち資材費のみを補助の対象とすることができるものとする。
- 5 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 6 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による新築の事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。また、郷土遺産的な建物を保存・活用する場合であって、都道府県知事が特に必要であると認める場合にあつては、地方農政局長と協議の上、当該施設に係る移転、移築又は補修等の事業を補助対象とすることができるものとする。
- 7 合体の事業については、地域の自然的、社会的、経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合には、補助の対象とすることができるものとする。
- 8 農業用機械施設の補助対象の基準については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通達）によるものとする。
- 9 用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費は、補助の対象としないものとする。ただし、第2の各事業における、水路、農道、林道、集落道等の設置に係る用地の買収（換地の対象となるものを除く。）及び損失補償は、この限りではない。
- 10 補助の対象とする施設は、原則として耐用年数が概ね5年以上のものとする。
- 11 個人施設若しくは目的外使用のおそれの多いもの又は事業効果の少ないものは、補助の対象としないものとする。
- 12 第2の事業主体としての農林漁業者等の組織する団体は、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、農業経営基盤強化促進法第23条第4項に基づく特定農業団体、その他農業者の組織する団体（ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）とする。
- 13 第2の事業主体としての農林漁業者等の組織する団体、林業者等の組織する団体及び漁業者等の組織する団体のうち法人格のない事業主体にあつては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。
- 14 第2の事業主体としての公益法人は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人で、農業の振興等をその目的とする法人とする。

- 15 第2の事業主体としての地方公共団体等が出資する法人は、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人とする。
- 16 第2の事業主体としてのPFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項の選定事業者をいう。）が事業主体となる場合の事業内容は、第2の助成対象施設等の欄に掲げる農林水産物直売・食材供給施設、地域資源循環活用施設、地域資源活用総合交流促進施設及び体験農園施設とする。
- 17 事業主体については、第2に定める者のほか、都道府県知事が地方農政局長と協議して特に適当と認めた者についても事業主体となり得るものとする。
- 18 補助事業は、厳正適格な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 19 施設等の設置に当たっては、地域の実情や施設の構造等を勘案し、極力木材の利用促進を図るものとする。

第2 事業種目別基準

1 農林漁業振興事業

事業計画に基づいて、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農林漁業の振興のために必要な生産基盤、近代化施設等の整備を行う事業とする。

なお、助成対象施設等の欄の農業生産基盤整備については、平成11年度までの認定地区、林業生産基盤整備のうち治山事業等並びに漁業生産基盤整備の漁港整備・改良造成及び漁場整備・改良造成については、平成14年度までの認定地区、また、漁業生産施設整備のうち漁船用補給施設及び導船・漁船漁具保全施設については、平成15年度までの認定地区に限るものとする。

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
1 農業振興事業	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合（農業協同組合連合会を含む。以下同じ。）、土地改良区、森林組合、（森林組合連合会を含む。以下同じ。）生産森林組合、漁業協同組合（漁業協同組合連合会を含む。以下同じ。）、漁業生産組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、農業委員会、 <u>P F I事業者</u>	1 農業生産基盤整備 (1)区画整理 (2)農用地造成改良 (3)かんがい排水 (4)農道及び連絡農道 (5)農地等防災	受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条に定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。	1/2以内（沖縄県にあっては、2/3以内）、ただし、(1)から(5)のうち農村振興局長が別に定める場合にあつては、5.5/10以内（沖縄県にあっては、2/3以内）
		2 農業生産施設整備 (1)新規作物導入支援施設 (2)育苗施設 (3)穀類等乾燥調製貯蔵施設 (4)乾燥調製施設 (5)農林水産物集出荷貯蔵施設 (6)農林水産物処理加工施設 (7)農林水産物直売・食材供給施設 (8)地域資源循環活用施設 (9)農林水産物運搬施設 (10)飲雑用水等配管施設 (11)高生産性農業用機械施設	1 個々の施設の規模、性能等は、受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。 2 農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業主体が当該施設を利用する農業者にリ・スすることを条件とし、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。	1/2以内（沖縄県にあっては、2/3以内）、ただし、(4)のうち飼料調製貯蔵施設、(1)のうち「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長・畜産局長・食品流

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
		(12) 農業経営改善安定機械施設 (13) 農林業基盤整備用機械 (14) 新規就農者技術習得管理施設 (15) (1)から(14)までの附帯施設		通局長・林野庁長官通知。以下「局長通知」という。)の別表1に掲げる水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベラー、家畜ふん尿処理機械、(11)のうち局長通知の別表2に掲げる農業用施設及び(13)並びにこれらの附帯施設については、4.5/10以内(沖縄県にあっては、2/3以内)、(9)及びこの附帯施設については、4/10以内(沖縄県にあっては、2/3以内)、(11)のうち局長通知の別表1に掲げる農業用機械(水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベラー、家畜ふん尿処理機械を除く)及びこの附帯施設に

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
				<p>については、1/3以内(沖縄県にあっては、2/3以内)</p>
<p>2 林業振興事業</p>	<p>市町村、農業協同組合、森林組合、生産組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人</p>	<p>1 林業生産基盤整備 (1)林道・作業路の開設改良 (2)治山事業等</p>	<p>1 復旧治山のための工事は、事業費は全体計画で800万円未満とし、保護の対象とするものは次のいずれかに該当するものとする。 (1) 市街地又は集落(人家5戸以上)の保護 (2) 学校、官公署、病院、鉄道、港等公共施設の保護 (3) 耕地(2ha以上)ため池(貯水量5,000m³以上)用排水施設(面積20ha以上)等の保護 2 予防治山のための1施行個所の事業費は1ヵ年当たり、山腹工事では100万円未満、その他の工事では280万円未満とし保護の対象とするものは、1と同様とする。 3 防災林造成のための工事は、1施行箇所の事業費</p>	<p>1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)</p>

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
			<p>が海岸防災林造成で85万円未満、防風林造成では65万円未満、なだれ防止林造成では80万円未満とし、保護の対象とするものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 海岸防災林造成は、延長100mにつき後方 1ha以上 2ha未満の農耕地とこれと同等以上の重要性のある保全対象のある個所</p> <p>(2) 防風林造成は、造成面積の5倍以上10倍未満の保全対象を有する個所</p> <p>(3) なだれ防止林造成は、過去になだれが発生したか又は発生するおそれのある個所で、直接公道その他公共施設、家屋等の被害を防止する等民生安全上施設を必要とする個所</p> <p>4 保安林改良のための工事は、既応の治山工事施工地又は保安林</p>	

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
			<p>であって、森林所有者等の責に帰し得ない原因のために現状が破壊され、所期の状況に復旧させる必要のあるものとし、1施工個所の事業費が110万円未満とする。</p> <p>5 林道開設は、都道府県有林以外の民有林を主たる開発対象とするものとし、その規模は、自動車道では利用区域の森林面積概ね10ha以上100ha未満、1路線の延長200m以上とし、軽車道では利用区域の森林面積おおむね10ha以上100ha未満とする。</p> <p>6 自動車道における改良工事の規模は利用区域の森林面積おおむね10ha以上100ha未満とする。</p> <p>7 苗畑土地整備は、1団地1ha以上とする。</p>	
		<p>2 林業生産施設整備 (1) 林業機械施設 (2) 特用林産物生産施設</p>	<p>1 個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計</p>	<p>1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)、</p>

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
		(3)木材利活用促進施設 (4) (1)から(3)までの附帯施設	画、耐用年数等からみて適切なものとする。 2 木材利活用促進施設の整備については、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。	ただし、(1)及びこの附帯施設については4.5/10以内(沖縄県にあっては、2/3以内)
3 漁業振興事業	市町村、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人	1 漁業生産基盤整備 (1)漁港整備・改良造成 (2)漁場整備・改良造成	1 漁港改修工事の規模は、原則として1港当り総事業費5,000万円未満とする。 2 漁港局部改良工事は、小規模の改良工事とし、1港当たりの総事業費2,000万円未満とする。 3 漁礁設置の場合のコンクリートブロック等耐久性構造物の1個の容積は、0.5m ³ 以上とする。 4 (1)及び(2)の1個所当りの受益漁家数は原則として20戸未満とする。	1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)
		2 漁業生産施設整備 (1)種苗生産・蓄養殖施設 (2)漁船用補給施設 (3)水揚荷さばき施設 (4)水産物冷蔵・保管施設	個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。	1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)、ただし、(1)のうち保管作業

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
		(5)導船・漁船漁具保全施設 (6)(1)から(5)までの 付帯施設	る。	施設、(2)及び(5)のうち保全施設並びにこれらの付帯施設については、4.5/10以内(沖縄県にあっては、2/3以内)、(1)のうち施肥防除施設、(4)のうち製氷冷蔵施設及び(5)のうち通信施設並びにこれらの付帯施設については、4/10以内(沖縄県にあっては、2/3以内)

2 就業所得機会創出事業

事業計画に基づいて、地域の特性と資源を活かした多様な就業形態を可能とする施設等を整備する事業とする。

なお、助成対象施設等の欄の就業確立産業用地等整備については、平成15年度までの認定地区に限るものとする。

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
産業誘致促進事業	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、地方公共団体等が出資する法人	(1)就業確立産業用地等整備 (2)地域資源活用起業化施設 (3)(2)の付帯施設	1 個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。 2 就業確立産業用地等整備については、地域住民の雇用、地域農	1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
			産物等の利用提携等を行うものとする。	

3 山村・都市交流促進事業

事業計画に基づいて、多面的な山村・都市交流の促進、自然環境を活かした山村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な施設等を整備する事業とする。

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
1 多面的交流促進整備事業	都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、 <u>P F I 事業者</u>	(1)地域資源活用総合交流促進施設 (2)体験農園施設 (3)(1)及び(2)の附帯施設	1 個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。 2 施設の整備については、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。	1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)
2 文化教育交流促進施設整備事業	都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、教育委員会	子供等自然環境知識習得施設及び附帯施設		

4 自然景観保全推進事業

事業計画に基づいて、森林や耕作放棄地等について、適正な利用を図るとともに、集落機能・地域景観の保全を図るために必要な施設等を整備する事業とする。

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
1 農林地利用・保全管理促進事業	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、土地改良区、森林組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人	(1)小規模農林地等整備 (2)総合鳥獣被害防止施設及び附帯施設	1 受益範囲、利用計画、耐用年数等からみて適切な規模とする。但し、森林の保全管理については、集落または基幹施設周辺の5ha未満とする。 2 (1)については、農林漁業振興事業の基盤整備事業の各事業内容ごとに定めるところによる。	1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)、ただし、(2)のうち農村振興局長が別に定める場合にあつては、5.5/10以内(沖縄県にあっては、2/3以内)
2 集落機能・自然景観保全事業	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、土地改良区、森林組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人	(1)景観保全定住促進施設整備 (2)農山村景観・自然環境保全施設	個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。	1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)

5 定住促進生活環境整備事業

事業計画に基づいて、地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等を整備する事業とする。

なお、助成対象施設等の欄の農業廃棄物等利活用施設、情報連絡施設、農山村広場・公園及び生活環境保全施設については、平成14年度までの認定地区に限るものとする。

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
1 定住促進生活環境整備事業	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人	(1)集落道	1 個々の施設の規模、性能等は、利用計画等からみて適切なものとする。 2 簡易給水施設については、給水人口50人未満のものとする。 3 簡易排水施設については、受益戸数3戸以上20戸未満の規模であって、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。 4 農業廃棄物等利活用施設については、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。	1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)、ただし、農村振興局長が別に定める場合にあっては、5.5/10以内(沖縄県にあっては、2/3以内)
		(2)簡易給水施設 (3)簡易排水施設 (4)農業廃棄物等利活用施設 (5)情報連絡施設 (6)農山村広場・公園 (7)生活環境保全施設 (8) (1)から(7)の附帯施設	1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)	

6 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業

事業計画に基づいて、高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等を整備する事業とする。

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
1 高齢者・女性等生きがい発揮促進事業	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組	(1)高齢者等活動・生活支援促進機械施設 (2)女性・若者等活動促進施設 (3)健康管理等情報連絡施設	1 個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。 2 (1)及び(3)の施設の整備につい	1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)、ただし、(3)のうち情報端末機器については、4.5/10以内(沖縄県に

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
	合、漁業生産組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人		ては、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。	あつては、2/3以内)

7 山村振興等地域連携推進事業

事業計画に基づく事業内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な地域関係者の内発的取組と合意形成を図るための企画・調整・調査等の活動事業とする。

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
山村振興等地域連携推進事業	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、漁業生産組合、農業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域活性化支援機構、教育委員会	地域連携体制の整備、広域連携体制の整備、マーケティング・地域資源等の調査研究、人材の育成及び能力活用、企業誘致、地域特産品等の開発、遊休地等の利用、地域産品・地域資源等の情報の発信、地域情報の受発信、流通の改善、新技術の習得等の推進を行う事業とする。		1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)

8 特認事業

前記各事業では、その実施が困難であるが、地域振興を図る上で必要不可欠と考えられる施設等を整備する事業とする。

事業種目	事業主体	助成対象施設等	採択基準	補助率
1 先進特認事業	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、	経営的、技術的に斬新なもの。	当該地区の特色及び性格に即して山村等地域の活性化を図る上で特に必要であり、補助事業として適切なもの。	1/2以内(沖縄県にあっては、2/3以内)
2 地域特認事業	漁業協同組合、漁業生産組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人	山村等地域の活性化を図る上で、特に必要があると都道府県知事が認めたもの。		4.5/10以内(沖縄県にあっては、2/3以内)

支援措置番号	210006
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	競争的資金に係る地方領域設定枠の創設
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領の「第2 事業内容」において、農林水産分野の試験研究に関し、幅広いセクターの研究勢力を結集してこれに取り組む仕組みを講じることにより、生産現場に密着した試験研究の迅速な推進を図るために、「農林水産行政上の要請により、緊急性及び重要性が高く、試験研究の成果が生産現場や政策立案に資するものとして毎年度設定される研究領域」に係る研究について、「全国を対象とした研究領域(全国研究領域)に対応した研究」と「地方を対象とした研究領域(地方研究領域)に対応した研究」の推進を図ります。(関係要領は既に改正済み)
支援措置を設ける趣旨	農林水産省が設定する施策推進上の重点研究領域に対応した研究開発を推進する「研究領域設定型研究」について、各地方独自の施策課題に臨機応変に対応することにより、地域の農林水産研究の推進、地域経済の活性化を図るものです。
支援措置の内容	本事業は現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図ることを目的とした、提案公募型の競争的研究資金制度です。本年度創設した「地方領域設定型研究」では、各地方独自の施策課題に臨機応変に対応するため、新たに地方段階で地方農政局等が自ら研究領域を設定し、地域の農林水産研究の推進、地域経済の活性化を図ることを目的としています。 地方研究領域に対応した研究を行いたい場合には、産学官の研究機関による共同研究を行うことを条件に、本事業に応募頂くことができます。応募課題については、外部専門家、外部有識者による事前評価を経て、優れた課題が採択され、採択課題については国の事業として委託実施することとなります。
今後の検討スケジュール	本事業の平成16年度の地方領域設定型研究については、平成16年4月に採択課題を決定しました。 なお、地方研究領域の次回の設定は平成16年12月、課題の公募については平成17年1月に行う予定です。
特記事項	本支援措置については、「競争的資金に係る地方領域設定枠の創設」という制度の整備をもって措置済みと位置づけられるものであり、競争的研究資金制度である本事業の趣旨から、課題採択を前提とした個別の提案を計画されたとしても、課題が優先的に採択されるというわけではありません。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領

平成 14 年 2 月 1 日
13 農会第 1447 号
最終改正平成 16 年 4 月 6 日
15 農会第 1571 号
農林水産省大臣官房技術総括審議官・
農林水産技術会議事務局長連名通知

第 1 趣旨

我が国の農林水産行政には、食料の安定供給及び多面的機能の発揮を確保していくことが求められており、これらの課題に迅速に対処していくためには、生産の現場を支える技術等に関する試験研究の効果的・効率的な推進が重要である。

このため、研究課題の公募及び研究実施に当たっての産学官連携の強化により、優れた発想を活かし、先端技術等を活用した質の高い試験研究を促進する仕組みを創設し、生産及びこれに関連する流通、加工等の現場（以下「生産現場」という。）に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るものとする。

第 2 事業内容

本事業は、農林水産分野の試験研究であって以下のいずれかに該当するものについて、幅広いセクターの研究勢力を結集してこれに取り組む仕組みを講じることにより、生産現場に密着した試験研究の迅速な推進を図ることを内容とする。

1 農林水産行政上の要請により、緊急性及び重要性が高く、試験研究の成果が生産現場や政策立案に資するものとして毎年度設定される研究の領域（以下「研究領域」という。）に係るものであって、次に掲げるもの（以下「研究領域設定型研究」という。）

（1）全国領域設定型研究

全国を対象とした研究領域（以下「全国研究領域」という。）に対応した研究

（2）地方領域設定型研究

地方（農業分野にあつては別表 1、林業分野にあつては別表 2、水産業分野にあつては別表 3 に掲げる区域をいう。）を対象とした研究領域（以下「地方研究領域」という。）に対応した研究

2 地域における生産現場に由来する技術シーズの活用又は地域ニーズへの対応を図るものであり、その成果の生産現場への早期普及が見込まれるものであって、次に掲げるもの（以下「地域活性化型研究」という。）

（1）独創的現場シーズ活用型研究

農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業及び水産業を営む者又はこれらの者の組織する法人（以下「農林漁業者」という。）の有する農林水産現場の独創的

な技術シーズを活用し、農林漁業者が参画する研究

(2) 地域競争型研究

地域固有の特産物等地域資源又は地域の技術シーズを活用し、地域産業を活性化する研究

(3) 広域ニーズ・シーズ対応型研究

複数の地域が抱える共通問題を効果的かつ効率的に解決するための研究

第3 研究実施期間及び研究費

1 実施期間

研究の実施期間は、1研究課題につき3年以内とする。ただし、この期間内に成果を挙げることが困難と考えられるものについては5年以内とすることができる。

2 研究費

単年度の研究費は、1研究課題につき、研究領域設定型研究にあつては5千万円から1億円程度、地域活性化型研究にあつては1千万円から3千万円程度とする。

第4 研究領域の募集等

1 研究領域の募集

農林水産省大臣官房技術総括審議官（以下「技術審議官」という。）は、毎年度、第2の1の(1)の全国研究領域を募集するものとし、その旨、文書をもって農林水産省の関係局庁の長（大臣官房にあつては、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第13条第1項の各課長、同条第2項の国際部長、同条第3項の統計部長及び同条第4項の協同組合検査部長とし、地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下「各局長」という。）に通知するものとする。

2 研究領域調書の提出

研究の実施を必要とする各局長は、第4の1の通知を受けたときは、別記様式第1号の研究領域調書（以下「調書」という。）を、研究を開始しようとする年度の前年度の11月30日までに、技術審議官に提出するものとする。

なお、調書の提出は、期限内であれば複数回行うことができる。

第5 研究領域の決定等

1 研究領域候補の選定

(1) 全国研究領域候補の選定

技術審議官は、各局長から調書の提出を受けたときは、調書を提出した各局長と調整の上、速やかに、研究課題を募集する研究領域の候補を選定し、文書をもって農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）に通知するものとする。

(2) 地方研究領域候補の選定

第2の1の(2)の地方研究領域について、次のア又はイにより研究領域の候補

を選定するものとする。

ア 農業分野にあつては地方農政局長（ただし、北海道にあつては官房地方課長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が研究領域の候補を選定し、研究を開始する前年度の12月15日までに、事務局長に通知するものとする。この場合においては、地方の実態に即した事業の推進が図られるよう、地方農政局長は必要に応じ所管する都府県等から意見を聴取し、地方研究領域の選定に反映させるものとする。

イ 林業分野及び水産業分野にあつては複数の都道府県を構成員とする協議会等が研究領域の候補を選定できるものとし、この場合にあつては、協議会等を代表する都道府県知事が、研究を開始する年度の前年度の12月15日までに、林業分野にあつては林野庁長官、水産業分野にあつては水産庁長官に通知するものとする。

林野庁長官及び水産庁長官は、研究領域の候補の通知を受けたときには、取りまとめの上、速やかに優先順位を付し、文書をもって事務局長に通知するものとする。

2 研究領域の決定

事務局長は、第5の1により研究領域の候補の通知を受けたときは、速やかに、当該研究領域の候補について、他のプロジェクト研究、関連事業等との重複の有無その他本事業の趣旨からみた妥当性を参酌し、研究課題を募集する研究領域を決定するものとする。

3 研究領域の通知

(1) 全国研究領域の通知

事務局長は、第5の2により第2の1の(1)に係る研究領域を決定したときは、速やかに、その結果を技術審議官及び各局長に通知するものとする。

(2) 地方研究領域の通知

事務局長は、第5の2により第2の1の(2)に係る研究領域を決定したときは、速やかに、その結果を第5の1の(2)のアの農業分野にあつては、地方農政局長、第5の1の(2)のイの林業分野及び水産業分野にあつては林野庁長官及び水産庁長官を経由し、研究領域の候補を選定した都道府県知事（以下「地方農政局長等」という。）に通知するものとする。

第6 研究課題の募集等

1 研究課題の募集

事務局長は、第5の2により研究領域を決定したときは、研究領域設定型研究及び地域活性化型研究について、それぞれ研究課題を公募により求めるものとする。

応募要領は、農林水産技術会議事務局において別に定めるものとする。

2 応募資格

- (1) 研究課題の応募は、以下の各号のいずれかに掲げる者（以下「研究機関」という。）であって、当該各号以外の号に掲げる者と共同して、当該研究課題に取り組むものに行うことができるものとする。第2の2の(1)の独創的現場シリーズ活用型研究の研究課題の応募については、農林漁業者を含む場合に限るものとする。ただし、事務局長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

大学及び大学共同利用機関

独立行政法人、特殊法人及び認可法人

民間企業（農林漁業者を除く。）、公益法人、協同組合及び農林漁業者

- (2) 研究課題の応募を行おうとする研究機関の長は、当該研究機関に所属する者の中から当該研究課題の実施に責任を有する研究総括者（以下単に「研究総括者」という。）を定めなければならない。

3 若手枠の設置

事務局長は、第6の1により地域活性化型研究の研究課題を公募するに当たっては、研究総括者の年齢が研究を開始しようとする年度の当初において39歳以下である研究課題のみを対象とする若手枠を、研究総括者の年齢制限を設けない一般枠とは別に設置することができるものとする。

第7 研究課題の決定等

1 研究課題の決定

研究課題の決定は、農林水産技術会議において行う。なお、研究課題の決定に係る審査に関する事項については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

2 結果の通知

事務局長は、第7の1により研究課題が決定されたときは、研究課題を応募した研究機関に対し、その応募した研究課題の採択の有無等を通知するとともに、研究課題のうち研究領域設定型研究に係るものについては技術審議官並びに当該研究課題に係る研究領域を提出した各局長及び地方農政局長等に対し、それぞれ通知するものとする。

第8 研究課題の委託

第7の1により研究課題が決定されたときは、当該研究課題を応募した研究機関の長は、毎年度、第6の1の応募要領に基づき提出した研究実施計画に即して、別記様式第2号の年次計画を作成し、事務局長に提出するものとする。

事務局長は、これについて所要の調整を行った後、委託により、当該研究課題を応募した研究機関に研究に必要な経費を配分するものとする。

第 9 実績の報告等

1 実績報告書の提出

研究課題を実施した研究機関の長は、別記様式第 3 号の実績報告書を、毎年度 3 月 31 日までに、事務局長に提出するものとする。

2 実績の報告

事務局長は、毎年度、第 9 の 1 により提出された実績報告書のうち、全国領域設定型研究に係るものにあつては当該実績報告の写しを当該研究領域に係る調書を提出した各局長に、地方領域設定型研究にあつては当該実績報告書の写しを当該地方領域を選定した地方農政局長等に対し、それぞれ提出するものとする。

3 研究課題の評価

実施された研究課題の評価に関する事項については、事務局長が別に定めるところによるものとする。

第 10 事務の委託

事務局長は、第 7 の 1 の研究課題の決定に係る審査及び第 9 の 3 の研究課題の評価に必要な調査分析並びに本事業に関連する情報の提供等に係る事務を外部に委託することができるものとする。

附則

「バイオテクノロジー先端技術シーズ培養研究の実施について」(昭和 59 年 7 月 23 日付け 59 農会第 1556 号農林水産技術会議事務局長通知)に基づき、平成 13 年度に研究を実施し、かつ、平成 14 年度以降も研究実施を予定している課題にあつては、本事業に基づくものとして当該通知に基づき研究を実施することができるものとする。

支援措置番号	210007
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	農地転用の許可申請手続きの円滑化
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項、第5条第1項
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	農地転用の許可のうち、4haを超えるものについては、農林水産大臣の権限とされており、この許可申請は都道府県を経由して行うことになってい ます。
支援措置を設ける趣旨	農地転用の許可申請手続きの円滑化を図るため。
支援措置の内容	4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県知事の事務につ いては、地方自治法第252条の17の2の特例条例に基づき市町村に委譲 することが可能であり、地方公共団体の実情に応じた運用が可能であること 等について、通知を地方公共団体に対して発出し、周知することとしていま す。
今後の検討スケジュール	「農地転用許可制度及び農業振興地域制度の運用の適正化等について」 (平成16年3月30日付け15農振第2715号農村振興局長通知)により通知 しました。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用で きる時期について	期限を設けない

支援措置番号	210008
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	就農支援資金の貸付対象の拡充
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第2条、第4条、第7条、第8条、第9条、第10条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	新たに就農しようとする青年等は、就農計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該就農計画が適当である旨の認定を受けることができます。当該認定を受けた者は、当該認定に係る就農計画に従って就農するのに必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金及び農業経営を開始するのに必要な資金を借り入れることができます。
支援措置を設ける趣旨	近年、農業を営む法人や農家(以下「農業法人等」という。)に就農し、その一員として農業に取り組もうとする者が増加してきています。また、農業経営の法人化の進展等に伴い農業法人等の人材需要の増大が見込まれる中で、将来の農業を担う者を確保していくためには、農業法人等への就農を目指す者に対する支援も重要となっています。このような状況を踏まえ、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする者に対し、就農支援資金を貸し付けることができるようにする等の措置を講ずることにより農業法人等への就農を積極的に促進することとしています。
支援措置の内容	農業法人等への就農を積極的に促進するため、 農業法人等は、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする場合に、就農計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。こと。 都道府県青年農業者等育成センターが、就農計画の認定を受けた農業法人等に対し、無利子の就農支援資金(研修等に必要な資金や住居の移転等の就農準備に必要な資金)を貸し付けることができることとする。こと。 を内容とする青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律が5月26日に公布され、8月1日より施行されました。
今後の検討スケジュール	措置済み
特記事項	支援措置の対象となる農業法人等は、当然に、貸付けの対象要件を満たしていることが前提となります。(よって、地域再生計画書の「当該支援措置を受けようとする者」欄の記載に当たっては、「貸付けの対象要件を満たした農業法人」などと記載する必要が生じる点に御留意下さい。) なお、地域再生計画の認定を受けることが、直ちに貸付けを受けられることまでをも決定するものではなく、都道府県青年農業者等育成センター又は融資機関の通常の審査を経る必要があることに御留意下さい。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けません。

支援措置番号	210009
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	農業法人等に対する出・融資の一体的提供
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	農業近代化資金融通措置要綱第2の1 農業改良資金制度運用基本要綱第3の1 農業経営基盤強化資金実施要綱第3の1 経営体育成強化資金実施要綱第2の2 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第1条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	農業経営改善関係資金(農業近代化資金・農業改良資金・農林漁業金融公庫資金)は、認定農業者等の担い手を貸付対象としています。 アグリビジネス投資育成株式会社(http://www.agri-invest.co.jp)では、農業法人の場合、認定農業者であること等を出資要件としています。
支援措置を設ける趣旨	農業法人等に対して、経営の改善に必要な出資と制度資金融資の一体的提供を円滑に行うための体制を整備することにより、新規投資の促進、自己資本の拡充と信用力・財務内容の改善、制度資金の借入れの円滑化等を通じた経営改善を促進します。
支援措置の内容	認定農業者である農業法人等を対象に、アグリビジネス投資育成株式会社からの出資と農業経営改善関係資金の融資を一体的かつ円滑に提供するため、関係機関(出資機関・融資機関・行政等)においては、相談窓口を設置し、農業法人等から寄せられる出資及び融資に関する問い合わせについて、関係機関相互において連絡、照会等を行い、迅速かつ的確な対応に努める。出資機関及び融資機関は、で寄せられた相談内容について、直ちに協議し、その内容を検討する体制を整備するよう、「農業法人等に対する出資と融資の一体的提供を行うための体制の整備等について」(平成16年7月13日付け16経営第1638号農林水産省経営局長通知)を发出し、平成16年8月2日から施行しました。 (http://www.maff.go.jp/soshiki/keiei/kinyuu/madoguchi.htm)
今後の検討スケジュール	措置済み
特記事項	支援措置の対象となる農業法人等は、当然に、出資及び融資の対象要件を満たしていることが前提となります。(よって、地域再生計画書の「当該支援措置を受けようとする者」欄の記載に当たっては、「出資及び融資の対象要件を満たした農業法人」などと記載する必要が生じる点に御留意下さい。) なお、地域再生計画の認定を受けることが、直ちに融資を受けられることまでも決定するものではなく、出資機関及び融資機関の通常の審査を経る必要があることに御留意下さい。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けません。

写

農林漁業金融公庫総裁
農林中央金庫代表理事理事長
社団法人 日本農業法人協会会長
全国農業協同組合中央会会長
アグリビジネス投資育成株式会社代表執行役

殿

農林水産省 経営局長

農業法人等に対する出資と融資の一体的提供を行うための体制の整備等について

地域経済の活性化と地域雇用の創造が喫緊の政策課題となる中で、政府、地方公共団体、民間事業者等各関係者が一丸となって地域再生に向けた取組を着実に遂行するため、内閣の地域再生本部において、地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容、今後のスケジュール等について、「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)が定められたところである。

こうした状況の下、農林水産省としても、同プログラムに基づき、地域の基幹産業である農業の再生、更には都市と農村の共生・対流等を促進するため、認定農業者である農業法人及び農業に関連する事業を営む法人(以下「農業法人等」という。)に対して、経営の改善に必要な出資と制度資金の融資の一体的提供を円滑に行うための体制を整備することにより、農業法人等の経営改善を積極的に支援することとしている。

ついては、今般、下記の取組により、農業法人等に対する出資を行う投資育成会社、経営の改善に必要な制度資金を融通する融資機関等の関係機関が、新規投資等により農業経営の改善を進めようとする農業法人等に対して、出資と融資の一体的提供を円滑に行うための体制を整備することとしたいので、その円滑な実施につき、特段の御配慮、御協力をお願いする。

記

第1 趣旨

本取組は、地域の基幹産業である農業の担い手となる認定農業者としての農業法人又は農業に関連する事業を営む法人(農産物の加工、流通などの事業を営む法人)に対して、経営の改善に必要な出資と制度資金の融資の一体的提供を円滑に行う体制を整備することにより、新規投資の促進、自己資本の拡充、信用力・財務内容の改善、制度資金の借入れの円滑化等を通じた経営改善を促し、もって地域再生の実現に資することを目的とするものである。

第2 関係機関による推進体制の整備

アグリビジネス投資育成株式会社、経営の改善に必要な制度資金を融通する融資機関(農業協同組合、都道府県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫及び農林漁業金融公庫をいう。以下「融資機関」という。)、社団法人日本農業法人協会及び国(以下「関係機関」と総称する。)は、農業法人等に対する相談機能の強化及び関係機関相互の連携体制を整備するため、次の取組を行うものとする。

1 相談窓口の設置

関係機関は、農業法人等からの経営の改善に必要な出資及び融資に関する相談に適切に応じられるよう相談窓口を設置するものとする。

2 関係機関相互の連携体制の整備等

(1) 関係機関は、農業法人等からの出資及び融資に関する相談について、本店等と支店等の間及び関係機関相互において連絡、照会、情報交換等を行い、迅速かつ的確な対応に努めるものとする。

(2) アグリビジネス投資育成株式会社及び融資機関は、(1)の結果、関係機関に寄せられた相談内容について、直ちに協議し、その内容を検討するものとする。

第3 出資と融資の一体的提供

アグリビジネス投資育成株式会社及び融資機関は、農業経営の改善を進めようとする農業法人等に対して、出資と融資の一体的な提供が円滑に行われるよう、相互に連携及び調整を図るとともに、農業法人等の経営改善に資する効果的な出資及び融資につき、積極的に検討するものとする。

なお、地域再生に向けた取組に関連して新設法人からの相談が見込まれることに伴い、アグリビジネス投資育成株式会社において、設立後3年未満の新設法人の出資に関する要件の原則を以下のように定めたので、御了知ありたい。

- ・農業法人の場合、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の認定農業者(見込みは不可)であり、施設や農地の確保など農業経営の開始に当たっての具体的手続が行われていること。
- ・設立者の財務基盤が良好であると認められること。
- ・事業計画の実現可能性が高いものと認められ、かつ、当該法人の営む農業等に関する技術について相当の経験を有する者が従事するものであること。
- ・会計は、複式簿記により行っていること。
- ・今後、利益を積み立て、自己資本を一層充実する経営方針であること。
- ・自己資本の充実とともに、出資配当も重視する経営方針であること。

附 則

この通知は、平成16年8月2日から施行する。

支援措置番号	210010
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	補助事業による施設の有効活用のための制限緩和
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。</p> <p>ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。</p> <p>(注)法第7条第2項の規定による条件</p> <p>各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。</p>
支援措置を設ける趣旨	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、その有効利用を図り農林水産業の振興に資することとします。
支援措置の内容	一定の要件を満たす農林水産共同利用施設については、補助金相当額の国庫納付を求めることなく、施設の転用等を認めることとします。 (承認要件を明示した運用通知を発出済み。)
今後の検討スケジュール	「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いの特例について」(平成16年9月7日付け16経第702号大臣官房経理課長通知)により措置済み。
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

各局（庁）の長
各地方農政局長
沖縄総合事務局長
（北海道知事）

あて

（農林水産省）大臣官房経理課長

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の 取扱いの特例について

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」（平成元年 3 月 31 日付け元経第 594 号大臣官房経理課長通知。以下「平成元年通知」という。）を発出しているところであるが、社会経済情勢の変化等により当初の目的に従った利用が困難となっている補助施設については、地域経済の活性化等を促進し、地域再生を一層推進するため、平成元年通知の規定にかかわらず、本通知の発出の日以降になされる承認申請から、下記のとおり適用することとしたので、御了知願いたい。

（なお、貴局管内都府県に対しては、貴職から通知願いたい。）

記

1 対象となる施設

本通知の対象となる施設は、別紙 1 に掲げる補助事業により取得し、又は効用の増加した施設（建物及び建物と一体的に整備した機械・設備並びにこれらの附帯施設（農林水産業用機械を除く。）に限る。ただし、補助事業で整備した漁港施設用地を含む。以下「補助施設」という。）のうち、当該施設を設置した後、財産処分制限期間（「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和 31 年農林省令第 18 号）別表（第 5 条関係）に定める処分制限期間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数）のそれぞれ 5 分の 1 に相当する期間（1 年未満の端数があるときはその端数は切り捨て、この期間が 5 年に満たないときは 5 年とする。）を経過し、社会経済情勢の変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難となっているものとする。

ただし、当該期間の経過前であっても補助施設が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、本通知の対象とする。

- (1) 補助事業の開始時には想定し得ない農林水産物の生産、需要等の急激な減退により、利用が減少し、回復の見込みがない程度まで遊休化していること。
- (2) 農林水産業団体等の統合・合理化及び農業経営の法人化の推進を図るという政策目的の達成のために、早急な財産処分が必要不可欠であること。

2 財産処分の取扱い

本通知の対象となる施設の財産処分について「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づいてなされる承認申請に対しては、以下の考え方に基づくこととし、具体的には、別紙2の表の左欄に掲げる処分区分に応じて、同表の右欄に掲げる取扱いを適用するものとする。

- (1) 当初の補助目的に従った利用がなされないとしても、他の農林水産業施設として利用する場合は、農林水産業の振興による地域経済の活性化等に資すると見なされることから、補助条件を承継する場合と同様の取扱いとする。
- (2) 農林水産業施設以外の施設として利用し、又は取り壊す場合であっても、当該施設の機能が他の施設に移転された上で、当該施設処分後の利用が地域経済活性化等に資する等の特別の事情が確認される場合には、国庫納付は不要とする。

なお、本通知に基づく承認申請に当たっては、事業実施主体は、別紙3の様式による財産処分承認申請書を当該補助金等の交付行政庁に提出しなければならない。

3 財産処分に当たっての確認事項

別紙2の表の取扱いの適用に際しては、社会経済情勢の変化等により、当初の目的に従った利用が困難となっている事情等が、事業主体から提出される書面により確認される必要がある。

また、1のただし書の規定により、承認を行う場合にあっては、

- (1) 施設利用の回復の見込みがないこと
 - (2) 早急な財産処分が農林水産業団体等の統合・合理化等の政策目的達成に必要不可欠であること
- がそれぞれ書面により確認される必要がある。

4 推進体制の整備

- (1) 地方農政局等(沖縄県にあっては沖縄総合事務局)の交付行政庁(以下「地方農政局等」という。)は、別紙1に掲げる補助事業の担当部課との連携を緊密にし、都道府県に対して指導・助言する体制を整備する。
- (2) 都道府県は、地方農政局等、市町村その他の関係機関と緊密に連携するとともに、関係農林水産業団体等の協力を得るなどして、処分後の補助施設の有効利用について事業実施主体に対する指導・助言を継続的に実施することができる体制を整備する。
- (3) 市町村は、都道府県その他の関係機関と緊密に連携するとともに、関係農林水産業団体等の協力を得るなどして、処分後の補助施設の有効活用について事業実施主体に対する指導・助言を継続的に実施することができる体制を整備する。
- (4) 本通知に基づく承認に当たっては、財産処分の申請者や譲渡先の者による同種の補助事業が実施又は計画されている場合、当該財産処分の理由等を十分勘案しつつ、同種の補助事業の扱い(採択の是非、計画の見直し等)について適切に検討を行う。

支援措置番号	230003
担当省庁	農林水産省、経済産業省、環境省
支援措置事項名	バイオマスタウン構想の実現に向けた取組み
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	バイオマスタウン構想基本方針
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を図るバイオマスタウン構想を全国の市町村から募集し、バイオマス・ニッポン総合戦略会議において応募された構想について情報を共有と基準に合致しているかの検討を行い、連携してそれらの実現に向けた地域の主体的な取組が進展しやすい環境の創出を図ります。
支援措置を設ける趣旨	域内に賦存する家畜排せつ物、間伐材などのバイオマスを効率的に利活用するための地域の取組みを促進するには、複数の省が支援に関係することが想定されるため、関係省が連携した支援のあり方を検討する必要があります。
支援措置の内容	家畜排せつ物、間伐材などのバイオマスが豊富に存在するなどという特性を活かし、これらバイオマスを効率的に利活用する地域の取組み(バイオマスタウン構想)に対して、関係省が連携して支援していくための手法を検討します。 また、それらの支援によるバイオマスタウンに関する成果について、バイオマス情報ヘッドクォーター(農林水産省で開設・運営するWebサイト)等を介して広く他の地域へ情報提供を行います。
今後の検討スケジュール	バイオマスタウン構想の実現に向けた地域の取組に対する支援方針である「バイオマスタウン構想基本方針」を決定し、バイオマスタウン構想に取り組んでいる市町村から募集を始めています。 バイオマス情報ヘッドクォーター(平成15年3月開設)について、逐次、充実を図っています。
特記事項	
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

案の1

16環第133号
平成16年8月27日

東北農政局長殿

大臣官房技術総括審議官

件 名

このたび、バイオマスの利活用を推進するため、別添のとおり、バイオマスタウン構想を募集することとなったので、御了知の上、本取組の実施につき適切な御指導をお願いする。

また、このことについて、貴局管内への周知をお願いしたい。

施行注意

沖縄総合事務局長あてには、農林水産省大臣官房技術総括審議官とする。

案の2

16環第133号
平成16年8月27日

北海道知事 へ

農林水産省大臣官房技術総括審議官

件 名

このたび、バイオマスの利活用を推進するため、別添のとおり、バイオマスタウン構
想を募集することとなったので、御了知の上、本取組の実施につき御理解と御協力をお
願いする。

また、このことについて、貴道内への周知をお願いしたい。

支援措置番号	2300004
担当省庁	農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省
支援措置事項名	都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	都市と農山漁村の共生・対流については、副大臣プロジェクトチームを設置し、関係各省連携の下で取り組んでおり、平成16年度においては、「政策群」に位置付けて取り組むこととしています。 しかしながら、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、地域再生を図ろうとする地域においては、関係各省の関連施策が多岐わたるため、全体像を把握することが難しい状況にあります。
支援措置の内容	地域において、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るためのプランづくりを容易に実施できるよう、関係各省連携して関連施策に関する情報をとりまとめ、地方公共団体に提供します。
今後の検討スケジュール	平成16年内に情報提供するよう、現在調整中です。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	211001
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	工場立地法の地域準則に関する権限委譲
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	工場立地法第15条の4
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	工場立地法においては、都道府県の区域の中に、国が公表する緑地面積率等を規定した準則よりも他の準則を適用することが適切である場合に、都道府県が一定の幅で条例により緑地等の面積率を設定することができるようにしています。同法15条の4により、政令指定都市については、本法上の届出に関する事務処理の主体となるとともに、条例により緑地等の面積率を自ら設定できるようになっています。
支援措置を設ける趣旨	のとおり、現在、都道府県及び政令指定都市が地域の実情に応じて地域ごとに緑地面積率等の準則を条例で策定することができるようにしているところ、中核市等においても自ら設定することを可能とすることについて、その実需、要望などにより検討するものです。
支援措置の内容	工場立地法は、国が定める準則に変えて、都道府県及び政令指定都市に一定の幅で緑地等の面積率を設定することができるようにしているところですが、中核市等においても、その実需、要望などを踏まえて、地域の実情に応じた緑地面積率の設定を可能とする方向で見直しを行います。
今後の検討スケジュール	平成16年度中
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けません。

支援措置番号	211002
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	政府系金融機関の特別貸付の貸付対象等の拡充
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の特別貸付制度要綱
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	中小企業金融公庫においては、特別貸付制度要綱のうち中小企業再生支援貸付制度要綱において、経営再建等に取り組む中小企業に対する貸付制度(企業再建資金)の貸付対象や条件等を定めています。また、商工組合中央金庫においては、独自の貸付制度として同様の制度を設けています。
支援措置を設ける趣旨	企業再生に取り組む中小企業に対する長期かつ安定した資金供給を通じた支援に取り組みます。
支援措置の内容	中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫においては、現行の企業再生に取り組む中小企業を支援するための貸付制度(企業再建資金)により要望事項に対する貸付は可能ですが、平成16年度から株式会社整理回収機構や株式会社産業再生機構の関与の下で再生に取り組む中小企業を貸付対象として明記しました。また、国民生活金融公庫においても、平成16年度から同様の貸付制度を創設しました。なお、実際の融資については、具体的な融資に関する相談等に応じ、国民生活金融公庫による金融面での判断を経た上で融資を行います。
今後の検討スケジュール	
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	16年度末まで。必要に応じて延長等を行う。

支援措置番号	211003
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	電気工事士免状交付事務の民間へのアウトソーシング
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	電気工事士法第4条第2項
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	電気工事士免状は、都道府県知事が交付します。
支援措置を設ける趣旨	電気工事士免状交付事務の一部を民間へアウトソーシングすることで、地域の雇用創出を図ります。
支援措置の内容	電気工事士の免状交付事務のうち審査業務以外の事務については、個人情報の厳格な管理等一定の要件を満たすことを条件とした上で、外部委託を可能とします。
今後の検討スケジュール	平成16年度中。
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けません。

支援措置番号	211004
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	産業用地への誘導業種の拡充
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第5条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特定の業種を誘導する目的で地域振興整備公団が造成・整備した産業業務施設用団地、中核工業団地、特定事業集積促進用団地について、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、引き続き、これらの団地の管理及び譲渡等の業務を行うこととされています。
支援措置を設ける趣旨	誘導業種が制限されているこれらの団地について、誘導業種の制限を緩和し、誘導可能な業種を拡充することにより、地域再生に資する活用を可能とします。
支援措置の内容	特定の業種を誘導する目的で地域振興整備公団が造成・整備した産業業務施設用団地、中核工業団地、特定事業集積促進用団地について、地域再生に資する等、一定の場合について当初の目的以外の用地としても利用可能とします。
今後の検討スケジュール	平成16年度中
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	211005
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	研究開発補助金で取得した機械装置の転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法第22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該補助金で取得した機械・装置等を当該補助金の補助目的に従って利用する余地が乏しくなった場合、等の承認要件を明示した運用通達を作成のうえ実施しております。
今後の検討スケジュール	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16年6月10日 大臣官房会計課)により措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	211006
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	電源立地特別交付金電力移出県等交付金(2003年10月に他の交付金と合わせて電源立地地域対策交付金へと統合)で整備した施設の転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること、等の承認要件を明示した運用通達を作成のうえ、実施しております。
今後の検討スケジュール	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16年6月10日 大臣官房会計課)により措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	211007
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	工業用地造成に係る補助金により整備した施設の転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること、等の承認要件を明示した運用通達を作成のうえ、実施しております。
今後の検討スケジュール	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16年6月10日 大臣官房会計課)により措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	211008
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	特定公共施設等用ソーラーシステム設置事業に係る施設の地域団体への譲渡
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の処分申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該施設の用途が維持されること(当省が転用を承認した場合を除く)、管理体制が相当程度効率化され、かつ、適切な管理体制が確保されていること、譲渡を受けた者が処分制限を承継すること、無断処分等の不適切な事態が生じた場合の責任関係が明らかになっていること、売却益が発生した場合には一定割合を国庫に納付すること、等の承認要件を明示した運用通達を作成のうえ実施しております。
今後の検討スケジュール	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16年6月10日 大臣官房会計課)により措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	211009
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	民活補助金で取得した特定施設の転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっている。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になる。
支援措置の内容	補助金適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、転用目的は、可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努め、それが困難な場合であっても、公益性の高い用途に転用されること、等の承認要件を明示した運用通達を作成の上実施しております。
今後の検討スケジュール	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16年6月10日 大臣官房会計課)により措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	211010
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	既存水源、工業用水道施設の有効活用に伴う転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金等適正化法上の処分制限財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、補助対象施設を維持する必要性が当該地域において乏しくなったこと、転用を承認しない場合には、補助対象施設の遊休施設化その他の不適切な事態が生じる可能性が高いこと、売却益が発生した場合には一定割合を国庫に納付すること、等の承認要件を明示した運用通達を作成のうえ、実施しております。
今後の検討スケジュール	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16年6月10日 大臣官房会計課)により措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	211011
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	地場産業振興に係る各種支援制度の補助対象者及び補助対象事業の拡大
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	運用
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>現行の地場産業等活性化補助金(平成15年度が終期)による支援については、地場産業に属する中小企業者、組合等を補助対象者とし、当該事業実施者が行う、地場産品の新商品開発、販路開拓、人材育成等事業を対象として助成を行っています。ただし、全国的な規模で行う展示会(組合連合会等が主催するもの)事業や海外見本市・展示会等への出展事業に必要な経費については対象としていません。</p>
支援措置を設ける趣旨	<p>平成16年度新たに創設された「地場産業等活力強化事業費補助金」の運用に際しては、展示会事業等も対象にすることにより、地域活性化のため、効果が期待できる事業への支援が可能となります。</p>
支援措置の内容	<p>地場産業等活力強化事業費補助金の補助対象事業等については、県域を越えた産地・業種間の広域連携事業、全国的な規模で行う展示会(組合連合会等が主催するもの)事業、海外展開等事業などを対象とします。</p>
今後の検討スケジュール	平成16年4月より実施
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	211012
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	地域新生コンソーシアム研究開発事業に係る成果報告書の簡素化
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	提出する成果報告書の内容等の整理、簡素化により、研究者の研究以外の業務に係る負担の軽減を図ります。
支援措置の内容	地域新生コンソーシアム研究開発委託事業に係る成果報告書について、平成16年度中に、報告項目の整理、報告書ページ数の削減、2年度に亘る研究開発の1年度目の報告について簡潔な報告が可能なものは簡素化を許容する等の簡素化を行い、当該年度の事業に係る成果報告より、その改善を図ります。
今後の検討スケジュール	16年度事業から活用することとし、契約者に対し簡素化された成果報告書の記載例を示し、 <u>周知を図っているところ。</u>
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	211013
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	研究開発補助金のテストピース等保管規定の廃止
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	中小企業経営資源強化対策費補助金(地域活性化創造技術研究開発事業)実施要領
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	研究開発の途上において発生した仕損じ品及び研究開発に使用したテストピース等の補助対象物件は保管させることと規定しています。
支援措置を設ける趣旨	地域活性化創造技術研究開発事業に係る補助金交付を受けた中小企業者等の負担軽減につながります。
支援措置の内容	地域活性化創造技術研究開発事業の研究開発の途上において発生した仕損じ品及び研究開発に使用したテストピース等の補助対象物件について、交付額の確定後において保管が困難な場合には当該物件の内容が確認できる写真等により代用できる旨を明確にするため、実施要領(平成16年4月1日)の改正を行い、実施しております。
今後の検討スケジュール	「中小企業経営資源強化対策費補助金実施要領(地域活性化創造技術研究開発事業)」(平成16年4月1日 中小企業庁)により措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	211014
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	第3セクターにおける補助要件(出資割合)の見直し
措置区分	補助要綱
支援措置に係る法令等の名称及び条項	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱第4条 中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱第4条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	間接補助事業者の補助率について、市町村及び補助事業者の出資若しくは出えんが過半の第3セクターについては1/2となっています。
支援措置を設ける趣旨	中心市街地活性化に係る他の補助金との整合性を図ります。
支援措置の内容	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱及び中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱において、間接補助事業者の補助率について、市町村及び補助事業者の出資若しくは出えんが過半の第3セクターについては1/2としていますが、中心市街地活性化に係る他の補助金との整合性を図り、市町村及び補助事業者の出資若しくは出えんが1/2以上の第3セクターについては補助率を1/2とする方向で補助要綱を改正しました。
今後の検討スケジュール	平成16年4月20日、補助金交付要綱改正により措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	211015
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	TMOの主体としてNPO法人を追加
措置区分	政令
支援措置に係る法令等の名称及び条項	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一時的推進に関する法律施行令第8条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	中小小売商業高度化事業構想の認定主体については、法第18条で「商工会、商工会議所又は特定会社若しくは公益法人であって政令で定める要件に該当するものその他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者として政令で定める者」と定められており、政令では特定会社と公益法人の要件のみを規定している。
支援措置を設ける趣旨	TMOがまちづくり活動を行うに当たり、従来からの実施主体に加え、広範な関係者の参画が可能なNPO法人を追加することにより、地域の実情に合った組織を選択できるものとする。
支援措置の内容	<p><u>TMO(認定構想推進事業者)と成りうる主体として、NPO法人等を追加するため、法第18条第1項に定める「商工会、商工会議所又は特定会社若しくは公益法人であって政令で定める要件に該当するものその他中心市街地における中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図るのにふさわしい者として政令で定める者」に係る、中心市街地活性化法施行令第8条を改正した。</u></p> <p><u>改正の内容は以下のとおり。</u></p> <p>(1)特定非営利活動法人の追加 <u>中小小売商業高度化事業構想の作成主体に、地方公共団体が社員であって、商工会又は商工会議所と共同して中小小売商業高度化事業構想の認定の申請を行う特定非営利活動法人を追加する。</u></p> <p>(2)財団法人に係る要件の緩和 <u>現在、中小小売商業高度化事業構想の作成主体として規定されている財団法人について、「基本財産の3/100以上が地方公共団体により拠出されていること」という要件を、「基本財産の全部若しくは一部が拠出されていること」とする。</u></p> <p>(3)社団法人の追加 <u>中小小売商業高度化事業構想の作成主体に、地方公共団体が社員である社団法人を追加する。</u></p>
今後の検討スケジュール	平成16年10月27日公布 平成17年 4月 1日施行
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	平成17年度以降

支援措置番号	211016
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	FAZ地域のインキュベートオフィスにおける外国企業の出資企業の出資者の要件緩和
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	輸入関連事業者集積促進事業費補助金交付要綱
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	輸入関連事業者集積促進事業費補助金交付要綱において、外国系企業については、補助対象を原則として外資比率が1/3を超えるものとしています。この外資比率には非居住者の個人の出資は含んでいません。
支援措置を設ける趣旨	外国系企業を更に幅広く受け入れることにより、より一層、輸入関連事業者を集積させ、経済の活性化、雇用の創出を図っていくため。
支援措置の内容	非居住者の個人の出資も輸入関連事業者集積促進事業費補助金の補助対象の外国系企業の外資比率として取り扱います。
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	211017
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	補助事業により駐車場等として整備した施設の転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	通達
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)により、補助事業により取得した財産については、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、又は交付目的、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等をしてはならないことになっています。
支援措置を設ける趣旨	補助金適正化法22条における承認が如何なる場合に得られるのかを明確にすることにより、処分制限財産の有効活用を図ることが可能になります。
支援措置の内容	補助金適正化法上の取得財産の転用申請について、合理的なものに対しては柔軟な対応を徹底するため、当該施設の一部の転用によって、補助目的が増進し、又は損なわれないことが確実であること、貸付先が適切な管理体制を有していること、貸付料の一定割合を国庫に納付すること、等の承認要件を明示した運用通達を作成のうえ、実施しております。
今後の検討スケジュール	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成16年6月10日 大臣官房会計課)により措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	211018
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	「がんばれ！中小企業ファンド」の組成促進
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条5
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	中小企業基盤整備機構が、「がんばれ！中小企業ファンド」に出資するもの
支援措置を設ける趣旨	目利き能力、販売網などを有する商社等事業会社の民間主体を軸とした「がんばれ！中小企業ファンド」の組成に、中小企業基盤整備機構が加わり、新事業展開に挑戦する既存中小企業に対し、販路拡大等の経営支援を行いながら、投資的資金供給を実現します。
支援措置の内容	<p>新しい事業に対する評価能力と販路拡大等に踏み込んだ支援能力を有する民間事業者等を無限責任組合員とするファンドを、中小企業基盤整備機構が協力して組成することにより、ビジネスに強い民間パートナーの能力を最大限活用し、中小企業の新事業展開を資金及び経営の両面から深く支援することが可能となります。</p> <p>支援する内容 資金供給(出資等) 販路拡大等の踏み込んだ経営支援。(ハンズオン支援)</p>
今後の検討スケジュール	平成16年6月から実施。
特記事項	<p>設立しようとする投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる民間事業者から中小企業基盤整備機構に対して、出資の提案を行うことが必要です。</p> <p>いただいた提案をもとに、中小企業基盤整備機構が出資の要否を検討します。</p>
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	211019
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	地域中小企業再生ファンドの組成促進
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	産業活力再生特別措置法第29条の8
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	中小企業基盤整備機構が、中小企業再生ファンドに出資するもの。
支援措置を設ける趣旨	中小企業基盤整備機構が、中小企業再生ファンドに出資することにより、再生に取り組む中小企業への資金供給を円滑化し、中小企業の再生を支援していくことを目的としています。
支援措置の内容	<p>地域金融機関などの民間が主体となって組成する「地域中小企業再生ファンド」(投資事業有限責任組合)に対し、中小企業基盤整備機構が有限責任組合員として出資を行い、その組成を支援します。</p> <p>中小企業基盤整備機構の支援する「地域中小企業再生ファンド」は、中小企業再生支援協議会と連携し、継続的な経営支援を行い、短期的な利益獲得を行うのではなく中期的に株式、債権を保有し、投資先企業の本格的な再生に取り組むものです。</p> <p>この他に、中小企業基盤整備機構が出資する主な要件は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資総額の70%以上が再生に取り組む中小企業であること 2. 中小企業基盤整備機構の出資割合は、1組合につき出資総額の2分の1以内(ただし、地方公共団体が出資を行う場合は当該出資額と合わせて2分の1以内) 3. 出資期間は7年以内(ただし、3年延長可)
今後の検討スケジュール	平成15年度から実施
特記事項	<p>設立しようとする投資事業有限責任組合の無限責任組合員となろうとする民間事業者から中小企業基盤整備機構に対して、出資の提案を行うことが必要です。</p> <p>いただいた提案をもとに、中小企業基盤整備機構が出資の適否を検討します。</p>
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	211020
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	知的財産の活用による地域産業の活性化
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	従来、特許庁が実施してきた出願から権利化、さらに活用までの知的財産関連施策と産業クラスターを中心とした産学官連携施策との連携を深めることにより、知的財産の活用を一層促進し、中小企業・地域産業の事業化につなげることを通じて、地域産業の活性化を図ります。
支援措置の内容	<p>1. 地域における産学官連携によって生み出された特許等の知的財産や、各地域に存在する特許等の知的財産につき、地域内外のニーズに応じて活用を進め、個々の企業の新たな事業展開に結びつけることを通じて、地域産業の活性化を図ります。</p> <p>2. 具体的には、既に県やTLOに派遣されている特許流通アドバイザー、特許情報活用支援アドバイザーと協力して、特許の流通に関する専門家を育成し、これら専門家同士のネットワークを全国規模及び隣接地域間で構築するとともに、地方経済産業局単位に地域知的財産戦略本部を設置し、地域の各種支援組織(TLO、起業家育成専門家等)との連携を図り、施策の相乗効果を高めます。これにより、積極的に知的財産の活用に取り組む地域の中小・中堅企業の事業化を支援します。</p>
今後の検討スケジュール	平成17年度概算要求において「地域知的財産戦略本部」事業推進関係予算の要求を検討中。
特記事項	事業化につなげることを通じて、地域産業の活性化を図ります。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	211021
担当省庁	経済産業省
支援措置事項名	保安四法の地方への権限移譲(高圧ガス保安法) - 貯槽以外の高圧ガス設備開放検査期間変更設定
措置区分	省令
支援措置に係る法令等の名称及び条項	液化石油ガス保安規則別表第3第1項第17号、一般高圧ガス保安規則別表第3第1項第11号、コンビナート等保安規則別表第4第1項第18号
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	開放検査周期等保安検査の実施方法については、省令において詳細に規定されており、都道府県知事による裁量は認められていません。
支援措置を設ける趣旨	個別設備の実態、事業者の保安水準等に応じ、様々な保安検査方法を採用することが可能となるような柔軟な制度にします。
支援措置の内容	保安検査の実施方法について、民間からの提案を基に各種民間規格を活用することが可能となる制度とします。この制度の下で、貯槽以外の高圧ガス設備の開放検査周期に関し、事業者の設備管理の精度に応じて都道府県知事が決定できるような規格が提案され、第三者機関の評価を経て適格性が確認された場合には、柔軟な検査の実施が可能となります。
今後の検討スケジュール	平成16年度中に検討・措置
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	230005
担当省庁	経済産業省・環境省
支援措置事項名	エコタウン事業の補助採択の要件緩和
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	経済産業省:エコタウン事業の支援制度 環境省:「ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備事業実施要領(H16.4.1 環 廃企発第0404010002号)」「地域におけるゼロ・エミッション構想推進のため のエコタウンプラン(環境と調和したまちづくり計画)策定要領及び承認基準 等について(事務連絡)」
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	経済産業省:資源循環型地域振興施設整備費補助金 リサイクル技術の実用化推進、リサイクル産業の振興の観点から、モデル事 業として、リサイクル産業を先導するリサイクル関係施設等の整備に補助し ます。 環境省:エコタウンプランの承認基準には、当該地域の基本構想、具体的事 業に独創性、先駆性が相当程度認められ、かつ、他の地域のモデルとなる可 能性の高い事業であること等が挙げられています。これを受けて、補助対象 事業の要件についても、廃棄物処理・リサイクル施設として技術的に先進性・ 先駆性を有するものと定めています。
支援措置を設ける趣旨	経済産業省:エコタウンハード補助事業においては、産業インフラ、人材、技 術、市場等の地域における資源を最大限に活用し、循環型社会構築に地域 社会を挙げて取り組み、具体的な経済性のある循環ビジネスを地域に持続 可能な形で根付かせようとする取り組みを評価し、他の地域の模範となるよ うな事業を推進することとします。 環境省:プラン承認を前広に行うことで、地元の関係者に対する意識高揚に 役立てたいとする自治体の期待に応え、エコタウン事業を推進することとし ます。
支援措置の内容	経済産業省:技術の先導性を有する事業だけでなく、地域資源を最大限に活 用した効果的・安定的なりサイクル事業に対して支援します。また、補助採択 案件の決定に際して、公募による第三者審査制度を新たに導入いたしまし た。 環境省:エコタウンプラン策定要領及び承認基準等の要件を以前より緩和 し、プラン承認を前広に行うこととします。
今後の検討スケジュール	経済産業省:平成17年度政府予算に盛り込まれるよう、予算要求を行いま す。 環境省:措置済み。
特記事項	経済産業省:平成17年度政府予算に盛り込まれた場合、公募を開始しま す。 環境省:特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	経済産業省:平成16年度分の選定は終了しておりますので、第2回目の選 定に際して平成16年度からの当該支援措置を活用することは出来ません。 平成17年度政府予算に盛り込まれ場合は、それ以降の地域再生計画にお いて、当該支援措置を活用される場合は、公募にご応募ください。 環境省:期限を設けない。

支援措置番号	230006
担当省庁	財務省、経済産業省
支援措置事項名	「新創業融資制度」の貸付限度額拡充
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	国民生活金融公庫特別貸付制度要綱の改正
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特別貸付制度要綱のうち新規開業・女性・中高年起業家貸付における保証人徴求特例要綱中に貸付対象、条件等を規定
支援措置を設ける趣旨	現在、国民生活金融公庫では、創業支援の重要性を踏まえ、リスクの評価が困難な新規開業企業に対する融資についても、積極的に実施しているところです。 しかしながら、地域再生における新事業創出の重要性を勘案し、産学連携等による新産業、新事業の創出を一層促進する観点から、「新創業融資制度」の融資条件の緩和に向けた取組みを実施するものです。
支援措置の内容	<p>「新創業融資制度」の融資条件の緩和として、16年度から「新規開業特別貸付等の保証人特例措置」の融資限度額を拡充(550万円→750万円)しており、当該措置が地域再生計画に盛り込まれた場合には、国民生活金融公庫の既存の貸付制度で対象となるか否かについて形式面での判断を行い、実際の融資については、具体的な融資に関する相談等に応じ、国民生活金融公庫による金融面での判断を経た上で融資を行います。</p> <p>(国民生活金融公庫の新規開業特別保証人特例措置の要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規開業して税務申告を2期終えていない者 2. 開業予定者又は開業後税務申告が未了の者 <p>A. 下記a～eのいずれかを満たすことが必要</p> <ol style="list-style-type: none"> a 雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとする者 b 新たな市場の創出や既存市場の活性化等が見込まれる者であって、技術の応用又は財・サービスに独自性を加味することにより多様なニーズに対応する事業を新たに営もうとする者 c 現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとするものであって、現に雇用されている企業に継続して6年以上勤務しているもの。ただし、中小企業以外の企業に雇用されている者にあつては、開業する事業と密接に関連した職種に、当該企業において継続して6年以上従事していることを要す d 現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとするものであって、現に雇用されている企業と同一の業種に通算して10年以上(ただし、平成17年3月31日までは6年以上)勤務しているもの。ただし、中小企業以外の企業に雇用されている者にあつては、開業する事業と密接に関連した職種に通算して10年以上(ただし、平成17年3月31日までは6年以上)従事していることを要す e 大学又は高等専門学校等(修業年限3年以上のものに限る。)において修得した技能等と密接に関連した職種に通算して5年以上(ただし、平成17年3月31日までは2年以上)勤務した者であつて、当該職種と密接に関連した業種の事業を新たに営もうとするものであるもの。 <p>B. 開業資金の2分の1以上の自己資金が確認できる者</p> <p>(制度の概要)</p> <p>「1.」又は「2.」いずれかは必ず該当することが必要 「1.」の場合、Aのいずれかに該当することが必要</p>
今後の検討スケジュール	
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212001
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	河川占用許可の弾力化
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	<p>・「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」(平成16年3月23日付け国土交通事務次官通達)</p> <p>・「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の河川局長が別途定める要件について」(平成16年3月23日付け河川局長通達)</p> <p>・「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置を実施する区域について」(平成16年3月23日付け河川局水政課長、治水課長通達)</p>
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>河川管理者が権限を有する河川敷地(以下「河川敷地」という。)を占有する場合に必要な河川法第24条の規定に基づく河川管理者の許可(以下「占用許可」という。)の審査基準である河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)により、占有の許可を受けることができる者(以下「占有主体」という。)や占用許可の目的である施設(以下「占有施設」という。)について規定しており、その中で、占有主体については国や地方公共団体等の公共性、公益性を有する者(以下「公的主体」という。)に、占有施設については公園、広場等の一般公衆の自由な使用を促進する施設等に、それぞれ限っているところです。</p>
支援措置を設ける趣旨	<p>近年、都市再生プロジェクトや地域再生計画における地方公共団体の要請等にもあるとおり、イベント施設やオープンカフェの設置など水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを目的とした河川敷地利用に対する要請が高まってきています。このため、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とし、都市や地域の活性化等に一層寄与すべく、当面、社会実験として、準則の占用許可主体及び占有施設の対象範囲を一部拡大するものです。</p>
	<p>支援措置の内容</p> <p>都市再生プロジェクト、地域再生計画その他これらに類する計画に係る地区内において、「特記事項」による手続等を経て申請され、の要件に該当すると河川局長が認めて指定した区域においては、以下の第1から第6の取り扱いが可能となります。</p> <p>第1 都市及び地域の再生等のために準則に追加して認める河川敷地の占有は、第2に規定する占有主体がその事業又は活動に必要な第3に掲げる占有施設について占有許可申請した場合で、準則第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。</p> <p>第2 占有の許可を受けることのできる者は、準則第六に掲げる占有主体のほか、第3(1)に掲げる占有施設を設置する場合については、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められた営業活動を行う事業者等も占有の許可を受けることができるものとする。</p> <p>第3 占有施設は、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 次のイ及びロに掲げる施設その他の河川敷地そのものを都市及び地域の再生のために利用する施設</p> <p>イ 広場 ロ イベント施設</p> <p>次のイからハに掲げる施設その他の都市及び地域の再生のために利用する施設</p> <p>イ 日よけ ロ 船上食事施設 ハ 突出看板</p> <p>(2)(1)に掲げる占有施設には、飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設等を、また、準則第七第一項四イの公共的な水上交通のための船着場等の占有施設には、切符売場、案内所等を当該施設と一体をなす工作物として設置することができる。</p>

支援措置の内容

第4 第3に掲げる占用施設については、河川空間であることを踏まえ、特に景観及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

第5 占有者等が第3(1)に掲げる占用施設から施設利用料を得る場合、その収入は当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に用いるものとする。

第6 第3に掲げる占用施設に係る占用の許可の期間は、準則の規定にかかわらず、3年以内で当該河川の状況、当該占用の態様等を考慮して適切なものでなければならない。

区域指定に係る要件について

区域全体の状況が、準則第八から第十一までの治水上又は利水上の支障を生じないこと等の基準に照らして妥当なものであって、以下の第1から第3の要件に該当するものに限り、社会実験に係る区域として認められることとなります。

第1 河川は公共用物であることから、準則においては、公共性又は公益性を有する者を原則的な占有主体としているところであるが、今般、営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用するに当たっては、地元市町村が、地域住民に対して、当該営業活動を含む河川敷地の利用計画案等を周知し、意見提出の機会を与えた上で、当該利用計画を策定するなどにより、地域の合意が十分に図られていること

第2 河川敷地利用の公平性を確保する観点から、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において、営業活動を行う事業者等の選定手続きを行うなどの調整を図る仕組みが明らかにされていること

第3 占有施設の適正な管理が、将来に渡って確実に実施されるように、飲食店、売店、オープンカフェ等の広場、イベント施設と一体をなす工作物については、地元市町村等の公的機関が、~~占有許可を受け、営業活動を行う事~~

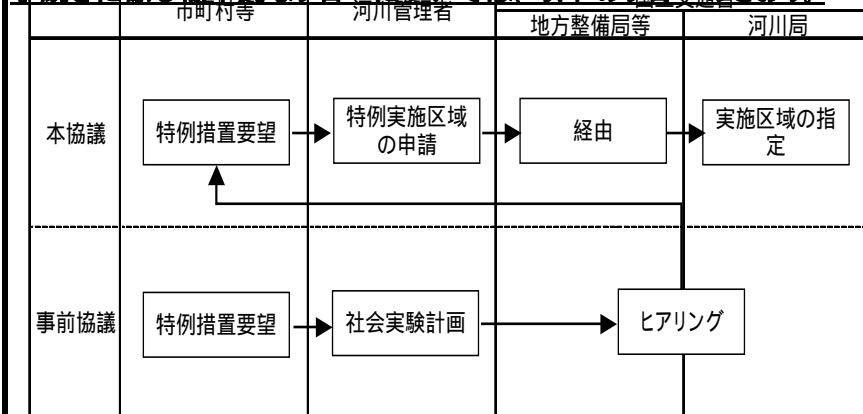
今後の検討スケジュール

本支援措置については平成15年度中に各河川管理者に通知されていますので、支援措置の内容、要件、手続等の詳細に関しては、当該支援措置の実施を予定している河川の河川管理者にお尋ね下さい。

特例措置を実施するには、次の手続による協議、申請等を行った上で河川局長による特例実施区域の指定が必要となりますので、地域再生計画の申請以前に、これらの手続を済ませるようにして下さい。
 なお、手続に当たっては十分な調整等が図れるよう、構想段階から河川管理者と協議することをお薦めします。

第1 河川局長による実施区域の指定に係る手続について

手続に係る標準的なフローについては、以下のフローのとおり。



第2 区域の追加の申請について

都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置を実施する区域の指定を受けようとする河川管理者は、次に示す書類により、河川局長あて申請して下さい。

- 別記様式 - 1 申請書
- 別記様式 - 2 社会実験計画書
- 申請区域を示す図面 (S = 1/5000 ~ 1/25000)
- 実施する区域の認定に関する市町村の要望書

当該支援措置を活用できる時期について

・「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」(平成16年3月23日付け国土交通事務次官通達)
 ・「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」の河川局長が別途定める要件について」(平成16年3月23日付け河川局長通達)
 ・「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置を実施する区域について」(平成16年3月23日付け河川局水政課長、治水課長通達)
 上記通知に基づき、社会実験を実施している間。

支援措置番号	212002
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	
支援措置を設ける趣旨	地域活動の円滑化のためのガイドラインを新たに作成し、より創意工夫を活かした道路占用許可が可能となるようにするものです。
支援措置の内容	地域活動の円滑化のため、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行う仕組み、イベント等により得られた収入を道路の維持管理活動等に還元することなどを可能とする仕組みについて、ガイドラインを新たに作成し、周知します。
今後の検討スケジュール	平成16年度中に通知を発出することとしています。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212003
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	道路管理の民間開放(指定管理者制度)
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	地方自治法第244条の2 道路法第13条、15条、16条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされています。
支援措置を設ける趣旨	道路について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度を活用できることとすることにより、地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会の創出を図るものです。
支援措置の内容	道路について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、平成16年3月31日、指定管理者制度を活用できる旨、通知を发出了しました。 1. 指定管理者制度が創設されたことにより、道路管理に係る事務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせることが可能です。 2. 指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等)であって、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき各自治体の条例において明確に範囲を定められたものです。 なお、これらを指定管理者に包括的に委託することは可能です。 「指定管理者制度による道路の管理について」(平成16年3月31日 国道政第92号・国道国防第433号・国道地調第9号 各都道府県道路管理担当部局長、各政令指定都市道路管理担当部局長あて国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長、地方道・環境課長通知)
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	指定管理者制度を導入しようとする事務につき、当該事務が指定管理者制度の適用範囲に含まれるかどうか疑義がある場合は、事前に国土交通省道路局までご相談下さい。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212004
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	河川管理における指定管理者制度の導入
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「指定管理者制度による河川の管理について」(通達)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	地方自治法第244条の2 地方自治法の「指定管理者制度」は、改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定による委託制度(「管理委託制度」)における管理受託者の権限に加え、必要に応じて使用許可権限を含めて指定管理者に行わせることを主体を限定せずに可能とした制度です。
支援措置を設ける趣旨	地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点から、河川について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度等も活用できることとするものです。
支援措置の内容	1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、従来、管理委託制度により行っていた公物の管理に係る事務について、指定管理者制度を活用して指定管理者に行わせることが可能です。 2. 指定管理者が行うことができる河川の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(河川の清掃、河川の除草、軽微な補修(階段、手摺り、スロープ等河川の利用に資するものに限る。)、ダム資料館等の管理・運営等)です。 3. 指定管理者に行わせる河川の管理の範囲については、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき、各自治体の条例において明確に定めることとします。 なお、今回の通達により、河川管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たに示したところですが、この河川管理に係る指定管理者制度は、平成16年2月27日に地域再生推進本部で決定された「地域再生推進のためのプログラム」の一環としても活用できる旨申し添えます。
今後の検討スケジュール	「指定管理者制度による河川の管理について」(平成16年3月26日国河政第115号、国河環第135号、国河治第232号)により、上記内容を通知しました。
特記事項	指定管理者制度を導入しようとする事務につき、当該事務が指定管理者制度の適用範囲に含まれるかどうか疑義がある場合は、事前に国土交通省河川局までご相談下さい。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212005
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	公営住宅管理における指定管理者制度の活用
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	地方自治法第244条の2第3項
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	家賃の決定及び入居者の決定等の公営住宅の管理に関する事務は、公営住宅法上事業主体が行うこととされています。
支援措置を設ける趣旨	公営住宅については、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度も活用できる旨を新たに通知しました。 その際に、地域再生プログラムの一環として指定管理者制度を活用できる旨についても通知しました。
支援措置の内容	公営住宅の事業主体に対し、以下の内容を周知しました。 1. 公営住宅管理の委任については、プライバシー保護に十分に配慮した上で、指定管理者制度を活用することができること。 2. 指定管理者が行うことができる公営住宅の管理に関する事務は、家賃の決定及び入居者の決定等公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務の補助事務及び清掃等の事実行為であること。 3. 公営住宅の家賃の徴収等の事務のみを指定管理者に委任することや駐車場等共同施設の使用料を指定管理者の収入として収受させることは差し支えないこと。 4. 公営住宅管理については、入居者の収入や家族構成等重要な個人情報を取扱うことから、入居者のプライバシー保護について十分に措置することが不可欠であること。
今後の検討スケジュール	各都道府県知事あてに「公営住宅の管理と指定管理者制度について」(平成16年3月31日 国住総第193号)を通知した。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212006
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	港湾施設管理における指定管理者制度の導入
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「指定管理者制度による港湾施設の管理について」(通達)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	地方自治法第244条の2 昨年地方自治法の一部改正により、同法上の「公の施設」について、議会の議決を経て条例で指定される「指定管理者」に管理を行わせる制度が導入されました。
支援措置を設ける趣旨	地方公共団体の行政サービスについて、潜在的ニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネス、雇用の機会を創出する観点から、港湾施設について、指定管理者が管理できる範囲の整理を行い、指定管理者制度等も活用できることとするものです。
支援措置の内容	<p>1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に対し、公の施設たる港湾施設の管理に係る事務を行わせることができることとされました。</p> <p>2. 指定管理者が行うことができる業務の範囲は、公の施設たる港湾施設の管理に係る事務で、使用料の強制徴収(法第231条の3)、不服申立てに対する決定(法第244条の4)、行政財産の目的外使用許可(法第238条の4第4項)等法令により地方公共団体の長のみが行うことができるもの以外の事務(使用許可、自らの収入とする利用料金の収受、事実行為(自らの収入としない利用料金の収受、清掃、保守点検、植栽等)等)です。</p> <p>3. 指定管理者に行わせる業務の範囲については、法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき、各都道府県の条例において明確に定める必要があります。</p> <p>この際、港湾施設の使用許可等の公権力の行使に係る事務を行わせることについては、国民の権利義務の制限になることにかんがみ、慎重に判断を行う必要があります。</p> <p>なお、今回の通知により公の施設たる港湾施設の管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たに示したところですが、当該制度を平成16年2月27日に地域再生推進本部で決定された「地域再生推進のためのプログラム」の一環としても活用できる旨申し添えます。</p>
今後の検討スケジュール	本支援措置については、各港湾管理者に平成16年3月29日付け国港管第1406号で発出済みです。
特記事項	指定管理者制度を導入しようとする事務につき、当該事務が指定管理者制度の適用範囲に含まれるかどうか疑義がある場合は、事前に国土交通省港湾局までご相談下さい。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212007
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	都市公園施設管理の民間開放促進
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	都市公園法第5条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	現行法では、公園管理者は、「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難な場合」に限り、公園管理者以外の者に公園施設の設置・管理を許可することができるとされています。
支援措置を設ける趣旨	公園施設の設置・管理の許可に際しての要件を緩和することにより、住民団体や民間事業者等による公園施設の整備と管理などの一層の促進を図るものです。
支援措置の内容	都市公園法第5条の許可要件として、「公園管理者が自らが設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの」に加え、「公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもの」を追加することとしています。
今後の検討スケジュール	<u>平成16年12月施行予定。</u>
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212008
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	道路事業の実施を市町村へ移譲
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路法第13条、15条、16条 都市再生特別措置法第5章
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	道路の管理は、道路法による道路管理者が行うこととされています。
支援措置を設ける趣旨	地域の実情を熟知した市町村が、自らの判断により地域の再生に必要な公共施設の整備等を実施することが効果的であるという観点から、都市再生整備計画に位置付けられた一定の補助国道又は都道府県道に関する事業については、市町村が実施することができることとするものです。
支援措置の内容	平成16年3月31日、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の一部が改正され、都市再生整備計画に位置付けられた一定の補助国道又は都道府県道に関する事業については、市町村が実施することができることとされました。
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212009
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	まちづくりに関する権限の一体化
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	都市再生特別措置法第46条、第51条～57条 都市計画法第15条、都市計画法施行令第9条、第10条等 都市再生特別措置法施行令第8条、第10条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>広域的観点から定めるべきもの及び根幹的な施設等に関する都市計画は、都道府県知事が関係市町村の意見を聴き、一定の場合には国土交通大臣の同意を得て決定することとされています。</p> <p>本支援措置によって、市町村は都道府県知事等と協議し、その同意を得て、都市再生整備計画に記載された次の都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画の決定又は変更、あるいはその要請ができることとします。また、212008の「道路事業の実施を市町村へ移譲」と併せてまちづくりに関する権限をできる限り一体化します。</p> <p>市町村が決定又は変更をすることができる都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定区間外の国道等(自動車専用道路は除く。) ・公園等で面積が10ヘクタール以上のもの ・一級河川等 ・施行区域の面積が3ヘクタールを超える市街地再開発事業等 <p>市町村が決定又は変更を要請することができる都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別地区 ・三大都市圏等の土地の区域を含む都市計画区域内における用途地域又は高層住居誘導地区 ・風致地区で、面積が主10ヘクタール以上のもの ・緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区以外は、面積が主10ヘクタール以上のものに限る。) <p>「緑地保全地区」に関しては、平成16年11月時点の記載による。</p>
支援措置を設ける趣旨	民間活力が十分でない地域において地域の再生を推進するためには、地域の実情を熟知した市町村が、自らの判断により地域の再生に必要な公共公益施設の整備等を実施することが効果的であることから、支援のための基本的枠組みを創設するものです。(措置済み)
支援措置の内容	<p>(再掲)</p> <p>本支援措置によって、市町村は都道府県知事等と協議し、その同意を得て、都市再生整備計画に記載された次の都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画の決定又は変更、あるいはその要請ができることとします。また、212008の「道路事業の実施を市町村へ移譲」と併せてまちづくりに関する権限をできる限り一体化します。</p> <p>市町村が決定又は変更をすることができる都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定区間外の国道等(自動車専用道路は除く。) ・公園等で面積が10ヘクタール以上のもの ・一級河川等 ・施行区域の面積が3ヘクタールを超える
今後の検討スケジュール	平成16年4月1日に上記支援措置に係る改正法(「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律」)を施行しました。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	市町村決定計画及び計画決定期限の公告の日から、計画決定期限が到来する日までの間に限ります。 (都市再生特別措置法第46条第10項、第51条第1項)

支援措置番号	212010
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	地方道路整備臨時交付金の運用改善(手続一本化)
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路法第56条第1項 国土交通省都市・地域整備局街路事業・交通連携推進事業採択基準 国土交通省道路局所管国庫補助事業採択基準 地方道路交付金事業(地方道路整備臨時交付金)について(通知)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	通常の補助事業においては、街路事業、道路事業でそれぞれ採択基準に合致する事業に対して事業を採択・実施
支援措置を設ける趣旨	地方道路整備臨時交付金について、制度の運用改善を実施し、地域の課題に臨機に対応したより使いやすい制度にしています。
支援措置の内容	地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる必要のある複数の事業(「パッケージ」)に対し、交付金を一括して交付しています。従来の補助事業における採択基準にとらわれない柔軟な道路整備の実施が可能です。パッケージの設定は自由であり、道路事業と街路事業を同一のパッケージに組み込むことも可能です。実施に関する計画等の送付先を道路局に一本化しています。
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212011
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	地方道路整備臨時交付金の運用改善(目標達成型の導入)
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	地方道路交付金事業(地方道路整備臨時交付金)について(通知)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	要素事業ごとに以下の下限値を設定 要素事業の全体事業費の下限は1億円 対象事業(パッケージ)に含まれる要素事業の全体事業費の平均の下限は5億円
支援措置を設ける趣旨	地方道路整備臨時交付金について、制度の運用改善を実施し、地域の課題に臨機に対応したより使いやすい制度にしています。
支援措置の内容	地域の課題に対応して、一定の地域で一体的に行われる必要のある複数の事業(「パッケージ」)に対し、交付金を一括して交付しています。従来の補助事業における採択基準にとられない柔軟な道路整備の実施が可能です。平成16年度より、新たに目標達成型を導入し、個別事業内容の事前審査から対象事業の目標達成度に対する事後評価に転換しており、全体事業費の下限値の要件についても目標達成型については廃止しました。
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212012
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	スマートICの社会実験の実施
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	特になし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特になし
支援措置を設ける趣旨	建設・維持管理コストの削減が可能となるスマートICの活用により、ICの倍増に向けた追加IC整備を促進され、高速道路の有効活用が図られるとともに、地域生活の充実、地域経済の活性化が期待されます。
支援措置の内容	高速自動車国道の追加IC整備に資するスマートICの導入に向けて、平成16年度に、SA・PAに接続するスマートICの社会実験を国と都道府県が協力して実施するものです。 具体的には、一般道路に容易に接続可能な既存のSA・PAに、暫定的にETC専用出入口を設け、実際のIC運営を行うことにより、今後の本格的なスマートICの整備・運営上の課題、スマートICの導入に伴う高速道路や周辺道路の利用形態の変化ならびに周辺施設利用状況の変化等、地域の活力向上の面からの効果について把握を行います。
今後の検討スケジュール	平成16年4月に実験箇所の募集を行ったところ全国で35箇所の登録があり、登録箇所から7月23日に20箇所、9月2日に7箇所、11月11日には1箇所の合計28箇所を実験実施箇所として採択しております。採択箇所のうち、既に2箇所では実験を開始しており、他の採択箇所についても、順次実験開始に向けて準備を進めていく予定です。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	実験候補登録を行っている35箇所のうち採択された28箇所に限り、第3回地域再生計画認定申請に際して活用可能(既に登録受付を終了しているため)(期限は未定)

支援措置番号	212013
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	国土交通省の光ファイバ開放手続きの迅速化
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	国土交通省で管理する河川・道路管理用光ファイバの民間開放への開放手続きの迅速化等により、地域のIT化による地域再生を支援します。
支援措置の内容	<p>平成14年6月に政府において策定した「e-Japan重点計画2002」等を受け、国土交通省が管理する河川・道路管理用光ファイバのうち、当面利用予定のないものについて、平成14年度から電気通信事業者や地方公共団体等に開放しているところです。</p> <p>光ファイバの開放手続きは、例年6月頃に各地方整備局において開放区間を公表し、説明会、申込み受付、開放決定、接続工事を経て、利用開始となります。また、開放区間の公表については、各地方整備局で詳細な区間を確認できるほか、インターネットでも光ファイバの整備状況とあわせておおよその位置について確認することができます。</p> <p>今回、河川・道路管理用として全国に約2.8万kmある光ファイバ資源を、地域再生に最大限活用できるようにするため、地域における光ファイバの整備状況と民間への開放区間が一目でわかる「地域光ファイバ開放区間マップ」を新たに作成し、インターネットで公表する予定です。</p> <p>また、平成16年度の利用募集から、光ファイバ民間開放に係る手続きについて、開放区間の公表から開放決定まで約6ヶ月程度要していたものを約2ヶ月間短縮し約4ヶ月としており、これにより、より迅速な民間開放を実現し、地域のIT化による地域再生を支援します。</p> <p>制度の対象となる電気通信事業者は、事業用電気通信回線設備(電気通信事業法第41条第1項に規定する電気通信設備のうち電気通信回線設備)を設置する電気通信事業者としています。</p>
今後の検討スケジュール	<p>手続きの迅速化については、「『河川・道路管理用光ファイバの民間事業者等による利用方法の概要等について』の変更について」(平成16年6月25日付け国土交通省総合政策局事業総括調整官、河川局河川計画課河川情報対策室長、道路局国道・防災課道路防災保全企画官通知)により措置済です。</p> <p>「地域光ファイバ開放区間マップ」については、平成16年度中に対応する予定です。</p>
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212014
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	観光関係の施策連携(共通プラットフォーム)
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	各地方支分部局において、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進します。
支援措置の内容	観光関係施策については、平成15年7月31日にとりまとめられた「観光立国行動計画」に基づいて、関係省庁が緊密に連携しながら進めていくこととしているところですが、各地方支分部局においても、一地域一観光、全国都市再生、構造改革特区の連携により、地域づくり、地域再生を省庁横断的に推進していくため、関係省庁、地方公共団体、経済団体等が連携を図る共通プラットフォームを設置しました。
今後の検討スケジュール	措置済み
特記事項	<p>・「観光関係の施策連携(共通プラットフォーム)」は、原則としてその地域を管轄する地方支分部局と関係自治体のほか、地域の経済団体なども加わって、幅広いメンバーより構成されており、当該地方の観光関係連携施策の方向性や戦略なども含め、観光関係の地域の連携施策全般について包括的な議論をし、必要な施策をとりまとめていくことを主たる目的としています。</p> <p>・個別の地域における個別のテーマに関するプロジェクトの支援については、支援措置番号11203「地域再生のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置」を活用してください。</p>
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212015
担当省庁	国土交通省・総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府
支援措置事項名	「地域再生支援チーム」の設置
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	地域再生の支援に関する相談についてワンストップで対応します。
支援措置の内容	<p>地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場(共通プラットフォーム)を活用して地方ブロックごとに「地域再生支援チーム」を設置、地域再生の支援に関する相談についてワンストップで対応します。主な支援内容は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村等からの地域再生に関する様々な相談の一元的な窓口。 2. 相談を受けた事項について、担当省庁の担当部局が的確に対応するように連絡調整。 3. 事務局で対応可能な情報提供をすぐに実行。 4. アドバイザーの派遣について相談があった場合は、適切なアドバイザーの派遣仲介、当該アドバイザーへの協力依頼、または派遣の仲介が可能な担当部局への連絡を実施。
今後の検討スケジュール	措置済み
特記事項	「地域再生支援チーム」の設置は、複数省庁が参加しているメーリングリスト等で、地域再生計画作成に関する相談等地域再生の支援に関する各種相談を受け付け、対応するものです。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212016
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	地域再生の起爆剤となるような地域観光を活性化していくためには、ソフトインフラとして「ひと(人材)の育成」と「情報の発信」が重要です。このため、以下の措置を講じることにより、「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実を図ります。
支援措置の内容	<p>(ア)魅力的な観光地づくりの基盤となる人材の育成 ・観光カリスマによる観光地づくりの核となる人材の育成を図ります。 ・外国人対応の観光案内所のサービスの充実に資する人材を育成するための外国人対応マニュアルの作成や研修を実施します。 具体的には、「観光カリスマ塾」や観光案内の業務に従事している方を対象とした研修に参加していただくことやマニュアルの配布を受けることが支援措置となります。</p> <p>(イ)観光地づくり・観光客の利便に資する情報提供 ・魅力ある地域づくりを推進するとともに、観光客に地域の魅力を発信するため、各地のボランティアガイドのサービス内容、先進的なNPO活動等に関する情報を提供します。 ・地域づくりに豊富なノウハウを持つ人材、地域づくりの先進事例、各種支援措置等の情報を強化します。 具体的には、「観光地づくりデータベース http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/top.htm (国土交通省HPに掲載)」を閲覧・活用していただくことが支援措置となります。</p>
今後の検討スケジュール	平成16年度に実施します。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	作成された外国人対応マニュアルや提供される情報の活用については、期限を設けない。 それ以外については、平成16年度における支援措置。

支援措置番号	212017
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	「地域交通会議(仮称)」の設置
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	
支援措置を設ける趣旨	地域の関係者が議論する場を設け、「地域・利用者でつくりあげる地域交通」を実現します。
支援措置の内容	「地域・利用者でつくりあげる地域交通」を実現するために地域の関係者が議論する「地域交通会議(仮称)」を設置します。
今後の検討スケジュール	平成16年度に検討、措置します。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212018
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	コミュニティバス、乗合タクシーの許可に関する基準の弾力化等
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路運送法第4条第1項、第21条第2号、第80条第1項等及び「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日付け国自旅第71号)、「一般貸切旅客自動車運送事業者による乗合運送の許可の取扱いについて」(平成13年9月27日(国自旅第87号))等
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	旅客自動車運送事業の許可等の基準については、道路運送関係法令及びその通達により定められているところですが、いわゆる「コミュニティバス」や「乗合タクシー」の許可等の基準については、制度上、必ずしも明確に定められていません。
支援措置を設ける趣旨	いわゆるコミュニティバスや乗合タクシーについては、利用者利便の向上、手続き負担の軽減等を図ることとします。
支援措置の内容	いわゆるコミュニティバスや乗合タクシーについては、利用者利便の向上、手続き負担の軽減等を図る観点から、具体的事例を踏まえて検討した上で、許可等の基準の運用を見直し、制度上明確に定めることとします。
今後の検討スケジュール	平成16年度に検討、措置します。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212019
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	観光客向けタクシー等タクシーの運賃・料金の多様化を実現するための環境整備
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」の一部改正について(平成16年9月16日付け国自旅第148号)等
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	タクシーの運賃・料金を定める場合には、原則として、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされています。
支援措置を設ける趣旨	地域の観光振興等に資するため、「観光ルート別運賃」等タクシーの運賃・料金の更なる多様化のための環境整備を図ることとします。
支援措置の内容	観光客向けタクシー等タクシーの運賃・料金について、タクシー事業者と利用者との間において機動的かつ柔軟な運賃・料金の設定が可能となるようにすること等を含め、運賃・料金の更なる多様化を実現します。
今後の検討スケジュール	平成16年9月16日措置済み(「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」の一部改正について(国自旅第148号))です。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212020
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	島しょ部におけるタクシーの参入要件の見直し
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日付け国自旅第72号)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	タクシーの参入に際しては、輸送の安全及び利用者の保護の観点から、最低車両台数の配置が必要とされており、原則として、人口50万人以上の都市を含む営業区域においては10両、その他の営業区域においては5両の事業用自動車が必要とされています。
支援措置を設ける趣旨	タクシー事業者が存在しないような交通機関が未発達な島しょ部における交通手段を確保する観点から、当該地域における最低車両台数等の要件を見直し、タクシー事業への参入を促進します。
支援措置の内容	タクシー事業者が存在しない島しょ部におけるタクシーの参入に係る許可については、当分の間、最低車両数を1両とします。
今後の検討スケジュール	平成16年3月16日措置済み(「島しょ部等における一般乗用旅客自動車運送事業の許可基準の細部取扱いについて」(国自旅第236号))です。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212021
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	観光振興目的の航路等について輸送需要に応じたダイヤの設定等
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	海上運送法第3条、6条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	一般旅客定期航路事業を営もうする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可を受けた者は、船舶運航計画を運航を開始する日までに国土交通大臣に届け出なければなりません。
支援措置を設ける趣旨	観光振興・地域活性化のため、輸送需要に応じたダイヤの設定等が一般旅客定期航路事業で可能であることを明確にし、創意工夫に富んだ運航を実現します。
支援措置の内容	<p>1. 一般旅客定期航路事業においては、季節に限った運航や週末のみの運航、臨時便による増便、出港時間について幅をもたせ、客が集まり次第出港するという船舶運航計画の設定も利用者利便その他公共の福祉を阻害するものでなければ可能であり、輸送需要に応じた運航ができます。</p> <p>2. 実際にも、観光遊覧航路については、東京湾内を縦横に運航しているいわゆる「水上バス」や芦ノ湖遊覧のように創意工夫を凝らして多数営業されており、このような事例の紹介などを通じて、事業者一般旅客定期航路事業についての適切な指導やアドバイス、必要に応じて企画への参加を行います。</p>
今後の検討スケジュール	地域再生計画認定申請マニュアルが公表されたことにより、関係自治体等への周知が図られているとともに、地方運輸局等においても上記の運用を周知徹底済み。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212022
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	NPO等によるボランティア輸送の全国展開
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路運送法第80条第1項
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りではない。」と規定されています。
支援措置を設ける趣旨	タクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民等にかかる十分な輸送サービスが確保できない地域において、一定の要件のもと、NPO等による福祉有償運送又は過疎地有償運送を認めることとします。
支援措置の内容	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送可能化事業については、特区における結果を評価・検証した上で、運送主体について、NPOのほか、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人、公益法人等を含む非営利法人に拡大するとともに、運送の対象の更なる要件緩和等その要件を見直した上で、特区の認定によらずに全国的に実施することとします。
今後の検討スケジュール	平成16年3月16日措置済み(「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」(国自旅第240号))です。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212023
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	観光推奨バス路線指定制度の活用
措置区分	補助要綱
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「公共交通移動円滑化設備整備費補助金交付要綱」(平成12年11月15日付け運計第153号)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	一般乗合旅客自動車運送事業者等が行うノンステップバス等の導入等公共交通移動円滑化設備整備事業に要する経費の一部を国が補助することとしています。
支援措置を設ける趣旨	外国人旅行者にとって路線バスは、系統が複雑でわかりにくいことや、行き先表示に外国語表記がないことなど、その利用が極めて困難な状況にあることから、観光推奨バス路線指定制度を創設し、車両や路線図にカラーリングを施すことや、行き先表示に外国語表記を加えることなどの実証実験を行い、外国人旅行者が利用しやすいバス交通の実現を図ります。
支援措置の内容	外国人旅行者にとって利用しやすいバス路線とすることによって公共交通による移動の円滑化を図るため、地方運輸局が指定した「観光推奨バス路線」について、車両や路線図にカラーリングを施すことや、行き先表示に外国語表記を加えることなどの実証実験を行う場合、その費用の1/2を国が補助することとします。(地方公共団体と協調補助)
今後の検討スケジュール	平成16年度に実施します。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	平成16年度における支援措置。

支援措置番号	212024
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	燃料電池自動車の保安基準策定
措置区分	省令
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路運送車両の保安基準(省令)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	燃料電池という新たな動力システムを有した自動車に係る保安基準が策定されていません。
支援措置を設ける趣旨	燃料電池自動車に係る保安基準を策定することにより型式指定制度の活用が可能となり、大量普及に向けた制度が整備されます。
支援措置の内容	燃料電池自動車の水素安全、衝突安全、高電圧安全等に関する調査・研究を行い、その結果を踏まえて保安基準を策定し、燃料電池自動車の大量普及に向けて、自動車製作者等が型式指定制度を活用できるよう措置します。
今後の検討スケジュール	16年上半期までに基礎データの収集を完了し、16年10月を目処に基準案を取りまとめ、17年3月までに保安基準を公布する予定です。
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212025
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	駅・まちバリアフリー化に関する総合的な構想の策定
措置区分	告示・運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	移動円滑化の促進に関する基本方針(平成12年国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号三1(3) 及び三4(2))
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	現行の基本方針においては、交通バリアフリー法に基づき市町村が作成する基本構想について、その記載及び留意すべき事項等について定めているところです。例えば、特定旅客施設及びその周辺地区(重点整備地区)における主要な道路等について移動円滑化のための事業等について基本構想に盛り込むこと等を規定しています。
支援措置を設ける趣旨	市町村が、その作成する基本構想において、重点整備地区内の官公庁施設、福祉施設等の建築物について、ハートビル法に基づく取り組みとの連携を図ることなどを盛り込むことにより、特定旅客施設及び重点整備地区内の道路等のみならず、建築物も含めた一体的なバリアフリー化整備を促進するためのものです。
支援措置の内容	交通バリアフリー法に基づき市町村が策定する基本構想について、重点整備地区内の建築物も含めた一体的なバリアフリー対応について基本構想策定の際に配慮されるよう、基本方針を改正しその旨を明確化します。 また、市町村による基本構想策定を支援するための情報提供は既に地方運輸局等により行っていますが、今後は、さらに旅客施設及び道路に加え、建築物、公園などの整備を盛り込んだ総合的な基本構想の策定づくりを促進するため、例えば建築物、公園などの整備が盛り込まれた基本構想の事例の紹介等を行ってまいります。
今後の検討スケジュール	基本方針の改正については措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212026
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	駅・まちバリアフリー関連の情報の提供
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	バリアフリー化の整備状況の指標やバリアフリー化に関する先進事例に関する情報を提供することにより、地方公共団体等が、先進的なノウハウも十分に活用しながら、定量的な成果目標を設定したうえで、計画的にバリアフリー化に取り組むことのできる環境を整備します。
支援措置の内容	<p>地方公共団体におけるバリアフリー化整備の促進を支援するため、以下の取組をおこないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅、歩行空間、建築物、公園等のバリアフリー化の整備状況を総合的に指標としてとりまとめ、公表することで、それぞれの施設における整備目標としての活用を図ります。 ・これまでに実施されたバリアフリー環境の整備に関する地方公共団体や事業者等による取組みのうち、関係者間の連携のもと連続的なバリアフリーの実現を図っている等先進的な事例を関係者に広く情報提供します。
今後の検討スケジュール	平成16年度中に検討、措置します。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212027
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等各種実験の実施
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「交通需要マネジメント等実証実験事業費補助金交付要綱」(平成13年4月27日付け国総計第36号)、「自動車事故対策費補助金交付要綱(都市交通の安全・円滑化に資するバス利用促進等総合対策事業)」(昭和55年9月12日付け自保第151号)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	認定された実証実験計画に係る広域型公共交通利用転換実証実験補助対象事業に必要な経費の一部を国が補助することとしています。また、認定された実証実験計画に係るバス利用促進等総合対策事業(実証実験・実証運行事業)に必要な経費に対して、地方公共団体と協調して補助することとしています。
支援措置を設ける趣旨	公共交通への利用転換の促進に関する実験制度、バスの利便性向上に関する実験制度及び道路に関する社会実験制度のテーマ及び内容に合致するものについては、実験制度の活用を図り、それぞれの地域における特性等を活かした各種の先進的な実験が実施できるよう支援します。
支援措置の内容	<p>認定された地域再生計画に係る実験のうち、公共交通への利用転換の促進のための先進的な内容の実験を支援する「広域的な公共交通利用転換に関する実証実験制度」のテーマ及び内容に合致するものについては、同制度を活用することができるよう配慮します。</p> <p>また、パークアンドバスライド実証実験などバスの利便性を向上させ、バスの利用促進を図る「バス利用促進等総合対策事業(実証実験・実証運行事業)」の制度のテーマ及び内容に合致するものについては、同制度を活用することができるよう配慮します。</p> <p>さらに、道路に関し、既存制度の大幅な見直しを伴う、抜本的かつ斬新的な施策について、当該施策を本格実施に移行する際、事前に効果や影響を確認するため、場所と期間を限定して試行・評価する社会実験制度のテーマ及び内容(「くらしのみちゾーン・トランジットモールの社会実験」、「オープンカフェ等地域主体の道活用に関する社会実験」など)に合致するものについては、同制度の活用を図ります。</p> <p>(参考)</p> <p>広域的な公共交通利用転換に関する実証実験制度： http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kouiki/kouiki.html バス利用促進等総合対策事業(実証実験・実証運行事業)： http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/koukyo/omuni/bus_riyo/bus_riyo.files/slide0020.htm 道路に関する社会実験制度 http://www.mlit.go.jp/road/demopro/index.html</p>
今後の検討スケジュール	措置済み
特記事項	特になし

当該支援措置を活用できる時期について

「広域的な公共交通利用転換に関する実証実験制度」、「くらしのみちゾーン・トランジットモールの社会実験」、「オープンカフェ等地域主体の道活用に関する社会実験」、「バス利用促進等総合対策事業(実証実験・実証運行事業)」は、平成16年度の実験の公募を既に終了しているため、既に実験対象に選定されている事業に限り第3回地域再生計画認定申請に際して活用可能。

支援措置番号	212028
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	まちづくり交付金の創設
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	都市再生特別措置法第47条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	国は、市町村が作成した都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費を、国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。(都市再生特別措置法第47条)
支援措置を設ける趣旨	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るためのものです。
支援措置の内容	<p>市町村の自主性や裁量性を最大限発揮することにより、地域の創意工夫を活かした個性あるまちづくりを推進するため、従来の補助金と全く異なる、「まちづくり交付金」を創設しました。本制度は、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために交付金を交付するものであり、その内容は次のとおりです。</p> <p>都市再生整備計画の作成 市町村は地域の特性を踏まえ、まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成します。</p> <p>交付対象事業 道路、公園、下水道、地域交流センターなどの事業に加え、市町村の提案に基づく事業も支援対象とするとともに、支援対象の選択も自由となっています。</p> <p>交付金の交付 国は、市町村が作成した都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度毎に交付金を交付します。</p> <p>事後評価 計画期間終了時、市町村に目標の達成状況等に関する事後評価を求めることとし、その結果等についてチェックし公表します。</p> <p>その他 交付金は、計画に位置付けられた事業にどのように充てても自由で、年度間で国費率の調整を行うことができます。</p>
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	都市再生整備計画に記載された交付期間内

支援措置番号	212029
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	道路占用における「市町村推奨ルール」の導入
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	道路法第32条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	路上イベント等を実施するに当たり、道路に物件等を設けて継続して道路を使用しようとする場合には、その道路の種別に応じて、道路管理者による占用許可を受ける必要があります。
支援措置を設ける趣旨	市町村が支援する路上イベント等が、当該市町村の区域内の国道又は都道府県道で行われるものである場合について、道路管理者による占用許可に市町村の意見を反映させることとします。これにより、市町村主導による路上イベント等の実現を図ります。
支援措置の内容	市町村が地域の活性化等の観点から支援する路上イベント等が、当該市町村の区域内に存する国道又は都道府県道において行われるものである場合において、主催者による占用許可申請の際に当該市町村の意見が付されているときには、国道又は都道府県道の道路管理者はその意見を尊重して柔軟かつ弾力的な占用許可の判断を行うこととし、その方法等を定めた通達を発出することとしています。
今後の検討スケジュール	道路管理者による市町村からの意見聴取の具体的な方法や、占用許可の判断に当たっての留意事項等を検討し、平成16年度中に、国道及び都道府県道の道路管理者に対して通達を発出することとしています。
特記事項	
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212030
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	河川占用における「包括占用制度活用ガイドライン」の策定等
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「包括占用制度活用ガイドライン」(仮称) 「地域再生計画区域内における占用許可手続の迅速化について」(仮称)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	包括占用制度は河川敷地占用許可準則第16から第21までに規定されているところであるが、その特徴は、 ・ 占用許可の際には目的を特定している必要が無く、許可後に市町村が具体的な利用方法を決定 ・ 市町村と使用契約を締結した施設設置者による施設の設置、利用が可能 ・ 一定の工作物及び栽植については、申請した範囲・数内で自由に設置が可能 などである。 占用許可に係る手続について、現行標準処理期間として3ヶ月を目安としているところ。
支援措置を設ける趣旨	市町村の主体的且つ計画的な河川敷地利用を可能とする包括占用許可制度について周知するとともに、占用許可手続の迅速化を図り、創意工夫を活かした地域再生を推進していきます。
支援措置の内容	「河川占用における包括占用制度活用ガイドライン」の策定 平成11年に、包括占用制度(市町村が占用の許可を受けた後に、具体的な利用方法を決定して河川敷地を利用する占用)を創設したところですが、その後における同制度を活用して河川敷地利用に市町村の創意工夫を反映している事例を含め、同制度の概要及び活用方法についてまとめたマニュアルを作成し、これを広く周知することで、地域の特性を踏まえた市町村による主体的かつ計画的な河川敷地利用を可能とする包括占用制度の普及拡大を図ります。 地域再生計画区域内における占用許可手続の迅速化 地域再生計画区域内であれば、河川における包括占用、通常の占用許可については、市町村の意見聴取期間の短縮の協力も得て、許可手続の大幅なスピードアップを図ります。具体的には標準処理期間3ヶ月のところ、原則として1ヶ月を目安に優先的に処理するよう通知(都道府県知事には依頼)を發出します。
今後の検討スケジュール	包括占用制度ガイドラインについては平成16年度中に事例の収集、検討等を行い、マニュアルとしてまとめ、配布する予定。 地域再生計画区域内における占用許可手続の迅速に係る通知についても、平成16年度中に發出する予定。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212031
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	「水辺の自由使用ガイドライン」の策定
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「水辺の自由使用ガイドライン」(仮称)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	河川管理者が権限を有する河川敷地(以下「河川敷地」という。)を占有する場合には、河川法第24条の規定に基づく河川管理者の許可(以下「占有許可」という。)が必要となります。また、工作物を設置する場合には、河川法第24条の許可のほかに、河川法第26条の規定に基づく河川管理者の許可(工作物設置許可)が必要となります。
支援措置を設ける趣旨	河川敷地に工作物を設置する場合など河川管理者の許可等が必要となる一定の利用行為を除いて、河川敷地は自由使用を原則としていますので、誰でも自由に利用することが可能です。この自由使用によるカヌーやレガッタ大会等のイベント開催に関する工夫等を事例集としてまとめ、周知することで河川敷地におけるイベント利用の柔軟化、拡大を図ります。
支援措置の内容	カヌーやレガッタ大会等の河川の水辺空間を利用したイベントを開催するに当たっては、工作物の設置の有無、イベントの規模等の工夫によっては占有許可を受けることなく、自由使用として利用が認められる場合もあることから、このような自由使用による河川敷地のイベント利用ができる工夫を含めた事例集を作成し、これを広く全市町村に周知することで、河川敷地におけるイベント利用の柔軟化、拡大を図ります。
今後の検討スケジュール	平成16年度中に事例の収集、検討等を行い、事例集としてまとめ、配布する予定。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212032
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	都市計画法第29条、第34条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	市街化調整区域で開発行為の許可を受けるためには、都市計画法第34条各号のいずれかに該当しなければなりません。例えば同条第10号口では、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為について、開発許可権者が開発審査会の議を経て個別に許可できることとなっています。
支援措置を設ける趣旨	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものなどは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた制度運用が可能となっており、国土交通省では、技術的助言として示した「開発許可制度運用指針」において、画一的な運用でなく地域の実情に応じた運用を行うことが望ましいことを既に示していますが、制度の運用状況についての実態調査・情報提供を行った上、上記運用指針の趣旨を再度、開発許可権者に周知しました。
支援措置の内容	開発許可制度の、市街化調整区域における開発許可の事例や条例の制定状況について、調査を行い、当該調査の結果を踏まえた情報提供、地域の実情に応じた開発許可制度の弾力的な制度運用が可能であること等を開発許可権者に通知するとともに、全国担当者会議等の場で周知しました。
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限をもうけない。

支援措置番号	212033
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	建築基準法第42条、第43条の2
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	建築基準法第42条第1項の規定による道路については、幅員4m以上を原則とし、既存の4m未満の道は特定行政庁の指定により同項の道路とみなすこととしていますが、土地の状況によりやむを得ない場合には、同条第3項の規定により、幅員を2.7m以上4m未満の範囲内で別に指定できます。
支援措置を設ける趣旨	地域の歴史文化を継承するため、4mに満たない路地に面する場合でも、地方公共団体の条例で建築物の安全上の条件を付して、建築物の増改築等を可能とするとともに、各種事業制度等により、美しいたたずまいの保全・再生を積極的に推進します。
支援措置の内容	<p>特定行政庁に対し、以下の内容を周知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の歴史文化を継承し、路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生を図る場合に、法第42条第3項の適用を考慮することは差し支えないこと。 2. 法第42条第3項を適用する場合には、沿道の建築物について、必要に応じ、地方公共団体が、法第43条の2の規定に基づく条例により、防火上の構造制限や集客力のある用途の制限等を付加することができることとしたので、当該制度の活用について考慮することが望ましいこと。 3. これらの措置のほか、建築規制の各種特例制度等により、歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくりの推進が可能であること。 4. さらに、街なみ環境整備事業、密集住宅市街地整備促進事業、まちなみデザイン推進事業、歴史・文化継承住宅融資等の各種事業制度等を併せて活用することにより、路地や細街路の美しいたたずまいを活かした地区の整備が可能であること。
今後の検討スケジュール	「建築基準法第42条第3項の規定について」(平成16年2月27日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)により措置済
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	212034
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	構想策定段階からの総合的な情報提供の実施
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	市町村等が地域再生計画を策定する際に、その構想段階から建設産業再生協議会を活用し積極的に情報提供を行うことを通じて、新分野進出など建設業の経営革新を促進するための計画の策定を支援します。
支援措置の内容	平成15年度に地方整備局等ごとに設置された建設産業再生協議会()において、関係行政機関、地方公共団体、建設業者団体等と連携・協力して新規参入分野における市場の動向、規制等の制度、公的融資・助成金等の支援措置等について、リーフレット等を活用して、総合的な情報提供を行います。 ()「建設産業再生協議会」 関係行政機関が相互に情報提供を行うことにより、情報の共有化を図るとともに、建設産業の再生に向けた各機関の連携体制の確立を目指しています。メンバーは、地方整備局建政部と都道府県建設業担当部局だけでなく、建設業団体、都道府県産業振興政策・雇用政策担当部局などの関係行政機関や公認会計士・中小企業診断士等の専門家や大学教授等の学識経験者なども加えることとしています。
今後の検討スケジュール	措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	212035
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	「企業連携・新分野進出モデル事業」の積極的な活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	地域再生計画に、建設業の新分野進出や資機材の共同調達などの企業連携の取組みの促進を盛り込んだ地域において、「企業連携・新分野進出モデル事業」を積極的に活用することを通じ、事業者自らが合理化・効率化を経験し、更なる効率化のステップである合併、持株会社統合、買収など、企業組織・資本の統合への移行を促進し、過剰供給構造の是正につなげることを目指します。
支援措置の内容	建設業の新分野進出や企業連携の取組みの促進を地域再生計画に盛り込んでいる場合、当該地域の中小・中堅建設業者による「企業連携・新分野進出モデル事業」()の活用を積極的に進めます。 ()「企業連携・新分野進出モデル事業」 経営の効率化、経営基盤の強化等に資するとともに、将来的に企業組織・資本の統合につながる可能性の高い、資機材の共同調達・共同配送、経営管理業務の外注化、新技術・新工法の共同開発、新分野進出などの取組みを実施しようとする中小・中堅建設業者(企業グループ)で、その事業計画が新規性、生産性の向上、実現の確実性などの、一定の要件に該当するものを公募の上選定します。選定された事業者に対して、事業の実施内容とその評価・分析、問題点と講じた解決策の内容等について調査を委託します。事業者から提出された報告書を踏まえ、広く中小・中堅建設業者の経営の効率化、経営基盤の強化等に向けた取組みの参考となる事項を検討し、企業連携マニュアル(仮称)を策定・普及します。
今後の検討スケジュール	措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	第1回地域再生計画認定申請に際してのみ活用可能。 (平成16年7月1日から平成16年8月2日まで公募実施済み。)

支援措置番号	212036
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	建設業再生アドバイザーの派遣
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	中小・中堅建設業に対して専門的な視点に基づくアドバイスを提供し、現在抱える課題や問題点の解決を図ることを通じて、経営の効率化や経営基盤の強化に資する企業連携や新分野進出などの経営革新の取組みが具体化し、地域の基幹産業である建設業の再生につなげることを目指します。
支援措置の内容	平成14年度補正予算において建設業団体傘下の各県建設業協会等に確保した「新分野進出アドバイザー」を積極的に活用し、経営革新の取組みの促進に資する情報提供を進めます。また、平成15年度に各整備局等に設置した中小・中堅建設業向けの「経営相談窓口」においては、これまで中小企業政策・雇用政策に係る関係行政機関の各種助成・支援措置等の紹介や適用を受けるための助言、新分野進出事例の紹介等を行ってきたところですが、窓口の機能を更に充実し、中小・中堅建設業者の個別・具体的な相談に応じられる体制を整備するため、中小企業診断士等の専門家(「建設業再生アドバイザー」)の活用を進めます。具体的には、中小・中堅建設業の経営者の方が、事業内容や組織の見直し、新分野進出の手法などについて専門家から直接アドバイスを受けられるよう、各整備局等においてアレンジメントを行います。なお、8月から10月にかけて、地域ブロックごとに建設業再生アドバイザーを配置し、同アドバイザーの派遣を行っています。
今後の検討スケジュール	措置済み
特記事項	<p><u>【問い合わせ先】</u> 利用方法については、下記の各地方整備局等の窓口にお問い合わせください。なお、相談申込書は、各地方整備局等のホームページからダウンロードできます。</p> <p>北海道:北海道開発局 011-709-2311(内線5892) 東 北:東北地方整備局 022-225-2171(内線6142) 関 東:関東地方整備局 048-601-3151(内線6143) 北 陸:北陸地方整備局 025-266-1171(内線6142) 中 部:中部地方整備局 052-953-8572(内線6142) 近 畿:近畿地方整備局 06-6492-1141(内線6142) 中 国:中国地方整備局 082-221-9231(内線6142) 四 国:四国地方整備局 087-851-8061(内線6142) 九 州:九州地方整備局 092-471-6331(内線6142) 沖 縄:沖縄総合事務局 098-866-0031(内線3171)</p>
当該支援措置を活用できる時期について	平成16年度における支援措置。

支援措置番号	212037
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	各種支援措置の重点実施
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	構造改革特別区域制度やその他の支援措置制度を積極的に活用していくことを通じて、建設業の新分野進出などの経営革新の取組みの促進を図ります。
支援措置の内容	構造改革特別区域制度の活用を引き続き推進するとともに、中小企業再生支援協議会の機能を活用した企業再生支援、中小企業経営革新支援法等を活用した経営革新支援、中小企業金融公庫等の低利融資制度を活用した資金繰り支援などの中小企業支援施策や「建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金」等の助成制度を活用したセーフティネット確保支援などの雇用対策について、関係省庁と連携して進めます。なお、関係省庁間の施策実施の連携等については、今後「建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連絡会議」で議論していく考えです。
今後の検討スケジュール	措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	平成16年度における支援措置。

支援措置番号	212038
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	関係省庁連携会議の開催
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	-
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	-
支援措置を設ける趣旨	新たに設置する「建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連携会議」の議論を踏まえ、各省庁の施策の連携を進め、新分野進出の取組みの更なる促進を図ります。
支援措置の内容	進出先分野における建設業の人材・能力の活用や新分野進出等に伴う雇用のセーフティネット確保などについて、必要な支援施策に係る情報交換・意見交換を通じ、施策の実施等について連携を図ることを目的として、厚生労働省、農林水産省、経済産業省中小企業庁、環境省の参加を得て「建設業の新分野進出を促進するための関係省庁連絡会議」を開催します。今後、同会議の議論の内容や施策の検討状況等については、建設産業再生協議会等を通じて情報提供していく予定です。
今後の検討スケジュール	関係省庁連携会議(平成16年3月30日初会合)は、 <u>8月27日に第2回会合を開催しており、今後も随時開催する予定です。</u>
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	平成16年度における支援措置。

支援措置番号	230007
担当省庁	国土交通省、環境省
支援措置事項名	案内標識に関するガイドラインの策定
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	案内標識等の整備手法について事業実施主体間の調整を図り、観光振興に資する案内標識整備等を推進することにより、外国人を含めた観光客の利便性の向上等を図ります。
支援措置の内容	<p>(ア)道路、河川、公園、交通機関、観光施設、自然公園施設などに設置されている案内標識等に関して、景観への配慮方策、外国語表記法等のルール化が望ましい事項について、「観光活性化標識ガイドライン」をとりまとめます。</p> <p>(イ)また、観光振興の観点から、当該ガイドラインに基づき、外国人にもわかりやすく景観に配慮した案内標識を、各事業実施主体が統一的に整備します。</p> <p>支援措置を求める自治体に対しては、当ガイドラインを配布することが支援措置となります。</p>
今後の検討スケジュール	<p>(ア)16年度にとりまとめる予定です。</p> <p>(イ)16年度に統一的整備に着手します。</p>
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	230008
担当省庁	国土交通省・農林水産省
支援措置事項名	農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区への地区計画制度の導入
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	都市計画運用指針(平成16年3月31日付け国都計第211号都市・地域整備局長通知) - 2 - 1土地利用G地区計画2地区計画の対象となる区域(2) 5)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	都市計画運用指針において、市街化調整区域等内の農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区においても、同法による実施計画との調和が図られれば、地区計画を定めることが可能であるとしている。
支援措置を設ける趣旨	今回の地域再生構想提案に基づき、工業等導入地区と地区計画を同時に活用して地域再生が図れるよう、弾力的に対応するものです。
支援措置の内容	市街化調整区域等において地域再生へ利活用できるよう、市街化調整区域等内の農村地域工業等導入促進法の工業等導入地区においても、同法による実施計画との調和が図られれば、地区計画を定めることが可能であることを、平成16年3月31日付けにて、都市計画運用指針を改定し、周知しました。
今後の検討スケジュール	特になし
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限をもうけない。

支援措置番号	230009
担当省庁	国土交通省、農林水産省、環境省
支援措置事項名	良好な景観形成の推進
措置区分	法律
支援措置に係る法令等の名称及び条項	景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>・「景観法」については、支援措置を設ける趣旨参照。</p> <p>・「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」については、景観法の施行に伴い、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の関係法律の整備を行うものです。</p> <p>・「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」により改正を行う法律のうち、都市緑地保全法については、都市における緑地の保全及び緑化の推進に關し必要な事項を定めており、都市公園法については、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めています。</p>
支援措置を設ける趣旨	<p>・「景観法」は、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観の形成に関する事業等に対する支援その他の施策を総合的に講ずるための法律です。</p> <p>・「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」については、景観法の施行に伴い関係法律の規定の整備等を行うための法律です。</p> <p>・「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」は、良好な都市環境の形成のため、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層推進するための制度の充実を図るための法律です。</p>
支援措置の内容	<p>都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観に関する基本理念及び国等の責務を定め、景観計画の策定、景観計画区域・景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構による支援等の仕組みを創設するとともに、屋外広告物を規制する仕組みの充実を図ります。また、良好な都市環境と都市景観の形成を図るため、緑地保全地域における緑地の保全のための規制及び緑化地域における緑化率規制の導入、立体都市公園制度の創設等の措置を講じます（「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」）。</p> <p>なお、景観法において、景観農業振興地域整備計画による景観と調和のとれた農業的土地利用の誘導、景観計画に即した森林施業の推進、及び国立・国定公園内に関し、景観計画に即した公園事業の実施や行為許可の特例により優れた自然の風景と調和した良好な景観の形成が推進されるよう措置しています。</p>
今後の検討スケジュール	<p>平成16年12月施行予定。</p> <p>景観地区等に関する規定は公布(平成16年6月18日)後1年以内に施行予定です。</p>
特記事項	特になし

当該支援措置を活用できる時期について

期限をもうけない。

支援措置番号	230010
担当省庁	国土交通省、総務省、経済産業省
支援措置事項名	業務核都市基本構想変更手続きの簡素化
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	多極分散型国土形成促進法 第25条 「業務核都市基本構想の作成等について」(平成元年4月27日)国土庁、通商産業省、運輸省、建設省、自治省(業務核都市制度主管課長会議説明資料)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	業務核都市基本構想変更時に予備調査を行うこととしています。
支援措置を設ける趣旨	業務核都市の業務施設集積地区で中核的民間施設等を整備する民間事業者等の立地動向に即応し、時機に応じた基本構想の変更を可能とします。
支援措置の内容	直近の予備調査から一定の期間内に中核的民間施設に係る事項の追加・修正等のみを行う場合の予備調査は、平成16年度中に不要とします。 このため、平成16年度の早い段階で、関係地方公共団体の都市整備への取組みの実態を確認するなど、予備調査が不要となる「一定の期間」等について検討した上で、上記について関係地方公共団体に対し周知を図ります。 予備調査とは、地方公共団体が業務核都市基本構想を作成するにあたり、その内容と、業務核都市基本方針や首都圏基本計画など国の計画との整合を図るために行うものです。
今後の検討スケジュール	平成16年度第3四半期までを目途に、運用改善方針の検討及び関係者との協議を行い、結論が得られ次第、各地方公共団体へ周知し、運用を開始します。
特記事項	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	213001
担当省庁	環境省
支援措置事項名	環境と経済の好循環のまちづくりに対する支援
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	環境と経済の好循環を地域発の創意工夫と幅広い主体の参加によって生み出すまちづくりのモデル事業を実施することにより、二酸化炭素の排出削減等を通じた環境保全と雇用創出等による経済活性化を同時に実現していく、環境保全をバネにしたまちおこしの成功例を広く国の内外に示すことを目的としています。
支援措置の内容	<p>環境と経済の好循環のまちづくりについて自治体の創意工夫のアイデアを募り、第三者からなる選定評価委員会によって選定された各地域(大規模5カ所、小規模5カ所)に対して、以下の事業を集中的に実施した上で、その環境、経済両面の効果を把握、評価し、国の内外に情報提供します。</p> <p>(1)環境と経済の好循環のまちモデル事業 具体的な事業計画の策定、地域の各主体が連携する協議体の活動(勉強会の開催等)、事業計画に掲げるソフト事業(消費者向けセミナーの開催等)の実施、事業の効果の把握と評価を、国の委託事業として実施します。</p> <p>(2)地球温暖化を防ぐまちづくり事業 モデル地域における環境と経済の好循環を目指して行われる、代替エネルギー、省エネルギーに係る二酸化炭素排出削減効果を有する具体的なまちづくり事業(燃料電池設備の設置、風力発電設備の設置等)の実施に要する費用に充てるための交付金を交付します。</p> <p>実施箇所の選定にあたっては、地域再生計画に同事業を位置づけ、認定を受けた地方公共団体より応募があった場合、第三者により構成される選定評価委員会に対して、地域再生計画として認定されている旨を適切に情報提供し、モデル地域を決定することとします。</p>
今後の検討スケジュール	平成17年度政府予算に新規地域用の予算が盛り込まれるよう予算要求を行って参ります。
特記事項	平成17年度政府予算に新規地域用の予算が盛り込まれた場合には、直ちに公募を開始する予定です。
当該支援措置を活用できる時期について	平成16年度分の対象地域の選定は終了していますので、第2次認定に際して新たに地域の選定を行うことはできませんが、平成16年度選定地域の取組に係る情報提供を行います。 平成17年度政府予算に新規地域用の予算が盛り込まれた場合には、それ以後の地域再生計画において、当該支援措置が活用できるよう検討します。

支援措置番号	213002
担当省庁	環境省
支援措置事項名	バイオエタノール製造プラント建設に対する支援
措置区分	補助要綱
支援措置に係る法令等の名称及び条項	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	16年度交付要綱に規定されている。
支援措置を設ける趣旨	地球温暖化対策技術の普及を事業とする新たなビジネスを支援するため、先見性・先導性の高いビジネスモデルを支援する。
支援措置の内容	先見性・先進性の高いビジネスモデルについて、核となる技術に係る設備整備補助事業を環境省HPで事業者を公募して実施するもので、16年度は廃木材からバイオエタノールを製造するプラントを建設する事業を募集した。
今後の検討スケジュール	16年度の採択事業について交付決定した。
特記事項	なお、平成16年度の事業については、既に募集が終了しています。
当該支援措置を活用できる時期について	第1次地域再生計画認定申請に際してのみ活用可能

支援措置番号	213003
担当省庁	環境省
支援措置事項名	エコハウス整備事業の実施
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内において、地方公共団体等が行う地球温暖化対策事業(代エネ・省エネに係るものに限る。)に対し、必要な経費を国が補助することにより、地方公共団体等による地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的としています。
支援措置を設ける趣旨	都道府県地球温暖化防止活動推進センター(都道府県センター)の普及啓発を効果的に実施するための施設整備を促進します。 都道府県センターの指定は現在26箇所に留まっており、今後の指定拡大が見込まれることから、当該補助事業の実施により都道府県センターの指定を促進します。
支援措置の内容	エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制対策技術を複数取り入れた施設を、地域特性を踏まえた様々な代エネ・省エネ技術の見学・体験が可能であって、環境学習や普及啓発の場としても活用可能な都道府県センターの研究施設として整備を行う地方公共団体に対し補助をします。 市区町村が当該事業を要望する場合には、都道府県、都道府県センターと協議のうえ、都道府県センターの支所的機能と位置付けて要望する必要があります。 導入される主な対策技術としては、太陽光発電、風力発電、屋上緑化、間伐材の利用、高効率断熱材、断熱サッシ(複層ガラス等)、内炎式ガスコンロ、IHヒーター、透水性舗装、ペレットストーブ、雨水貯水タンクの設置等が想定されます。
今後の検討スケジュール	
特記事項	なお、平成16年度の事業については、既に募集が終了しています。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	213004
担当省庁	環境省
支援措置事項名	エコツーリズムに対する支援
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	地域が主体となり、自然環境を保全しながら、自然や文化を活かした観光と地域振興の両立を目指すエコツーリズムの普及・定着を図るものです。
支援措置の内容	<p>第3回エコツーリズム推進会議(平成16年6月開催)において、次の5つの推進方策をとりまとめました。これを踏まえ、環境省では、次のような支援を行います。(http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/index.html)</p> <p>1. 情報提供 エコツーリズムの理念を分かりやすい形で普及するため、エコツーリズム憲章を制定 エコツアーへの参加を促進するため、全国のエコツアー事業者、ツアー内容、環境配慮の取り組み等の情報をインターネットで紹介するエコツアー総覧を開設(http://ecotourism.jp) エコツーリズム推進のための基本的な手法やポイントをまとめた「エコツーリズム推進マニュアル」を作成</p> <p>2. 表彰制度 エコツーリズムを展開する地域や事業者の取り組みのうち、特に優れた事例を表彰し、広く紹介するため、エコツーリズム大賞を公募します。応募要領に基づき、今秋から募集を行います。</p> <p>3. モデル事業の実施 エコツーリズムの良い事例をつくるため、今年度から13のモデル地区において、地域資源を活用したプログラム開発、ルールづくり、人材育成など各地区に応じた支援を自治体に対して行います。 選定自治体以外の応募自治体に対して、専門家派遣等の支援を行います。</p>
今後の検討スケジュール	上記事業の充実
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	上記については、今年度から3カ年間実施。

支援措置番号	213005
担当省庁	環境省
支援措置事項名	有害鳥獣駆除の許可権限の市町村への委譲
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	都道府県知事の捕獲許可権限に属する事務処理について
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成14年環境省告示第86号)の -4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(有害鳥獣捕獲に係るものに限る)に関する事項の2において、許可権限の市町村長への委譲については、都道府県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務については、「地域の実情に応じて適切に市町村に委譲され、円滑に制度の運営が図られるよう努めるものとする」とされています。
支援措置を設ける趣旨	都道府県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務処理については、地方分権の推進を図る観点から地域の実情に応じて適切に市町村へ委譲することが可能となっていることから、このことについて十分な周知を図るものです。
支援措置の内容	地方分権の推進を図る観点から、地域の実情に応じて適切に市町村へ委譲されるよう通知を发出了しました。
今後の検討スケジュール	
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	213006
担当省庁	環境省
支援措置事項名	県境を越えて行動する鳥獣の管理体制の確立
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「広域分布型鳥獣保護管理指針策定事業」(平成16年度新規予算措置)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	全国的・広域的な観点から保護管理の方向付けを行う必要性が高い鳥獣について、保護管理のための指針を作成します。
支援措置を設ける趣旨	広域的に個体数・分布域が増加し水産業等に被害を与えているカワウについて、被害対策を念頭に関係都道府県が適切な保護管理ができるよう、環境省、関係県、関係機関等により構成される検討会において、広域的な取組の方向を示します。
支援措置の内容	カワウについて、被害が生じている地域を念頭に国が広域的かつ詳細な基本指針を示し、その下で関係する都道府県が協力してそれぞれが地域の実情に合わせて実施できるよう関係都道府県に通知します。
今後の検討スケジュール	平成16年度以降順次、基本指針を策定し、これに伴う通達を関係都道府県に発出する予定です。
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	213007
担当省庁	環境省
支援措置事項名	補助対象施設の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する財産処分の承認の基準の運用
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。</p> <p>(注)法第7条第2項の規定による条件 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。</p>
支援措置を設ける趣旨	地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	<p>環境省所管の補助金等により取得した財産について、自然公園等整備費補助金の場合、社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる補助対象施設については、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更がされ、補助事業の執行の必要性がなくなった場合に、転用を認めることとします。</p> <p>ただし、 有償の譲渡・貸付の場合 公共施設以外への転用の場合 補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合 には国庫納付を求めることができます。</p>
今後の検討スケジュール	平成16年度から運用します。
特記事項	補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態(譲渡・貸与の別、有償・無償の別)及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	220001
担当省庁	内閣府
支援措置事項名	PFI事業に係る補助金のイコールフットingの促進
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	
支援措置を設ける趣旨	PFI事業の円滑な実施を図るためには、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の補助金による支援措置について、イコールフットingを図る必要があります。
支援措置の内容	<p>PFI事業における補助金交付の取扱いについては、平成13年9月の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議において、「今後、関係省庁において、必要に応じて財政当局との協議を行ないつつ、個別の事業分野ごとに補助金交付要綱等の見直し等必要な措置を講ずる」旨、申し合わせを行なっているところです。</p> <p>上記申し合わせに基づき、現状の関係省庁の見解及び措置の状況については、同関係省庁連絡会議においてとりまとめ、平成16年3月の民間資金等活用事業推進委員会総合部会において、「地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金の適用状況について」として、報告、公表したところです。その中では、前回調査時(平成14年度)に比して、BOT方式の補助対象が全体の70%から80%強に、BOT方式においても同10%強から60%強にそれぞれ増加するなど、関係省庁において前向きな対応が取られていることが認められました。</p>
今後の検討スケジュール	上記の通り措置済み。(平成16年3月29日公表)
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	220002
担当省庁	内閣府
支援措置事項名	構造改革特別区域制度にかかる規制緩和提案のデータベース化
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	
支援措置を設ける趣旨	構造改革特区の一層の利便性の向上に資する。
支援措置の内容	PDFファイルのみでなくエクセルファイルも利用できるようにすることにより、過去の提案と各省庁の対応の検索を可能とするとともに、国民に分かりやすい形で特区の利用方法や各認定特区での取組みなどを示すホームページ「日本改革前線マップ」を公開した。
今後の検討スケジュール	措置済み
特記事項	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。